

厚生労働省
平成30年度障害者総合福祉推進事業

放課後等デイサービスガイドラインを用いた
サービス提供の実態把握の為に調査

報 告 書

平成31年3月

一般社団法人 全国児童発達支援協議会

【目次】

第一章	事業要旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(3)
第二章	事業目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(3)
第三章	事業の実施内容（調査・分析・考察、提案など）	(4)
第 1 節	アンケート調査班	
1 :	要旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(4)
2 :	方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(5)
3 :	結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(6)
4 :	考察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(45)
5 :	追加調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・	(51)
6 :	まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・	(55)
7 :	資料・・・・・・・・・・・・・・・・	(55)
第 2 節	・ヒアリング調査班	
1 :	要旨・・・・・・・・・・・・・・・・	(60)
2 :	目的・方法・・・・・・・・	(60)
3 :	結果・・・・・・・・	(61)
4 :	考察・・・・・・・・	(70)
5 :	資料・・・・・・・・	(72)
第 3 節	・ガイドライン改訂班	
1 :	課題分析・・・・・・・・	(77)
2 :	改訂に求められること・・・・・・・・	(79)
3 :	作成にあたり重視した事項・・・・・・・・	(79)
4 :	改訂案における具体的記述	(83)
5 :	資料（章立て比較表 放課後等デイサービス デイサービスガイドライン・放課後児童クラブ運営指針 児童発達支援ガイドライン・保育所保育指針 ・発達支援の指針	(85)
第四章	検討委員会等の実施状況	(95)
第五章	成果の公表方法（実施法人のホームページへの掲載等）	(98)
第六章	（別冊）改訂ガイドライン	(1)
	（別冊の目次参照）	

第一章 事業要旨

（平成30年障害者総合推進事業 指定課題17より、一部抜粋・改訂）

平成 24 年 4 月の児童福祉法改正により新たに放課後等デイサービスが位置づけられたが、利用する児童の状態像には多様性があり、提供される支援についても質の観点から、事業所間で大きな開きがあるとの指摘を受け、放課後等デイサービスガイドライン（以下、ガイドライン）が平成 27 年 4 月に策定された。

また、ガイドラインと併せて、各事業所でサービス提供等について支援の質向上に向けた自己評価表及び、保護者向け評価表も作成された。

しかし、ガイドライン策定後においても単なる居場所や預かりの場となっている事例や学校等との連携が不十分な状態でのサービス提供がなされていること等が指摘されてきたため、平成 29 年度からサービスの質の評価等の公表が義務づけられた。

1）今回、平成 27 年 4 月に策定された、放課後等デイサービス ガイドラインについて、事業所自己評価表及び、保護者向け評価法の活用状況や実態調査を行い、ガイドライン策定後における支援の質の変化等について実態調査を行う。有識者の意見を踏まえ、実態調査内容を検討し、調査は質問紙調査で行った。放課後等デイサービス事業所数がおよそ13,000ヶ所と非常に多かったが、一部QRコードでオンラインでの調査を含む全数調査を企画実施した。送付先が把握できた12,480 事業所へ郵送し、有効回答数は3,845 件で、有効回答回収率は30.8%だった。結果を集計分析し考察し、放課後等デイサービスガイドライン（以下、ガイドライン）改訂の参考資料とした。

2）さらに、有識者の意見を踏まえ、ヒアリング内容を検討し作成した。ヒアリングを事業所（事業者19ヶ所、行政（政令指定都市を含む市区町村と都道府県）14ヶ所にヒアリング調査を実施した。

行政からの周知については、十分周知されていない地域もあり、区分判定が難しい、ニーズが見えないこともあると知った。結果を集計分析し考察し、ガイドライン改訂の参考資料とした。

3）1）、2）の調査結果、考察をさらに分析検討した。その結果考察などを参考とし、関連する、放課後児童クラブ「学童保育ガイドライン」での育成、児童発達支援（発達支援ガイドライン）、さらに、小中学校、特別支援学校の「特別支援教育」との連携も視野に入れてガイドライン改定案を作成した。

（別紙 ガイドライン改定案 参照）

第二章 事業目的

第1節 事業目的

平成 27 年 4 月に策定されたガイドラインについて、事業所自己評価表及び、保護者向け評価法の活用状況や事業の実態調査（アンケート調査）および、ヒアリング調査（事業者および行政）を行い、ガイドライン策定後における支援の質の変化等について実態調査を行う。その結果等を分析考察し、ガイドライン改訂案を作成する。

第2節 方法

1）調査紙による調査：有識者の意見を踏まえ調査内容を検討し、調査の実施・取りまとめを行う。調査は質問紙調査で行うが、事業所数が13,000ヶ所と非常に多いため、一部QRコードを利用したオンラインでの調査を含む全数調査を企画実施する。

2）ヒアリング：事業所（事業機能を分類した上で事業者19ヶ所、および行政（政令指定都市・中核都市以下・県）14ヶ所へ実施する。

3）アンケート調査・ヒアリング調査結果を分析・考察しガイドラインについて改訂案を作成する。
また、成果物（別冊）として報告する。

第三章 事業実施内容（調査・分析・考察、提案など）

第1節 アンケート調査班

1 要旨

放課後等デイサービスガイドライン策定後における支援の質の変化等について、実態調査を行い、ガイドライン改定案の作成に資する資料とすることを、本調査の目的とした。

調査方法として、資料1にあるように、平成30年度放課後等デイサービス全国実態調査票を用いアンケート調査を郵送にて、平成30年11月1日から30日までの期間で実施した。ページ1～4の本調査、ページ5の追加調査からなっており、本調査については、調査票の返信もしくはQRコードを用いたグーグルアンケートへの直接入力の方法を選択してもらった。結果を以下に示す。

調査母数12,480件中、有効回答数は3,845件で、有効回答回収率は30.8%だった。事業種は、放課後等デイサービスが59.8%でその他多機能事業所などであった。主たる障害が重症心身障害の施設は、201か所で5.2%であった。

まず、児童の状況について、障害種は発達障害、知的障害が多く、小学校低学年の利用が多かった。社会的養護の必要な児童がいる施設の割合は、31%程度であった。

次に、基本活動についての内容で、アセスメントの方法は、家族からの情報、ヒアリング、独自のシートにより行われていた。標準化されたアセスメントツールは、新版K式発達検査などの発達検査、WISCなどの知能検査、VINELANDが多かった。どんな力をつけることをねらいとするかについての自由記述では、3つの要因として、主体性：自立、選択、自信、自己肯定感など、社会性：集団適応、ルールやマナー、協調性、将来に向けた準備など、生きる力：生活力、体験、遊び、学習、コミュニケーション、身辺自立、表現、体作り、運動などが、事業所において重視している項目と思われた。活動の具体的内容としては、事業所内での成功体験や自立に向けての活動を重視していることがうかがえる。個別支援計画には、コミュニケーションや社会性、自己理解などの支援項目が盛り込まれることが多い。また、基本的日常生活習慣にかかわる項目も多く、将来の自立生活や就労に向けて身につけたい力として考えている様子がうかがわれた。学校連携している事業所の割合は87.1%で、随時情報交換や関係者会議によるものが多かった。保護者連携については、連絡帳の利用や送迎時に行い、懇談や支援検討会を通して子どもの成長発達の理解促進に努めていた。支援の質の向上では、研修会参加、個別支援計画の検討、自発的な学習会などが多く見られた。

さらに、ガイドライン活用による変化は65.2%の事業所に見られ、その内容は、方向性の明確化、法令順守、マニュアル整備、職員の意思統一、評価表を用いての保護者支援、支援の質の向上、環境の改善への工夫、関係機関連携を意識的に行うなどであった。一方、変化がなかったとする理由は、すでに支援を行っている、作成後の開設で比較困難、重症心身障害の支援にあてはめにくいなどであった。在り方についての自由記述では、経営的問題や役割、療育の内容についての意見が多かった。

最後に、別紙による追加調査の結果では、社会的養護を要する児童の割合は3.5%で、外国にルーツを持つ児童割合は0.9%だった。障害状況別人数については、知的障害、発達障害が多く、91.4%の割合で、年齢別では、知的障害、発達障害とも小1～3年の契約児童数が多く、発達障害では年齢とともに減少していた。肢体不自由、重症心身障害は、小1～3年生の利用が少な目で、年齢が高くても比較的用户が多い傾向であった。

以上、放課後等デイサービス事業所の様々な取り組みの実態が見られ、その役割や連携のあり方、質の向上等について、さらに検討する必要があると思われた。

2 方 法

資料1の平成30年度 放課後等デイサービス全国実態調査票を用いアンケート調査を、平成30年11月1日から30日までの期間で実施した。

ページ1～4の本調査、ページ5の追加調査からなっており、本調査については、調査票の返信もしくは、QRコードを用いたグーグルアンケートに直接入力の方法を選択してもらった。追加調査については調査票の返信のみである。

郵送先については、放課後等デイサービス事業所の2018年10月現在における事業所名簿を都道府県や市町村など公的機関がホームページ上に掲載している名簿から決定した。

全調査に近い形を目指したが、一部の名簿に全事業所名が掲載されていなかったこと、児童発達支援のみの事業所があったことなどがあり、結果として無作為抽出となっている。しかし、大多数の事業所がカバーされていると思われる。

郵送件数（調査母数） 12,480件 内、あて先不明で返送された件数 388件

本調査回収

書面回収 3,744件 内、無効回答 335件 有効回答 3,409件

QRコードより直接入力件数 463件 無効回答27件（ダブル入力23件 児童発達支援事業所のみ等4件）有効回答 436件

総有効回答数 書面有効回答3409件+QRコード有効回答 436件=3845件

総回収件数 3849件+ 335件=4184件

回収率 $4184 \div 12480 \times 100 = 33.5\%$

有効回答回収率 $3845 \div 12480 \times 100 = 30.8\%$

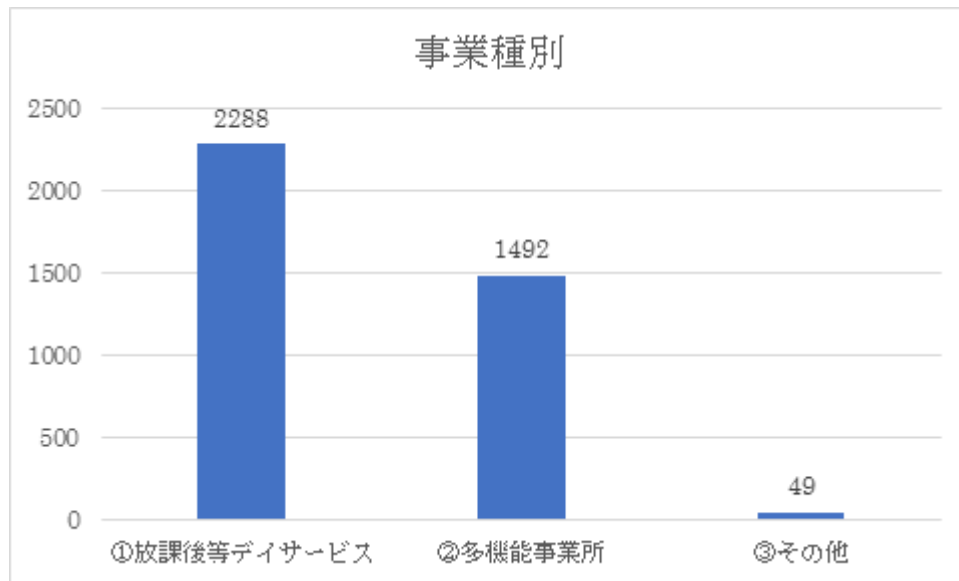
有効回答率 $3,845 \div (3,849+335) \times 100 = 91.9\%$

なお、書面による無効回答の理由は、事業所名等の無記入、項目チェック数の間違い、等であった。グーグルアンケートに直接ダブル入力されたものに関しては、数分後に同内容の回答が多く、数時間後・数日後に変更内容の回答などがみられた。有効回答率には、地域間で差は小さく、人口の多い都道府県でのデータが半数を占めている。

追加調査の回答は1,541件（12.3%）であった。追加調査は、それぞれの項目の内容により、有効回答を決定している。社会的養護・外国にルーツを持つ児童については年齢別契約児数の記入のあるもの1380件をベースとしている。障害別年齢別契約児数は、総件数1541件のうち、記載のあったものを抽出している。

3 結果 本調査の集計

I 事業種別について



②多機能事業所の具体的事業種として記載されていた内容

児童発達支援

保育所等訪問支援

障害児相談支援事業

居宅訪問型児童発達支援

就労継続支援 B 型

就労継続支援 A 型

生活介護

日中一時支援事業

小規模多機能型居宅介護

短期入所

老人デイサービス

療養介護事業

③その他

共生型福祉サービス

日中一時支援事業

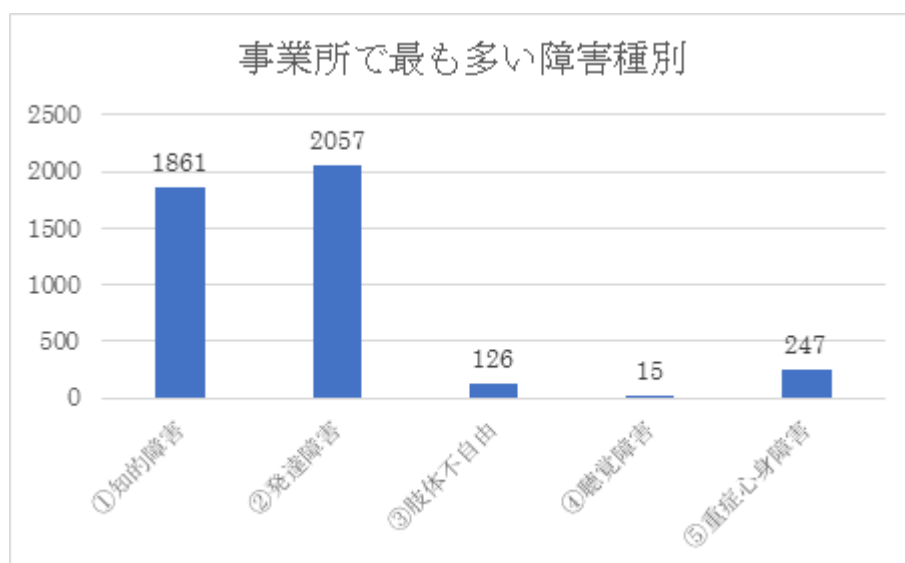
地域密着型通所介護事業所での共生型放課後等デイサービス

児童発達支援センター

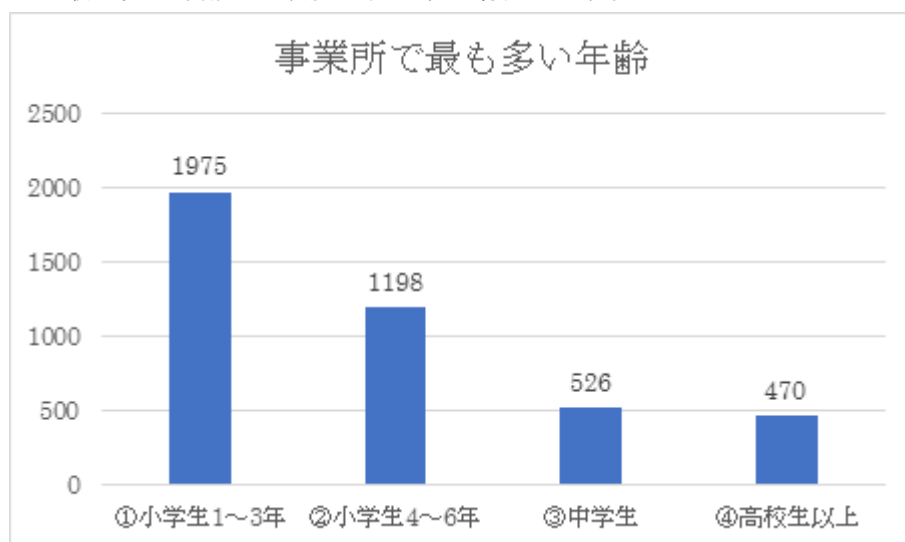
主たる障害が重症心身障害 201 か所（総事業所数 3845か所の 5.2 %）

Ⅱ 児 童 の 状 況 に つ い て

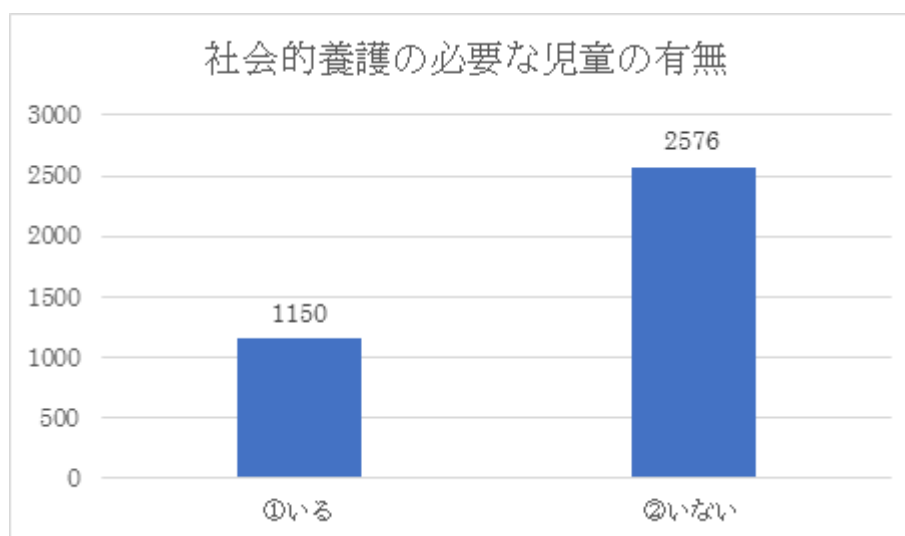
1. 最も多い障害種別（1項目☑、同数の場合は2項目☑）



2. 最も多い年齢（1項目☑、同数の場合は2項目☑）



3. 社会的養護の必要な児童

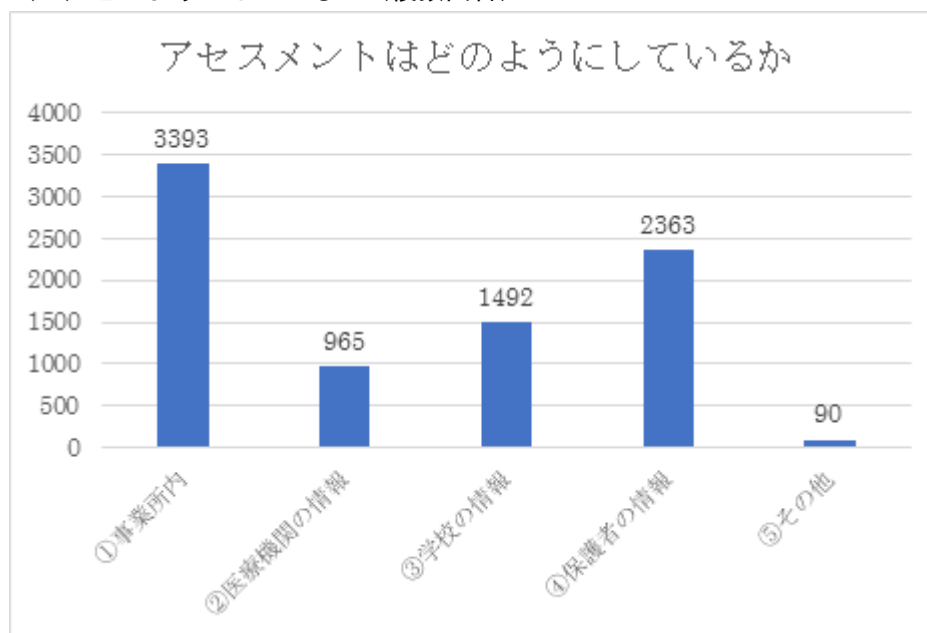


社会的養護の必要な児童の割合は、3726事業所中1150施設で31％程度にのぼった。

Ⅲ 基本活動について

1. アセスメントについて

(1) どのようにしているか（複数回答）



(2) 事業所内での具体的なアセスメントツールや方法について（自由記述）

3150件の記述があった。以下、keyword 検索結果を示す。

アセスメントの方法・時期等

		件数	キーワード
アセスメントの方法	アセスメント表等	748	アセスメントシート アセスメント票 アセスメントツール アセスメント表
	フェイスシート	97	フェイスシート
	独自・オリジナル	347	独自・オリジナル
	面談	720	面談
	聞き取り・ヒアリング	557	聞き取り・ヒアリング
	記録・観察	287	記録・観察
	会議・カンファ等	338	カンファレンス 会議 ミーティング
	サポートブックなど	41	サポートファイル サポートブック
アセスメントの時期	契約時等	114	契約時 契約前 契約後
	モニタリング	119	モニタリング
アセスメントの情報源	家族・保護者	1362	家族・保護者
	児・本人	476	児・本人
	相談支援員・利用計画など	296	相談員 相談支援 利用計画
	学校	288	学校
	医療機関他	122	医療 病院 医師 看護
	P T O T S T	50	P T PT O T OT S T ST

事業所で行っているアセスメントは、事業所独自のアセスメントシート・フェイスシート、研修会やネットで入手したアセスメントシート等に保護者のほうで書き込む、もしくは面談などを通じて情報を得る、また、本人からの聞き取りや観察、ケース会議等で話し合ったうえでアセスメントを行っている事業所が多かった。アセスメントの時期について、契約時・モニタリング時に行っているという事業所も多くみられた。関係機関としては、相談支援専門員・学校・医療機関などからの情報を得ている様子が多くみられた。

標準化されたもの、もしくは一般的に用いられているアセスメントツールについて以下に示す。

	アセスメントツール	件数	キーワード
発達検査	発達検査	121	発達検査
	新版 K 式発達検査	52	K 式 K 式
	遠城寺式発達検査	25	遠城寺
	KIDS	22	KIDS K I D S
知能検査	知能検査	20	知能検査
	WISC	89	W I S C WISC
	WPPSI	5	WPPSI
	WAIS	3	W A I S WAIS
	ビネー	25	ビネー
社会性・学習・言語検査など	VINELAND- II	86	ランド LAND 適応行動尺度
	S-M 社会生活能力検査	50	社会生活能力検査
	太田ステージ	23	太田ステージ
	K-ABC	14	K-ABC
	DN-CAS	3	DN-CAS
	JSI-R	15	JSI-R J S I - R
	感覚プロファイル	15	感覚プロファイル
	フロスティッグ	6	Frostig 視知覚検査 フロスティッグ
	PEP	14	P E P PEP
	LCSA 学齢版言語・コミュニケーション発達スケール	5	LCSA
	ITPA	3	ITPA
支援プログラムに沿った評価	ポータージプログラム	7	ポータージ
	TEACCH	5	TEACCH
	応用行動分析	6	応用行動分析 A B A
	氷山（モデル）	8	氷山
	NC（認知・言語促進）プログラム	9	NC

アセスメントツールとしては、事業所で標準検査等を実施するもしくは情報を得ると答えている事業所も多く、発達検査・知能検査・VINELAND-Ⅱが多かった。社会生活能力検査を実施している事業所も多く、自閉症スペクトラム障害や学習障害に特化した検査を実施している事業所も見られた。また、支援プログラムに沿った評価を行っていると答えた事業所も見られた。

2 活 動 の 内 容 に つ い て

(1) 子どもにどんな力をつけることを主なねらいとして支援しているか。(自由記述)

3663件の記載があった。本人支援として、健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーションの6項目に分けて、その他家族支援も加えて、キーワード検索した。

その結果、3つの要因として①子どもの主体性：自立、選択、自信、自己肯定感など、②社会性：集団適応、ルールやマナー、協調性、将来に向けた準備など、③生きる力：生活力、体験、遊び、学習、コミュニケーション、身辺自立、表現、体作り、運動などが、事業所において重視している項目と思われた。

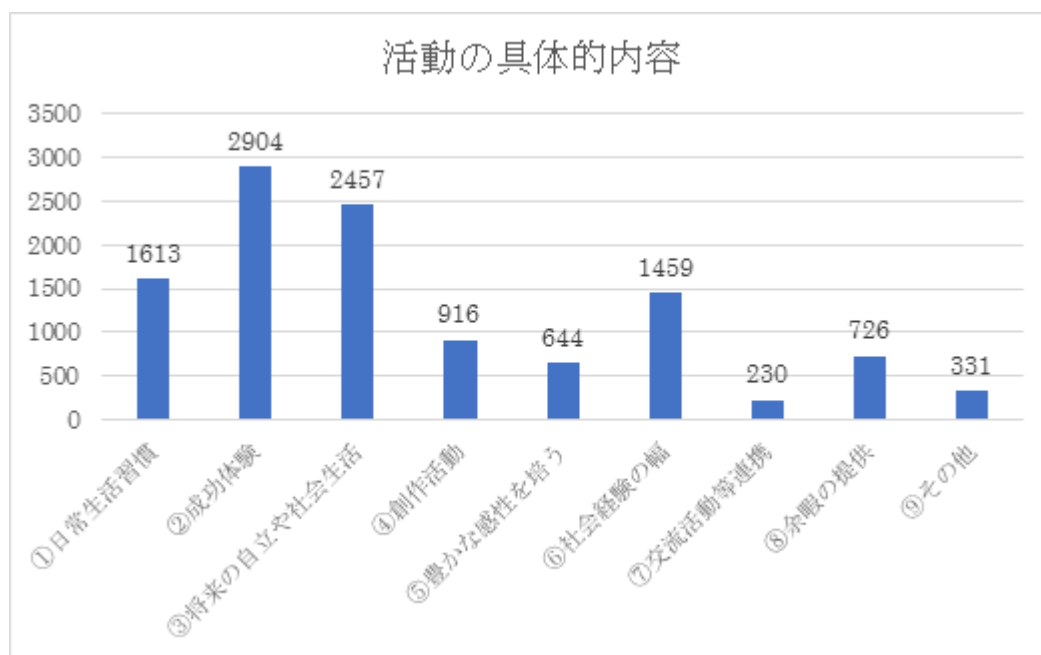
以下、キーワード検索の結果を示す。

	つけたい力	キーワード	ヒット数
健康の保持	健康	体づくり	505
		体力	76
		健康	37
	重心	医療ケア・医療的ケア	9
		重心	18
		機能維持	3
		リハビリ	9
		身体機能の維持	7
		介助	9
		介護	9
	ADL	基本的生活習慣	39
		ADL	42
		身辺自立	98
	障害特性	障害特性	8
心理的な安定	情緒	情緒	20
		安心	59
		安全	23
		共感	8
		信頼	17
		信じる	5
		感情（コントロール）	41
	自己肯定	（自己）肯定	167
		自尊心	38
		自信	150

	主体的	自主	50
		自主的	13
		主体的	28
	自立	自立	729
	生きる力	ライフスキル	22
		生きていく力	54
		生きる力	136
人間関係の形成（社会性）	社会性	社会生活	100
		ソーシャルスキル	96
		適応	165
		社会性	514
		人間関係	26
		ルール	210
		マナー	80
		SST	47
		折り合い	25
		協調性	81
		挨拶	41
		身だしなみ	6
		セルフコントロール	2
	社会参加	社会参加	40
		参加	85
		地域	101
	集団	集団	462
	個別	個別	76
環境の把握（遊び・生活）	育成支援	発達	106
		体験	199
		成功体験	73
		経験	136
		生活	1034
		遊び	178
		学び	27
		学習	189
	調理	料理	4
		調理	23
		クッキング	5
		おやつ作り	5

	ライフステージ	卒業後	53
		将来	330
		働く	24
		ライフステージ	4
		就労に向け	20
	余暇支援	余暇	63
		レクリエーション	6
		居場所	28
	表現	創作	31
		創造的	2
		自己表現	24
		表現	104
	学習支援	学習支援	37
	認知	認知	34
	生活	生活力	78
		生活能力	80
身体の動き	運動	運動	221
	訓練	訓練	72
コミュニケーション	コミュニケーション	コミュニケーション	743
	言葉	言葉	63
	意思表示	自己決定	36
		意思決定	3
		意思表示	10
		自己選択	36
		意思	37
		選択	61
		要求	23
		気持ち	141
		想い	9
	援助要請	援助	17
		HELP	4
		困った	74
		助け	50
		SOS	2
家族支援	家族支援	レスパイト	2
		保護者のニーズ	4
		家族支援	2

（２）活動の具体的内容について（主たる項目３つに☑）



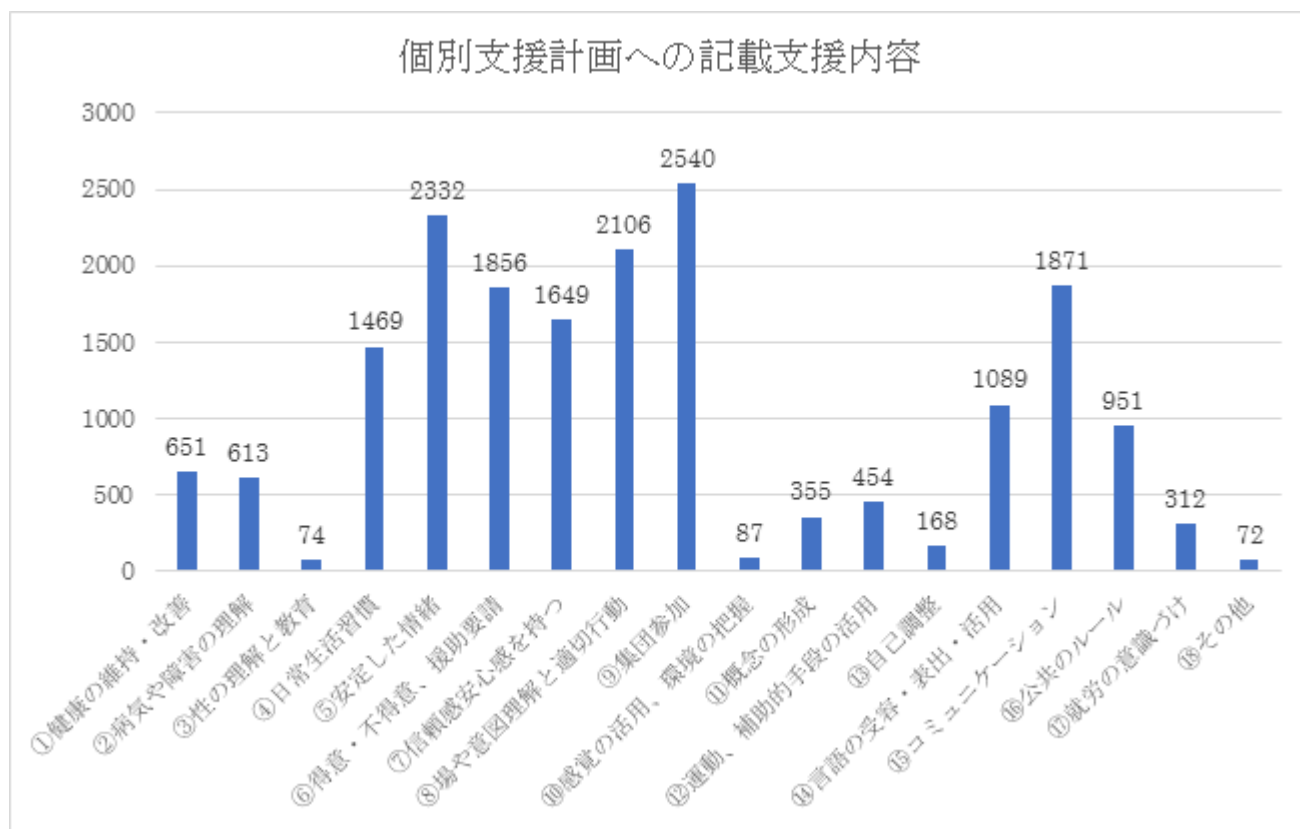
活動内容としては、②意欲的にかかわれるような遊びを通して成功体験を積み重ねる支援や③将来の自立や社会生活を見据えた活動などの支援が多く、事業所内での成功体験や自立に向けての活動を重視していることがうかがえる。①食事・着脱等日常生活習慣にかかわる支援も多い。

⑨その他の自由記述では、学習支援が多く、リハビリ、運動・芸術を通じた支援、SST など社会性にかかわる支援などが多かった。

その具体例を以下に示す。

音楽活動。就労支援。インターンシップ。学習。曜日毎のレッスン（リズム＆ランゲージ、体操、創作、クッキング、リトミックを通しての集団活動及び体験）。食育活動。身体的な発達、使い方の運動面の支援。医療的ケア。サッカー療育。STによる言語療育、感覚統合、学習支援。ソーシャルスキルトレーニング。料理体験、買い物体験、公共交通機関の利用、そうじや洗い物、洗たく干し等。LD児への学習支援。自己認知支援／学校や家、地域でのエピソードから指導。芸術教育（音楽 美術）を通して、全人的発達を促す支援。入浴。SAQ トレーニング・直写・視知覚トレーニング・視写・音読・聞き取り・カルタ・学習・協応動作系及び神経系の運動など。脳の機能向上トレーニング。PDCAサイクルを用いた計画を立てて実行をする力。ストレスケア。季節に応じた活動（ハロウィン、クリスマス、ひな祭り、七夕等）。乗馬。取りかえしのつく失敗体験をたくさん積みませ、社会生活に対応できるような支援。動物介護活動を通じ利用者同士が他を思いやる力を養う。園芸体験。パソコン等、本人がやってみたい事、やりたい事を尊重して活動、支援をしている。外国人講師を招いて English や Spanish と触れ合ったり、工場見学、消防署見学など、日頃なかなか出来ない体験で、様々な経験をする。くもんを取り入れた学習支援、宿題のサポート支援。マフラーやバッグ等日常使えるものを製作する。空手の動きを通して、身体機能を引き出す支援。保護者のレスパイト。プログラミング学習。拘縮予防、呼吸リハビリ、排痰ケア等、身体機能の維持に関する支援。

(3) 個 別 支 援 計 画 に 記 載 す る 支 援 内 容 (上 位 5 項 目)



個別支援計画に記載する支援内容としては、⑨友達同士のやりとりなどを促し、集団に積極的に参加すること、⑤自分の気持ちに気づき、安定した情緒で過ごすこと、⑧場所や場面の理解、他者の意図や感情を理解し、適切な行動がとれること、⑮障害特性に合わせたコミュニケーションの方法を身につけること、⑥自分の得意・不得意を知り、困ったときには周りに援助要請を行うことなどが多く、コミュニケーションや社会性、自己理解などの支援項目が盛り込まれることが多い。また、④食事・着脱等日常生活習慣にかかわる項目も多い。

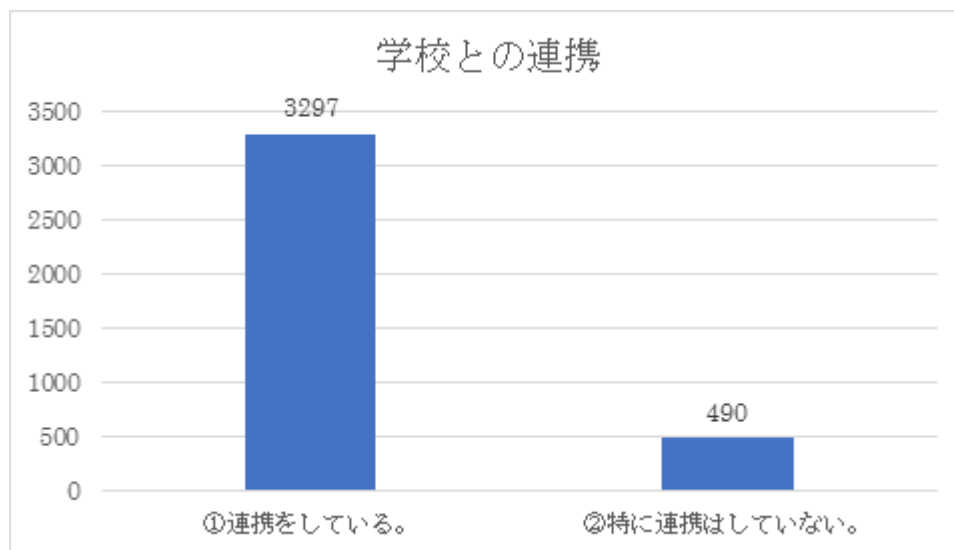
⑱その他の具体例を以下に示す。

学年もバラバラで知的、肢体、重心に近い子もレベルがバラバラなので上の全ての事を行っている。医療的ケア。安全に安心して楽しく過ごすこと。自分の思いや願いが実現できること。意志決定の手段や方法を身につける。予定や見通しをもって、自立的、自発的に活動に参加。自己実現に向けた学習、進路選択に関すること。LD児への学習支援、PECS、CAT-Kit。学習への苦手、困難を軽減し、意欲的に取り組めるようにすること。保護者レスパイト、送迎時間の調整。

3 関係機関との連携について

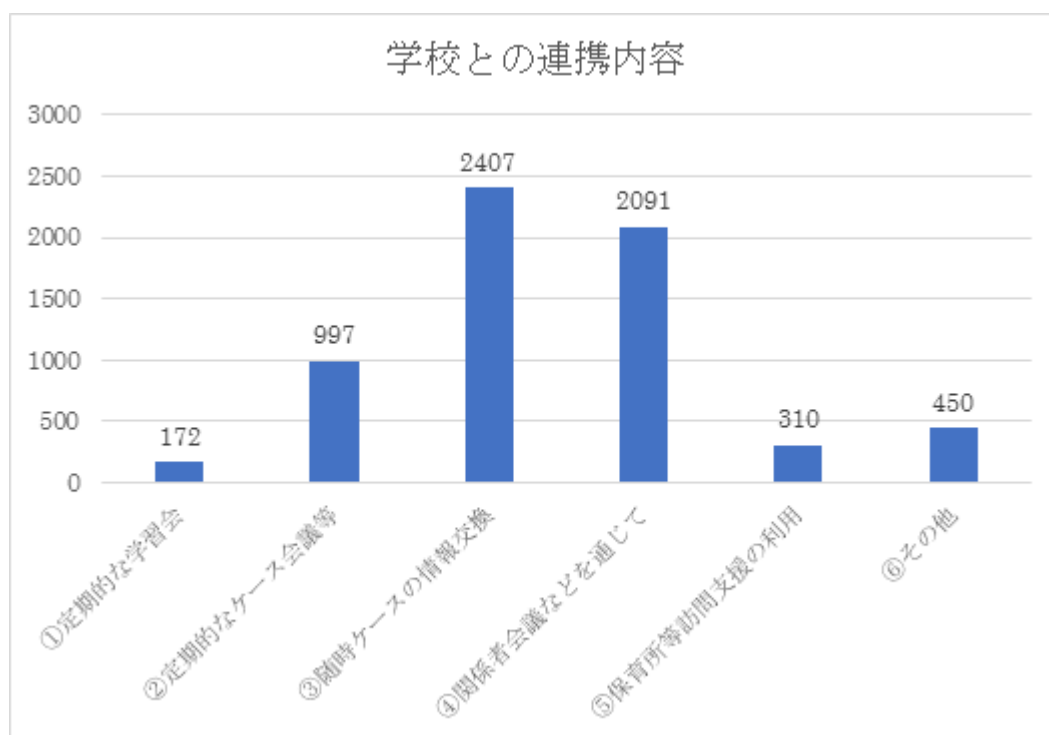
1) 契約児の学校との連携について

(1) 連携をしているか



連携をしていると答えた事業所の割合は、3787事業所中3297施設で87.1%であった。

(2) 連携の内容について（該当すべての項目☑）



学校との連携内容については、③随時個別のケースの情報交換、④関係者会議などを通じてなどの連携が多く、定期的な学習会や定期的なケース会議などは比較的少なかった。

⑥その他の記述では、送迎時の情報交換が最も多く、授業参観などの学校へ訪問、逆にデイに訪問、お互いの支援計画の共有化等がみられた。工夫としては、日々の過ごし方を画像で共有したり、新聞を発行したり、療育参観日や活動イベントへの招待、メーリングリストを用いたやり取りなどがみられた。

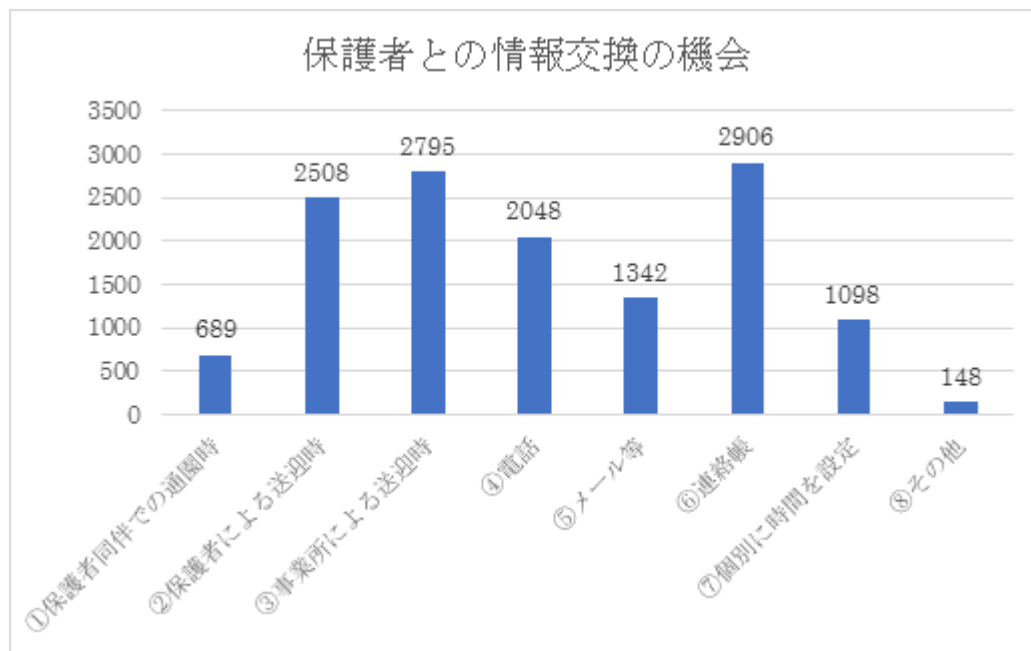
その他の具体例を以下に示す。

独自の活動イベントに見に来てもらい、学校の活動以外の行動、作品などを見てもらう。相談支援事業所の担当者を介し、施設や学校と情報交換を行っている。送迎時に情報交換。授業参観、学習発表会、運

動会などを通して。連携してないところもある（多々）。親が深入りを拒むところもある。学校教師のデイへのボランティア、実習などを通して情報交換。定期的に学校見学に行く。ケース会議を提案しても拒否される。直接的な交流はなくとも、学校側の教育計画の把握には努めている。長期休暇中、学校の先生が訪問してくれる。個別支援計画書を渡して情報の共有。日々の過ごし方を写真や画像で共有して、相互で子どもの理解促進につながる様、連携している。FAXで放デイの様子を連絡したりお願いetc。モニタリング会議等。学校、児童館、保育所へ事業所作成新聞を配布。学校訪問、学校コンサルテーション活動。研修会の機会を利用して。保護者面談への参加、担当教諭の見学来所時の情報交換、学校での担当教諭との情報交換。家庭連携加算で学校に訪問。教職員校内研修への講師派遣、小・幼・保各施設の幼児・児童への観察・アドバイス。メーリングリストを活用した行事案内、お知らせなど。

（２） 保 護 者 と の 連 携 に つ い て

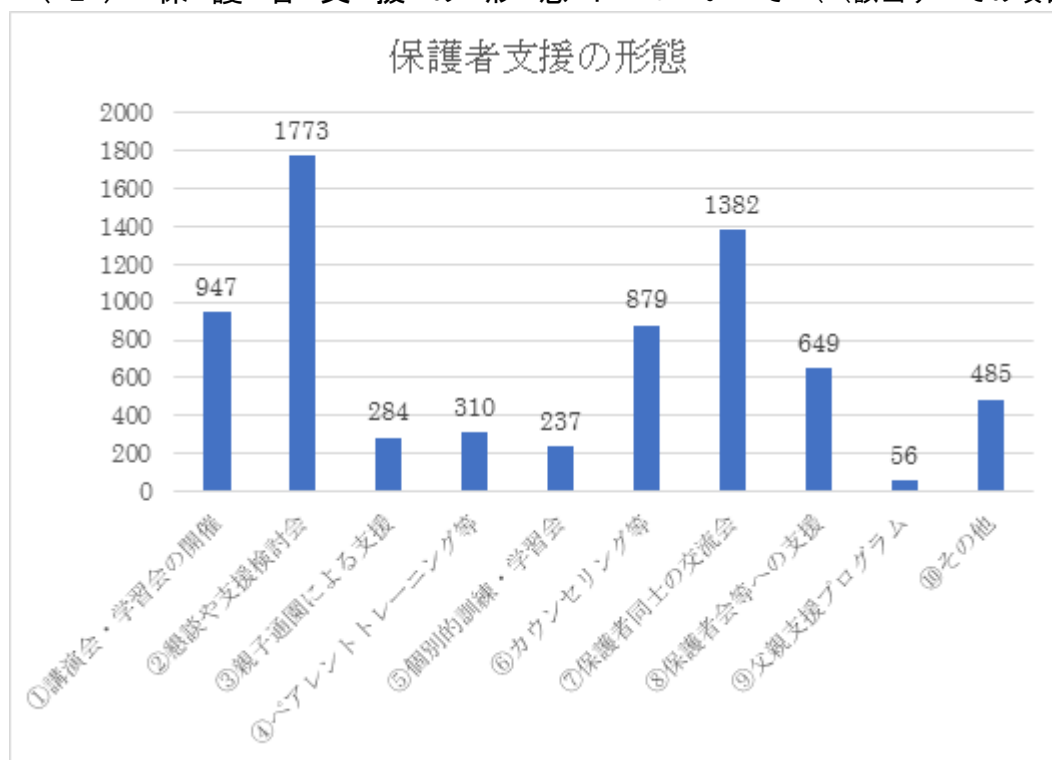
（１）保護者との情報交換の機会（該当すべての項目☑）



保護者との情報交換の機会については、⑥連絡帳、③事業所による送迎時、②保護者による送迎時などが多く見られ、個別に時間を設定するなどは少なく、効率的な連携に努めている様子がうかがわれる。

⑧その他では、懇談会、保護者会、保護者との研修会、茶話会、イベント時、面談、モニタリング時等、年数回の連携の内容の記述が多かった。その他の具体例としては、活動報告のプリント、LINE、ブログなども見られた。

(2) 保 護 者 支 援 の 形 態 に つ い て ((該 当 す べ て の 項 目))



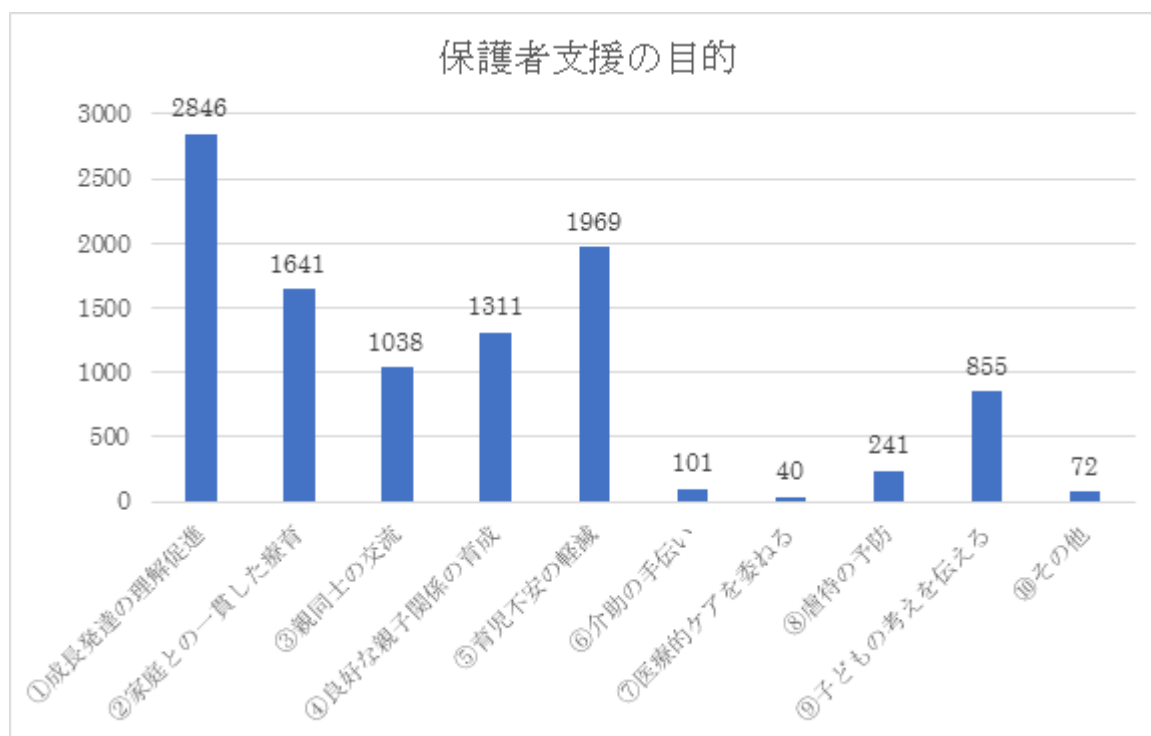
保護者支援の形態としては、②懇談や支援検討会等の実施、⑦保護者同士の交流会の実施が多く、懇談や交流会の機会を多く持ったり、支援検討会で情報交換や発達の理解を進めたりするなどの対応をすることが多いと考えられる。

⑩その他の内容としては、要望があったときに個別で相談するという回答が多かった。また、親子参加型の療育やイベントの開催、研修会の案内・公的サービスの情報提供、進路指導や成人施設の見学なども見られた。

以下にその他の具体例を示す。

相談があれば随時対応する。事業所内での相談支援。療育終了後10分間（毎回）親御さんにフィードバックする時間を設ける。事業所等見学。保護者も参加可能なプログラムを開催。就労セミナー、進路相談会。LINE・メールや個人面談時等に個別に対応。電話での様子うかがいや週1回自宅訪問、月1，2回程度関係機関を交じて自宅訪問を実施。他団体による保護者向けの講習会・研修への案内。公的機関との橋渡しや公的サービス等の情報提供、子育ての悩みについて傾聴する機会を設けている。レスパイトケア。親子、兄弟姉妹まきこんだ行事の開催。ママのためのストレッチヨガ教室、アロマセラピー会など。本人、保護者含む、ヒーリング体験。医療度の高い（呼吸器使用、アレルギー保持）児が多いため、医師、看護師との連携、情報交換を密に行っている。ライフサポートファイルの作成をする場づくり＋相談。マジックミラーを療育室に設置し、何時でも参観できるようにしている。先生を招いて、療育相談会の定期的な実施。サロン等居場所の提供。通院同行（連携目的）。保護者（母親）の労働等による状況に応じ即対応している。24時間ライン相談の開放。茶話会、ランチ会など。

（４）保護者支援の実施目的（上位３項目☑）



保護者支援の目的は、子どもの成長発達の理解の促進のためという項目が他より多く、保護者が子どもの成長を願い発達の姿を理解できることを大切にしている事業所が多いと思われた。

⑩その他の内容として、保護者のメンタルケア、レスパイトケア、兄弟姉妹を含めた家族の QOL の向上、将来を見据えながらの育児、情報提供、情報共有などがみられた。

以下にその他の具体例を示す。

事業所利用中の情報伝達。スタッフと保護者との信頼関係の構築。保護者の悩み解決。障がい特性の理解。社会資源の情報提供。家族のストレス軽減。保護者がお子さんの将来を見据えながら育児が出来るようにする。親自身のサポート。児童が心身ともに健やかに成長していくため、家庭と連携しながら支援し、療育の効果を高めると共に、家庭内での育児の悩みや不安を軽減するため、保護者との連携をしっかりと行うよう努めている。企業広報。医療面の支援の確認。保護者の気持ちのリフレッシュ。就労移行支援のため。就学相談。情報提供。進学に関する情報の共有。兄弟児も含め、家族で楽しむ機会を作る。家族支援を通じた家族全体の QOL の上昇。社会資源法制度等の情報提供。不満や不安がある事への軽減、解決。保護者の想い・子どもの想いの確認。将来にむけた、ライフステージについて考える機会を設けるなど。法律改正と情勢の情報提供。保護者のエンパワメント。レスパイト。医療的ケア。特に母親の不安や孤立感をへらす。保護者のメンタルケア。保護者が子どもに向き合うゆとりと自信が回復できるための支援。

（５）他のサービス、医療機関、児童相談所などの連携内容（自由記述）

2225件の記入あり。

関係機関等との連携に関しての自由記述では、定期的に他の機関との会議・情報交換・学習会・事例検討会を行う事例が多くみられた。また、お互いの施設の見学や、研修会の参加、共同開催のイベントを通じて会議・交流を深めている施設も見られた。また、担当者的会議・個別支援計画持参時の情報交換など、日常的なやり取りを通じた連携も多くみられた。医療機関とは、子どもの状況を定期的に書面で報告、保護者を通じて連携、通院に同伴、カンファレンスに参加等がみられた。虐待や要保護児童の場合には、要対協への参加、児童相談所とのケース会議が挙げられ、里親などの場合も児童相談所のかかわりが多くなっていた。保護者に発達障害特性のある場合にその主治医と連携する、障害のある場合は受診など同行して状況を代弁するなどの支援をしている施設も見られた。強度行動障害などの困難ケースについては、関

係者会議・医療機関や児童相談所からのアドバイスなど多く見られ、密に連携をとっている様子がうかがわれた。

具体例を以下に示す。

①他のデイサービスとの連携

- ・ 1年に1度、市内放デイが集まり、保護者向けのプレゼン式イベントを開催している。それに向けて、他のデイサービス等で会議を重ね、交流も図っている。
- ・ 他のデイサービス、福祉サービス事務所、学校との定期的な支援会議を実施している。
- ・ お互いの事業所で行われる活動（お祭り、食事）への参加。
- ・ 放デイ事業所連絡会（隔月開催）に出席し、情報交換や学習会などを行っている。医療機関からの紹介や児相からの紹介があり、通所になった際は情報交換をしている。
- ・ 併用している事業所と支援内容を統一するようにしている。感染症発症の共有をしている。
- ・ 担当者会議や個別支援計画の持参時に情報交換を行ったりする。
- ・ 児童部会の参加。退院時のカンファレンスへの参加。必要時電話で他のデイサービスと情報交換。
- ・ 市内の他デイサービスさんとは、協力して一事業所ではやりにくい取り組み外泊（キャンプ）、地域を巻き込むイベント（祭り）等をやっている。その中で共通で通所しているお子様への支援の方法等の統一などを話している。
- ・ 虐待の疑いのある家庭や、精神疾患の児童の家庭は、関係している事業所や担当者での支援者会議を行っている。
- ・ 他のデイサービス：共同でイベント交流したり、就労支援と連携して、職業体験をしたり、就労や生活介護まえに行うべき、課題を見出し、検討している。
- ・ 相談支援事業所を通じた支援会議を行い、他のデイサービスと情報交換等、連携している。
- ・ 他のデイサービスとは連絡会等に参加し、支援の方法等について情報交換を行っている。
- ・ 定期的な症例検討会、合同研修会
- ・ 医療型の児童発達支援センターで行われている放デイとは、共通する利用児さんの移行会議、継続的な情報共有。
- ・ 他のデイサービスとの合同活動（遠足・行事等）を通して交流をはかる。医療機関を通して支援の質をより良いものへとする。
- ・ 担当者会議の際に他のデイサービスや保健師、ヘルパーとの話し合いを持っている。
- ・ デイを併用されている児童に関してはそれぞれの事業所へ通う意義を確認、情報共有をする。医療機関受診時にデイの様子、発達段階、説明等を書面にて知らせる（保護者希望のみ）。
- ・ 共通のノートの活用（他のデイサービスとの連携）。
- ・ 他事業所との意見交換会や勉強会等の実施。
- ・ 空き状況の情報交換
- ・ 他のデイサービス→情報交換、会議。
- ・ 市役所が開催する放課後等デイサービスの交流会の場で、悩みや意見の共有を年2回ほどする。
- ・ 他のデイサービスとは併用されている児童についての情報交換。
- ・ 併用利用時における「アセスメント」に基づく支援方法の共有および統一。
- ・ 他のデイサービスの職員の方に、研修の講師を依頼し、発達障害児支援を学んだり、情報交換会をする機会を設定している。複数事業所利用の場合は、ケース会議や、TEL連絡、送迎時の時間を利用し、情報交換をしている。
- ・ ケースによってデイサービスを見学、他機関が開いたケース会議にて情報交換。

② 医療機関との連携

- ・医療としては特殊な病名の子どもさんがみえるので体調が常に変化する事もあり看護師が付きそっている。
- ・提携医療機関の確保。
- ・主治医、相談支援員に利用状況報告書の送付。
- ・TEACCH、PECS、ABA 等を中心に指導に頂いている精神科医を事業所に招き、定期的に実施の評価をしていただくとともに、学習会を開催し、他の事業者、教師、相談員等にも参加していただいている。
- ・医療機関：当事業所で行っているリハビリや療育内容、画像や報告文を保護者が通院時に提示している。
- ・各利用者の主治医に毎月報告書を提出している。
- ・医療機関とは医療連携室の看護師やソーシャルワーカー等との連携し情報交換や退院時カンファレンスや就学前カンファレンスに積極的に参加している。
- ・療育、家庭での様子等の情報交換、ケース会議への参加、投薬や発達検査等をふまえた、医師からの助言
- ・指示書を受取っている医療機関に訪問し、医師の指示内容を直接確認する。
- ・協力医療機関による勉強会などへの参加。
- ・訪問看護協会の研修会に出席。
- ・訪問看護ステーションと、共通する利用児さんや保護者の情報共有。ステーションが開催される勉強会に出席。
- ・ターミナルケア
- ・訓練に同行してのリハビリの共有。他事業所と日常的に一緒にあそぶ機会を設けている。
- ・匡ケアの子の対応→OT・PT・STがいる事業所と介助支援を相談。
- ・医療機関で訓練を受けている難聴児に対して、訓練経過や訓練プログラムを分担して目標に向かった関わりができるように連携している。
- ・療育システム事業（医師、PT、OT、STによる診察と相談、就園、就学先でのアドバイス等）や研究会（事業所でのグループ療育を公開し助言を頂く）において医療機関と連携を行っている。
- ・匡ケア児、重心対応のデイとケースの共有。保護者も発達特性があり、保護者の主治医との連携。
- ・定期通院やリハビリの同行（医療機関との連携）。
- ・地域の小児リハビリのある病院からのセラピストの派遣や情報交換。
- ・医療機関：児の診察の同伴や、情報提供を必要に応じて行っている。医師を招いての学習会の開催。
- ・医療機関→通院時（主にリハビリ）見学。保健所→児の健康・感染・災害予防などの相談。
- ・医療機関との連携（医療的ケア報告書の提出、医師指示書依頼、入院・退院時の看護サマリー）の発行依頼。
- ・隣接する耳鼻科としての医療連携を行っている。聴力検査、補聴器の調整が耳鼻科で実施され、その結果を当事業所として、共有する。結果は、言語訓練や保護者指導に活用している。また、週1回、耳鼻科職員、当事業所の職員がケース会議を行い、契約児の聞こえ、言語の状態を共有している。
- ・緊急時のケガや病気等時、医療機関と契約をしている。
- ・初回の受診については、言葉のカベがある保護者さんが多いため、手伝いをしている。様子をまとめた情報提供書を作成して持っていったらっている。
- ・親に障害があり、医療機関との連携が個人では難しい時等同行し施設内で親への支援もしている。
- ・地域にある療育ネットワークに参加し連携を図る。地域の障害者基幹型相談支援センターを利用して、理学療法士や小児科医や理学療法士等に事業所に来てもらい自宅でできるリハビリの指導をしてもらう。
- ・一児童が、複数のサービスを利用されている場合。医療機器（サーボ等）の使用説明及び、急変時の対応。
- ・支援会議の中で、各関係機関で情報共有や問題解決のための方針性を検討。必要なりハビリについて、実際の様子を見に行ったり、アドバイスをいただく。主治医、囑託医へ月一回の報告書を送付し、現

状の様子を報告する。時に通院同行させていただき、問題や疑問について、主治医からの助言や家族の代弁を行う。

- ・医療機関の検査結果を療育の参考にしている。
- ・発達検査の結果を共有。
- ・頻回な気切事故抜去のケースについて基幹センター、学校と対応方法について調整を図った。
- ・訪問看護ステーションとの業務委託契約。
- ・STにデイでのおやつ形態や咀嚼、嚥下の方法を確認したりしている。
- ・医療機関→手紙でのやりとり、付添いや見学、学習会への参加。

③ 児 童 相 談 所 と の 連 携

- ・相談所から要請があった場合、指導員、児発管が出向き、他デイサービス、学校、医療機関と共にアセスメントを行う。
- ・虐待ケースやネグレクト等がうたがわれる場合、児相へ家庭訪問等を依頼。
- ・虐待ケース等、児相との情報共有。
- ・要対協・相談支援事業所・保護者などを介して連携、会議の場合、他職種とのケースの情報支援 etc。
- ・ケース会議や、個別支援会議の時に児童相談所が入り、連携している。また児童相談所が個別支援計画を作成しているケースがある。（里親家庭の場合）医療機関の臨床心理士・ソーシャルワーカーを交えた、カンファレンスを行っている。
- ・里親さんから通所している子がいるので児童相談所と連携している。
- ・シェルターにいた母親との間に他県の相談支援員が入って連携している。
- ・生活保護を受けて3人の子どもと母子寮に入っている母と市の支援員と連携している。
- ・サービス利用計画 / 個別支援計画の作成とモニタリングの為、母親支援が必要なケースへの情報の共有、虐待、育児不安からくる児童の不穏症状、キズ等の連絡。
- ・強度行動障害のような支援の難しい利用者への対応。保護者が病気等で十分な子どもへの療育ができない家庭支援について等。
- ・家族も障害を抱えているため他デイ、訪看、診療所、居宅と協力して本人も家族も安定して過ごせる支援のかたちを相談している。
- ・児童の問題行動が認められる場合の情報共有と役割分担。要支援家族と認められる場合の情報共有と役割分担
- ・両親が知的障害のある家庭の情報交換等、必要に応じて、児童相談所と連絡を取っている。

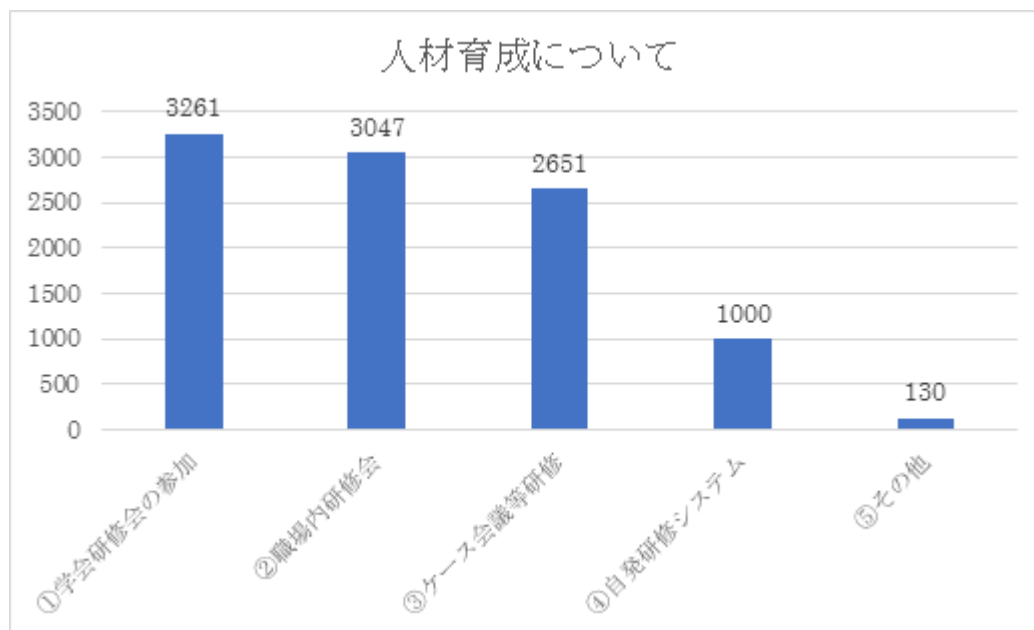
④その他

- ・「こどものデイサービスフェスタ2018」の開催。事業者（障害児・者）、相談支援機関、大学、行政、企業等と連携し、障がいを抱えた児童の現状と課題を広く市民の方々と考える機会の創出。福祉サービスの内容や利用方法などを当事者のみではなく、市民の方々にも知ってもらい理解を深める。
- ・上限管理や情報共有をしている。必要時にはポルトガル語の通訳をしている。
- ・子ども発達支援センターなどの研修会へ参加し、顔を覚えてもらう。サービス検討会や地元の福祉関係の会議へ参加し、横のつながりをつくる。
- ・随時、電話や会議を通して、情報交換、及び共有を図っている。
- ・児童発達支援事業との交流会等、年少児との関わりを通して年長児としての優しい関わりを身につけている。
- ・家庭内暴力（暴れる）の内容について、原因や要因、現状や把握、対処法や方法などを話合う。（児童相談員、支援員、児童発達支援管理責任者）
- ・訪問療育。
- ・運動療育（スポーツセンター）の実施。
- ・市重症心身障害者ネットワークへの参加、個別相談。

- ・多事業所の放デイは学校終了後ではなく、5名の学齢児が毎日事業所に朝から夕方まで通い、特別支援学校の訪問教育を受けている。児童発達支援と合わせて学習時間以外は同じ活動をしている。0～13歳まで同じ場所で生活している。
- ・利用者の情報交換。問題児の対応事例交換。ヒヤリハットの事例の情報共有。活動内容の共有。
- ・市と親と事業所の合同相談所を設ける（11月から）。
- ・就労支援機関と連携し児童や保護との勉強会や職場見学を行っている。
- ・他の発達支援センターと年に2回会議を開き、情報交換や学習会を開催。電話での情報交換。

4 提供しているサービスの質の向上について

(1) 人材育成について（該当すべての項目☑）



人材育成については、研修会参加やケース会議での職場内研修などが多かった。

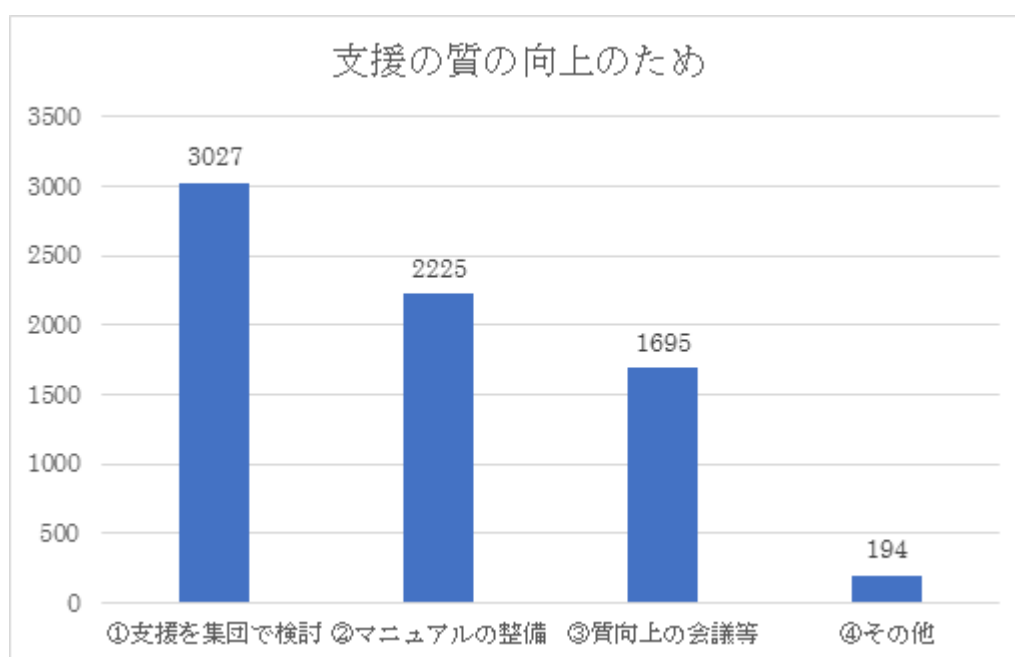
⑤その他には、資格取得の援助や、研修の補助金などでの促進、人事考課システムの導入、コンサル会社の導入、事例発表のスーパーバイズなど OJT にかかわる様々な工夫、他の事業所との合同研修会、WEB・E ラーニング、他施設の見学や人事交流など様々な工夫がみられた。

以下にその他の具体例を示す。

- ・障害福祉における虐待防止や意思決定、災害時対応、発達障がい理解に関しては、年に3回自立支援協議会のネットワーク会議（研修等）があり、そこにスタッフは参加する。発達や対応方法等に関しては、case検討を深めながら行い、ミーティング等で基礎的内容の確認を行なう。研修会等に積極的に出したいが、体制的に都度1名が限界。
- ・資格取得制度の推進。
- ・資格取得に対する助成（費用の1部と昇給）研究会、学会発表、に特別昇給制度として、規定している。
- ・自発的な研修の費用、交通費負担を行なっている。
- ・クリニカルラダーシステムの導入（看護師のキャリアを段階別にした指標があり、技術の習熟度や実践能力に基づいて、支援していく仕組み）、活用。
- ・法人内外とのミーティング、勉強会。
- ・個人の目標を踏まえた人事考課システム。
- ・法人での全体研修の開催、職員1人1人の研究大会の開催。
- ・WEB研修システム。
- ・コンサル会社の導入。
- ・スーパーバイザーを導入し、OJT および OFFJT を継続的に行っている。
- ・会議の司会等を当番制にしている。事例発表を行っている。

- ・研修委員会企画による通年型研修、虐待防止委員会による研修、ほか各種会議など。
- ・時事記事等の情報提供。
- ・書籍購入費や研修会参加費の一部補助を実施している。
- ・教材研究をする。
- ・他施設との合同研修。
- ・人事交流。
- ・実践報告会を開き、専門的な大学教授に来ていただき助言をいただいている。
- ・他所訪問・見学・実習。
- ・他団体の研修に積極的に参加できるよう情報提供を行っている。研修に参加したスタッフは他のスタッフに研修内容を伝える。
- ・Eラーニングの費用補助、保育士試験補助。

（２）支援の質の向上について（該当すべての項目☑）



支援の質の向上については、①個別支援検討会等を通じて子ども・家族支援を多職種・グループで検討しているがもっとも多く、ついで②人権や感染症などのマニュアルの整備、③質の向上のためのプロジェクトや会議などが多かった。

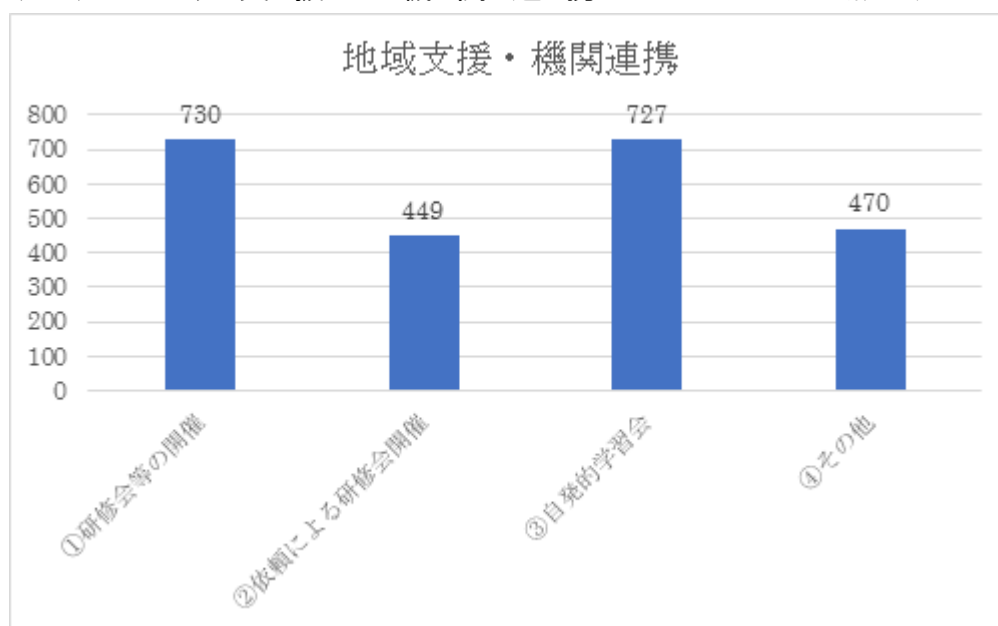
④その他の内容として、日々の朝礼などを通じて、職員間で情報を共有し、支援方法の確認などを行う、困難ケースの協議、コミュニケーションを十分にとると答えた事業所が多かった。また、職場研修や外部研修などでの情報を共有する、発表するなど人材育成にかかわる内容も多かった。他事業所への見学・実習のほか、自事業所を開放してみてもらふ事での質の向上を考えている施設も見られた。

以下にその他の具体例を示す。

- ・助成金を用いて設備の充足を図る。
- ・事業所独自の支援ツールを作っている。
- ・研修資料の共有、回覧、書籍の購入。
- ・職員間で情報を共有し、今後の支援方法や支援内容の統一化に努めている。
- ・事業所間で職員交換研修を行っている。
- ・外部講師によるマナー講習会を実施している。
- ・事業所内評価をもとに資質向上に必要な研修等を行う。
- ・職員間で情報を共有し、今後の支援方法や支援内容の統一化に努めている。
- ・指導員と定期的に模擬授業をしたり、教材研究や発表をしている。

- ・研修での知識をアウトプットすることで自分の中に落とし込む。
- ・アセスメントの為にフォーマル検査・専門的な技術の習得。
- ・支援者同士の人間関係が支援に影響する為何でも話せる場を設けて毎日利用者についての話をしている。
- ・親の会（ダウン症、発達）の行事参加、合同勉強会。
- ・私生活が安定しなければよい支援ができないため、支援する本人の生活面の相談を聞いている。
- ・施設の一般開放を行い、見られる支援の実施。
- ・気付きノートでどんな事でも共有できる様にしている。
- ・虐待防止委員会を設置し月1回会議、委員会だよりを配布している。
- ・事例検討。
- ・研修委員会企画による通年型研修、自主研修の奨励、職員会議、ケース会議、虐待防止委員会など。
- ・緊急時（発作）の対応なども訓練の一環として取り入れている。
- ・同じスタッフが長く勤められる体制整備。
- ・他事業所への訪問・見学。
- ・障がいについての対応ファイル（参考書）を作っている。
- ・ひやりはっと・事例の共有と、支援の方針・方策の確認。
- ・障害に応じたトレーニングの実施やインシデント、アクシデントがあった場合の改善対策の話し合いの実施。
- ・文献読み合わせ、研修会への参加。

（３） 地域支援・機関連携について（該当すべての項目☑）



地域支援・機関連携については、①公開セミナーや研修会の開催、③自発的にグループを作り、関係者と学習会を行っているなど、積極的に地域や関係機関と連携をとろうとしている様子がうかがわれる。

④その他として、（自立）支援協議会、児童部会への参加、地域の様々な会議（放課後等デイサービス連絡協議会を行政主導・自発的に立ち上げている）などへの参加が多かった。また、地域資源の活用、地域の行事やイベントへの参加、イベントの開催、ボランティアの招聘、支援学校へボランティアに行くなど、顔の見える関係の構築へ努力しているところも多かった。また、行政の主催する研修会への講師派遣、講師に来てもらう、研修会などでの事例発表なども見られた。

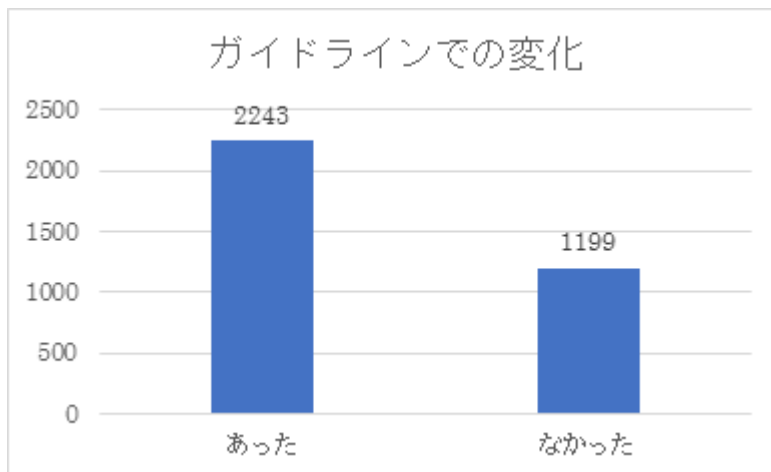
以下にその他の具体例を示す。

- ・自立支援会議、放課後連絡会、発達支援センターでの研修や事例検当会には積極的に参加している。
- ・講演会の開催。
- ・勉強会、連絡協議会への参加、地域イベントへの参加。

- ・研修会での事例発表。
- ・市の主催の地域に向けた事業所見学会に協力している。地域学校のイベントへの参加。
- ・自治会とのクリーン活動。
- ・自立支援協議会子ども部会・子育て支援ネットワークへの参加。
- ・事業所公開など。
- ・役所主催の地域児童交流会に協力している。
- ・近隣保育園など地域交流に努めている。
- ・地域イベントを開催し、地域各種団体との連携を深めている。
- ・行事を当事業所と共催で実施。当事業所の行事にボランティアで指導していただく。
- ・市内の放課後デイ事業所で作っているネットワークに入会し、情報共有や研修会を開催している。
- ・地域自立支援協議会で放テ`イク`ルーフ`を作り、定期的に市療育支援事業と問題解決に取り組んでいる。
- ・地域の福祉事業者の会合に参加し顔の見える関係を築き、相互に協力し合える関係を作っている。
- ・親の会（障害に応じた）との連携で話し合いを行っている。
- ・要請により、シンポジウム、講演会の講師。
- ・車いす駅伝大会を開催。
- ・地元自治会や街づくりの会などへ参加して、協力をしている。
- ・自発的なグループの学習会や研修に参加している。
- ・市内全事業所加盟の連絡会を立ち上げ、情報共有、児発の勉強会など実施している（3年目）。
- ・支援学校のボランティア。
- ・保健センターへ保育士の派遣。
- ・他事業所とケース会議を行っている。
- ・同業者とイベント企画（さつまいも掘り）介護施設へ合同交流会（カレー作り）。
- ・自発的にグループを作り、福祉関係者と3か月に1度のみ会を開いている。
- ・指人形、手品、クラリネット、ギター演奏等地域のボランティアによる連携を図っている。
- ・地域の街づくり協議会福祉部会に参加している。
- ・地域町内会への参加を通じ、相互理解の場を設けている。
- ・近くのスーパーへお買いもの訓練、店主や他のお客さんへのご挨拶支援。
- ・児童民生委員の研修を行う。
- ・ケース会議などで同一の児童情報を共有する時間を設けている。ボランティア民生委員を受け入れている。
- ・事業所との契約や利用希望の有無に限らず、子どものことで相談したいという保護者がいれば、時間を設けて相談、面談を応じている。
- ・地域活動（市や地域のイベント等に）積極的に参加している。
- ・先生方の研修の受け入れ。地域の大学と協力し、障害児とのコミュニケーションの機会を設けている。
- ・地域で育児に悩むお母さんが気軽に話にこられる場の提供。
- ・幼保連携を図るため、幼保合同研修会を開催。
- ・親の会への協力、場所の提供。
- ・子ども食堂。
- ・動画配信。
- ・市内のデイサービスと定期的に情報交流の場を設けている（1/2M）。

Ⅳ 放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス ガ イ ド ラ イ ン に つ い て

1 ガイドラインの活用によって支援内容が変化したか



なお、両方☑10件を含む

ガイドラインの活用によって支援内容に変化があった事業所の割合は、3442事業所中2243施設で65.2%であった。

あった場合の変化の内容

事業所のあり方等の方向性が明確になった、法令順守を意識すること、マニュアルの整備などに努めた事、職員の役割が明確になり、意思統一が図られたなどの意見が多かった。また、評価表を用いることで、保護者のニーズを知ることができ、保護者支援に役立ったという意見も多かった。個別支援計画の作成、アセスメントの導入、発達の研修などを通じ、子どもの支援の質の向上や、環境の改善への工夫ができるようになったことや、関係機関との連携を意識的に行うようになったという意見も多くみられた。事業所を開設するにあたり、参考になったという意見もみられた。

あった場合の変化の内容の具体例

職員間での意識改革があった。

事業のあり方や支援内容に迷い等が生じた時の参考になり安心できた。

ガイドラインを見直すことで保護者との関わり方を確認しながら行える。

自己評価表や基本的事項を共有できる事で保護者や利用者のニーズを知る事ができた。

基本的な支援態度など、特に新人職員に対する大きな指標となった。

サービス向上のために具体的に何をすればよいか明確になった。

今までも連携については必要に応じて実施していたが、ガイドラインがあることでより深まった。

ガイドラインと照らし合わせながら支援内容についてより具体的に考えるようになった。

個別支援計画の作成と直接援助へのフィードバックができる体制づくりができた。

職員にガイドラインを周知する事により、やるべき事が明確になり職員の意識が変わったように感じます。

PDCAサイクルや、身体拘束など、必要な内容を明確に知る事が出来、現場で活用する事が出来た。

漠然としていたものがガイドラインに沿うことで明確になり、職員全体の支援の質が向上した。

保護者のニーズによりがちになるが少しでも本人の思いも取り入れていけるように工夫した。

法令順守を意識し、関係機関等連携を図ることが増えた。

避難訓練の必要性を知り、実施した。ヒヤリハットの必要性を感じた。

地域の支援機関としてのあり方について職員が再認識する契機になった。

療育に対しての発達支援の研修が多くなり、より良い具体的な療育ができるようになった。

支援内容検討会議の目的が明確になった。人材育成・職員の目標設定ができた。

初任者研修等で役に立った。資料として使用させてもらった。
関係機関との連携に関して、具体的に記されているのでとても参考になった。
身体拘束について具体的に書かれているので、スタッフ間で参考にして協議することができた。
地域交流について、意識して活動に取り組むようになった。
地域を意識した設定活動を設けることにした。
虐待防止や療育環境改善は職員がより意識するようになった。
医療的ケアの配慮、意識を高めることにつながった
学校との情報交換の場が増えた。
保護者への研修を設けたことで支援の考え方を伝える機会となった。
SSTだけでなく、創作活動や地域交流の機会も取り入れていくようになった。
子どもの最善の利益という観点で考えるようになった。
園や小学校、他事業所との連携が取りやすくなった。
職員がプロ意識をもつようになった。
定期的に学校訪問・担任教諭との面談を行うようになりました。
重大な災害の発生や、台風の発生時に、危険が見込まれる場合などガイドラインに基づき、保護者や関係機関・団体との連絡体制を作り実施した。

な かつ た 場 合 の そ の 理 由

すでにガイドラインに記載されている支援を行っていたためや、ガイドラインができたのちに開設したため比較ができないという意見が多かった。また、重症心身障害児の支援においては当てはまる項目が少ないという意見が多くみられた。文言や表現が難しく活用できていない、具体例がほしい、現場に落とし込むのに難しい、十分に活用できていないといった意見も見られた。運営の記述は多いが支援内容は他のものを参考に行っているという意見もみられた。中にはほぼ目を通していなかったためという意見もあった。

なかつた場合のその理由の具体例

まだ全体的に把握・周知できていない。
以前より同じ内容で支援を行っていたので、参考にはならなかった。
長文すぎて全部理解するのが難しい。
設置者・管理者向けのガイドラインと児発管向けのガイドラインで内容が同じ箇所が多い。
発達支援について具体的な支援内容が示されていなかったので参考にしづらかった。
利用日数が少ないことと重度の障害のある利用者を対象としているので、ガイドラインの項目が適応しない。
放デイガイドラインは運営的な面が多いため、支援内容等については他のガイドラインを活用している。
当事者団体が運営する事業所なので本人の特性に添い支援を実施していたため。
ほぼ目を通してなかったため。

2 ガ イ ド ラ イ ン に 追 加 記 載 内 容 に つ い て（自由記述）

記載内容について、必要と思われる内容や記述の多かった内容を分類し、KJ法を用いて結果を出した。
1351件の回答があった。

(1) 記 載 内 容 に つ い て

総計、及び、主たる障害が重症心身障害の事業所に絞った結果を示す。

		計 (3845)	重 心 事 業 所 (201)
A ビジョン・方向性・運営に関して	1 放デイの役割 (方向性ビジョン権利擁護など)	48	1
	2 運営等コンプライアンス	95	7
	3 支援計画 (アセスメント含む)	54	3
	4 支給決定 (市町村の役割含む)	32	0
	5 利用計画 (相談支援)	6	0
	6 人材育成	50	6
	7 質の担保	20	2
B 具体的支援内容	8 具体的支援内容全般	161	6
	9 発達の視点	28	1
	10障害特性	68	7
	11障害特性 (医療ケア・リハビリ)	28	15
	12年齢・ライフステージ	20	1
	13家族支援	20	3
	14家族支援 (就労)	9	0
	15地域・機関連携	69	1
	16学校・教育機関連携	55	2
C ガイドライン全体に関して	17ガイドライン (他との整合性含む)	117	3
	18具体的に例示	64	0
	19評価表	31	0
	20記載方法・表現 (Q&A など)	164	6
	21その他	119	10
	22今のままで・特になし・わからない	193	2

具体例について

1 放デイの役割 (方向性ビジョン権利擁護など)	他事業所 (近場) とはかかわらないので (利用の併用がないので) 比較もできないが正しい方向性が具体的に知りたい。
	詳しい方針が出ると何をすることが療育なのか、これだけ様々な中身の放デイが出てきたので、支援する柱にはなる。
	職員 1 人ひとりに合わせた教育プランを立て、目標設定を明確に立てる。職務チェックリストを作成し、活用する。ティーチングとコーチングを使い分ける。
	障害児の将来のビジョン、あり方のようなもの
	地域における善行啓発など特別な人がサポートするから地域で育てることへの活動。事業所内での活動でとどまらない内容。

	共生社会の実現に向けて、放デイを卒業していくスタンスの大事さ。後方支援では、弱い。今はどんどん放デイに一般社会から人が引っ張られていて、逆行しているようにも感じる。
	各市町村で求められているデイのあるべき姿、など。全国同じものではなく、それぞれ加筆しても良いと思う。
	ガイドラインに即した事例集（例えば、個別支援計画書、従業者等への研究資料、苦情解決対応、権利擁護、虐待防止、感染症予防等）があると参考にしやすいと思う。
	学齢期に生じる様々な問題の改善・解決のためには、家庭・学校・放課後等デイサービス事業所が「本人の立場に立った理解」「本人中心の支援」の視点を共有する必要があること。
	保護者の就労等、いろいろな社会背景の変化はあることも認めつつ、あくまで子ども本人に対する支援内容の充実を図ることが第一であるという前提に立ち運営していくための指針となる内容。
	障害者差別解消法に関する内容 デイにおける合理的配慮の基本的な考え方
	子どもの最善の利益の保障やガイドラインの在り方で具体例の記載がほしい。
2 運営等コンプライアンス	絶対に守るべき項目を限定する。
	新規参入や他の人でもわかるように、実際運営を行うに当たって何をしていかなければいけないのかが分かる基礎的なものがあるとよい。あと実際、運営して何が大切か、何が困るのかなど導いてほしい。
	大規模災害時にデイサービスがどのように関わり、機能するか等の内容があると良いと感じました。
	人権への配慮、同性介助原則など。
	遵守すべき職員配置の例。加算を算定した場合の職員配置の例があると、見直しやすい。
	若干ずれますが、緊急時・防犯・感染症対応などのもっと詳しい具体的なマニュアルのひな形になるようなものがあると、よりしっかりした対応ができると思う。
	衛生、健康管理の面、食事に関する部分はより具体的に明記してほしい。（調理員が作っている事業所もあれば、外部からの弁当購入など事業所によって様々…児童には適さない食事などあり、幼い頃からの食事には意識を高くもってほしい） 食事の質を上げる。
	運用に関してのモデル的なものを紹介してほしい。
	実地指導でチェックされる項目、内容を細部に渡って記載して頂けると分かりやすいのではないかと思います。要は新人でもそれさえ熟読すれば理解へつながる記載の仕方
	ガイドラインの法的強制力を付与していく。
	当事業所は重度心身の子どもも多く、ガイドラインとは別に救急時のガイドラインも独自に持っている。

	事故、けが等の発生時にどの程度の事故やけがなのか、事故、けが等の報告書をどこの部署（管轄する市または県の担当部署）に提出するかも記入あった方がよい。上記のチャート式図表もあったらよい。
	災害時の避難所での利用者への対応
	防犯、防災に関する内容
	より判断の難しい状況（虐待が疑われるケースなど）に職員がどのように情報共有や対応を行うべきなのか。
	具体的なマニュアルがあるとなおよい。例、衛生面、災害等については各事業所単位になっていると良いと思います。
	設置者、管理者及び児発管向けガイドラインにはあるが非常災害・虐待に関して、様々なリスクへの備えと法令遵守に触れてあるのみの為、もう少し具体的な記載が必要。
3 支援計画（アセスメント含む）	個別支援計画、記録、モニタリング票などのモデル
	アセスメントや個別支援計画のフォーム
	アセスメントツールの例があると参考にしたい。
	フェイスシート、アセスメントシートの書式統一
	ヴァインランドの使用例を記入する。
	福祉現場でも有用なテストバッテリーの紹介。
	アセスメントシートや支援経過シートの統一された様式があるといい。
	事例ごとにあわせたアセスメントツールの紹介
	基本的なアセスメント項目、学習のアセスメント項目
	「Vineland」等の具体的な記載をするのであれば、その普及に努めるシステムおよび地方自治体への説明等の必要があると思う。
4 支給決定（市町村の役割含む）	評価と加算を連動させてほしい。
	療育、あずかり、保護者支援 明確に分け単価に反映してほしい。
	単位について、特に加算要件など詳細に書いてほしい。
	細やかな Q&A があると助かりますが、見やすい加算関係の別冊があるといいと思います。
5 利用計画（相談支援）	相談支援事業者との連携：サービス担当者会議に参画する担当者は、障害児支援利用案に位置付けられた放課後等デイサービス事業所に期待される役割を確認するとともに、障害のある子どもが、他の子供や地域社会から安易に切り離されないための配慮等、子どもの最善の利益視点から意見を述べることが重要であることを徹底してほしい。
	行政職が事業所に対して、支援できる理論と支援方法を知っていることが大切。相談支援事業所の相談員の質の向上
6 人材育成	取り入れるべき研修内容を具体的に提示する。
	職員のスキルアップや虐待防止等について

	内容は分かりやすいです。ガイドラインをどう活用すれば、職員一人ひとりに落としこむことができるのかを考えることが重要と考えています。例えば、毎月行う活動案や評価と合わせて、ガイドラインを使用する等。
	研修受講内容等
	日頃の支援を見直したり、振り返るためにも以前行っていたいただいたフォローアップ研修や集団指導等行っていただけると嬉しいです。
	療育に関する国による研修の機会を記載してもらい参加義務を記載してほしいです。
	送迎時のルールやスタッフの手引書等あれば良い。
	職員1人ひとりに合わせた教育プランを立て、目標設定を明確に立てる。職務チェックリストを作成し、活用する。ティーチングとコーチングを使い分ける。
	有効活用を考えるのであれば、ガイドラインに基づいた研修をしていただけるとよりわかりやすいと思います。 管理者や児発管に限ったものではなく全支援者に向けた研修をお願いしたい。
	経験年数よりも研修が重視されている。
	現場支援者向けのガイドライン。支援者が自分の支援を定期的に見直すことができるもの。研修情報の記載など（年間のもの）
	支援内容等説明を、1年目、3年目、5年目以降等、経験に応じた内容にわかりやすくしてほしい。
7 質の担保	標準化されたアセスメントツールによるスコアの変化を支援の質の評価基準に盛り込むこと。
	子どもへの支援の質を高めることにこそ時間を費やすべき。
	「療育の質」を数値化出来るような記載があるとよい。
	現在のガイドラインにより、多種にわたる放デイの方向性や最低限押さえておくべきことが示されたと感じる。今後全体的な質の向上を求めるのであれば、ガイドラインをより具体化した「発達支援の指針（CDS-Japan）」のような理論を示し、それらに基づく実践を事例集（困り感の軽減につながった対応や遊び等）という形で周知してはどうかと思う。それにより、子ども達にとってより適切な対応が取られたり、全体的な質の向上にもつながるのではないかな。
8 具体的支援内容全般	支援の質の向上を目指すための細い内容、他事業所での質の向上に関しての取り組み内容の公表
	能力の発達と人格の形成を統一的に支援するために、実践をどう進めていけばいいのか、具体的に示してほしい。
	実践できるような具体例が参考にできる。
	豊富な実践的支援ツール
	今後も新たに“～の手引き”などが作成されたら、記載していただけると大いに参考になります。（すでにいくつか記載されているもの、参考にさせていただいています）
	より具体的療育内容の明記

	事例集等も。
	『児童発達支援ガイドライン』第2章「児童発達支援の提供すべき支援」の内容の“放デイ版”が記載されると、より有効かと思います。
	事業所の狙いに応じた内容が反映されているといい。 (運動、微細、あずかり・・・。)
	困難ケースへの対応方法
	日常生活動作や情緒面について
	放課後等デイサービスの中身の内容、タイムスケジュール、活動内容の具体例など
	サービス内容はより具体的に書かれるべきだと思う。児童発達支援の五領域のように。
	集団支援、個別支援を分けてどちらも行うように記載したほうが良いと思います。
	子どもが今、何に対して苦しんでいるのか、心理的な考察や具体的な接し方について。
9 発達の視点	性の理解と教育に関すること
	子どもの定型発達が記載されるといい。
	中学生・高校生を対象にした進路相談などの内容が記載されるといいと思います。
	虐待と嫉の間のグレーゾーンに対する考え方、事例も含めて記載があると事業所ではグレーゾーンは黒であるとの考え方はできるが、白も黒も全てグレーに見えてしまう。
	学習に関する内容
	子どもの最善の利益として、子ども自身の子どもの時間の保障についての視点があると嬉しい。
	本人の意思選択を支援する内容
	放課後等デイサービスでは、学習支援も含めて、家庭の補完も行っているため、より保護者と連携する必要があると思われます。また、地域で生活をしていく事を前提に、福祉サービスの充実と、就労先も課題です。
10 障害特性	障害特性ごとのガイドライン
	感覚の偏りや発達の領域を分けたアセスメントの必要性を重視する項目を追加
	問題行動をおこした時、ケガ等についての関わり方、子ども特性を考えた時、どう向き合っているのか、子どもの教育等について内容を詳しく知りたいです。
	不登校児へのケア、対応がより明確になると手厚い支援・学校とのさらなる連携へとつながるように思います。
	障害種別や、発達段階に応じた支援目標や手だてについての記載や参考資料、文献、機関サイト等の紹介
	プログラム作成が難しいことがあります（特に発達障害）
	愛着障害への支援について

	強度行動障害児の加算も新設されましたので、対象児に対する支援内容のガイドラインも追加して頂けるとありがたいです。
	発達障害の療育内容に沿った内容がもっと加えられること、問題の発生の理由、置かれた環境などは、既存の障害と違うのでニーズも異なる。
	マンツーマンでの受け入れしか出来ない方へのサービス内容
	重症児の児に対しての身体拘束がどの程度から拘束になってしまうのかを詳しく表記されると把握しやすいのではないかと。
11障害特性（医療ケア・リハビリ）	医療ケアが必要な重心の方の対策
	まだ発達障害の児童に重きを置いた内容が多いので、肢体不自由児や重症心身障害児に特化したガイドラインも欲しいところ
	医ケアや医療依存度の高い児のガイドラインの充実
	アセスメントシート具体例等（医ケア児や重心児用のものもあれば）あったら、事業所に応じて作りやすいかと思います。
	重症心身障がいの方へのリスク管理に関する内容
12年齢・ライフステージ	年齢層ごとのガイドライン
	ご利用者のライフステージに応じたステップアップへの取り組み（現在の放デイ→就労準備型、卒業後に放デイ→就労系サービス等）
	就労や対人関係なども含め、自立や社会生活への参加を見据えた発達支援の内容がガイドラインとして示されると、指標としやすいのではないかと考えます。
	障害特性の違い、年齢の違い等、日々流動的に利用される方は変わってきます。その中で、人との関わり方は今後の人生においても大切な部分だと思います。特に、異性との関わり、性に関することは重要な部分だと思います。その辺りも記載されていると更に良いと思います。
	思春期のお子さんに対する、基礎的なかわり方
13家族支援	自分の子どもが、ふさわしい支援環境において学習していく様子を保護者に見てもらい、やり方を伝え、親から一番身近な支援者となる手助けとなる方針を、もっととり入れていくことも大切ではないでしょうか。
	内容以前に、保護者が手に取って見やすい場所にあるといいのでは
	保護者支援と地域支援に関する具体例など。
	ペアトレの活用案なども具体的に記載
	家庭家族の力が弱まっているので児童のみならず家族のサポートの重要性、必要性を訴えてほしい。
	家族支援について少し具体的な内容がもりこまれると良い。
	子どもの育成のための活動をすることはもちろんですが、家庭でよりよく生活できるための支援についてもっと重視してほしい。家庭で過ごす時間が短くなることで家での居場所がなくなるのではないかと心配に思う。

	障がい児の成長には、保護者の支援・理解が重要であり、正しい支援のあり方を保護者が理解する意識改革への取り組みが大切であり、親の支援に対する政策、財政面の行政支援のあり方についてガイドラインに書き加えるべきと考える。
14家族支援（就労・預かり）	パソコンをさせたりゲームをさせたり療育を何もしないお預かりだけのデイサービスが多いように思います。様々な療育を手がけるデイサービスが増えてきてほしいと思う。療育型は人員も多く必要なので報酬の見直しをしていただきたいと思います。
	子どもの預かりだけにならないよう、事業所も家庭も子どもの様子、行動の変化等について確認し合うこと、積極的に家族の相談に乗ること
15地域・機関連携	医療機関・かかりつけ医と連携ができているか
	放課後児童クラブへの移行体制ができているか
	学校・家庭・事業所の支援の一貫性ができているか
	利用児童が関わっている機関との連携の場のさらなる透明性、特に学校に於ける利用児童の具体的な連携体制（閉鎖的な所がある、問題をかくす所や虐待に関しての面等）
	福祉関係への周知も必要だが、教育機関への周知も必要。
	関連機関の具体的な連携方法（基盤となるものがあると良い）
	ガイドラインに記載されている連携に係る事業・教育・医療機関向けのガイドラインがあると良い。現在、関係機関側の認識が薄いため、連携に係る協力体制構築のハードルが高い。
16学校・教育機関連携	学校との連携についてそれぞれの学校で対応が異なるため、最低限の部分は放課後デイ側だけではなく学校側にも対応することが義務となるような内容になればありがたいかなと思います。
	学校とのコンサルテーション活動の作り方、学校支援の具体的な手法
	不登校児の利用、対応について、学校とのどんな連携が必要なのか、明確に分かりやすく記載して頂きたい。
	学校との役割分担の方法が例示、明確化されることで、より効果的に支援できるのではないかなと思う。
17ガイドライン（他との整合性含む）	このガイドラインを放課後等デイサービスの事業所以外の周りの環境の方（特に学校の先生）にも理解してもらえるように広めて行けるようにして欲しい。
	それぞれの項目に対して、自らの事業所が行っていることを記載する欄等あると、管理者や責任者だけではなく、より現場に入っている従業員の意識が変わり、質の向上につながると思います。
	特性に合わせた取り組みで構造化・資格化・個別化等を明確にチェックできる内容にすることが、望ましいと考えている。
	周知するだけのものではなく、実践しやすいものにしていくと良いと思う。
	本人の声が取り入れる内容

	現場の在り方、質の向上などに重点を置いたガイドラインとの印象、だが一方で、あくまで事業所が経営的に成り立った上でのサービス提供なので、将来的アドバイスの側面も持たせてほしい。
	総論が主なので各論についてもっと記載があると良いのではないかな。
	簡易版があるとありがたい。
	管理者、設置者向け、児童発達管理責任者向け、従業者向けの中で、内容が被っているような部分があるので、そこをまとめてもらえると、もっと読みやすくなると思う。
	児童発達支援のガイドラインの方がわかりやすいので、放デイのガイドラインもねらいや支援内容があるといいと思いました。
	必要な書類の模範的なテンプレート
	保育所保育指針程度の丁寧な内容を期待。
	具体的な各書類の書式の統一したものを提示してほしい。
	児童発達支援のガイドラインのようにねらいが書いてあるともっと読んでいてわかりやすく支援のポイントがしぼれるような気がします。
	どのような書類を保存、作成すればよいか、一覧でわかるもの
	インテーク～計画作成～モニタリング、面談などの流れが順を追って表記されているとよりわかりやすいと思います。
	子どもと一緒に読めるようなわかりやすい冊子を作成して
	Q&A や実践事例が必要。作成必須の書類一覧表。支援の在り方から法令までを網羅したもの
	利用者側についても、利用のガイドラインがあるといいと思います。
	事業所や施設だけに対する記入しかない為、他のガイドライン（幼稚園・小学校・市町村等）は、どう進めようとしているのかがわからない。 その為、最低限関わる関連機関の例のガイドラインがあると良い。
	事業所の規模にもよると思いますが、大きな事業所、小さな事業所それぞれの内容があればいいと思う。
	目次、項目の詳細が記載されているホームページ、書籍の紹介
18具体的に例示	支援学校等の教育要領のような基本姿勢と基本活動をわかりやすく具体的に記入したもの
	ある程度の書類（記録する用紙）を統一したり、どんな書類が必要かを具体的に記載されていると助かります。障がい区分の記載
	具体的なモデル事業を展開している事業所などの例を記載してほしい。
	成功例失敗例などお聞かせいただければ、これからの参考になると思われます。
	ガイドライン作成に当たり、こんなトラブルがあったのでこうなったというような事例があるとわかりやすいと思います。
	具体的な細かな内容を明記して欲しい。
	ガイドラインを有効活用している施設の具体例などが記載してあると良いので

	は？
	事例があると助かります。
	学習系であったり運動系であったり、様々なサービスを提供している事業者がいるので、成功事例や望ましい運営の仕方があればぜひ参考にしてみたい。
19評価表	チェック表や取り組むための表の事例等の資料編などがあると思います。
	前後比較ができる評価法等あったらいい。
	基本的には、今のガイドラインは、点検表があるから、取り組めていることが大きいです。
	自己評価表や保護者向け評価表の内容の見直しが必要な項目があると思う。
	職員への質問として職員の児童に対する対応に一貫性があるか。
	各項目の微細部分に各事業所で記入できる（その他？）欄？項目が出来るとより使いやすくなると思います。
	サービス向上のための具体的な項目の評価方法についてもう少し詳しくのっていただければよい。
	評価表の中で同じ意見が出てその意見をどう改善できたかをわかるような事例集などがあればより参考になる。
	評価表の保護者向けに「わからない」の欄はほしいと感じています。
	児童発達支援評価表（保護者対象）の質問項目の主旨を理解するのは難しい。保護者がもう少し答えやすい質問項目に改定した評価表。
	評価表の質問事項の見直し
	質問項目を毎年改善しつつ、事業所ごとに振り返りができるような工夫
	もっと細かい自己評価表、管理職への評価表
20記載方法・表現 （Q&A など）	内容よりも、どの業種が読んでもわかりやすい言葉を使って記載してほしい。（読みにくい、難しい）
	文が難しく長い、表や簡潔に明記したもの。
	ホームページにアップするだけでなく、要点をまとめパンフレットなどとして配布するとより広まると思います。
	Q&A があるとより活用しやすくなるので助かります。
	内容は良いですが文字ばかりで見にくいです。図があると良いかもです。
	保護者向けにもう少し内容等がわかりやすく書かれているものがあるといい。
	用語の操作的定義を明示すること。
	事業者、保護者向けの評価表の文章が抽象的で内容が理解しづらいという意見が事業所内であった。 文章の修正は、事業所の意向で許可されているものの、もう少し平易な文章になったほうがより有効に活用できると思う。
	障害児の区分であったり「全介助」の意味などもしっかりのせた方が良い。「介助」の意味が理解されていないように思う。

	日頃から業務のふり返りを各職員がし易いように、図式化されたガイドラインがあると良いと思います。
21その他	地域性もあると思うため、そういった部分も踏まえて地域の実情に合わせていけるような指針となる内容になれば良いと思う。
	定期的に重要となる事項（サービス内容等）の通知（メールやパンフ等）をされるといいと思います。
	現行の浸透を図るのがよいと思います。
	ガイドラインの存在を知らない事業所が多いのではないだろうか
	実際に現場に関わっている人たちの意見を集めて欲しい。
	実際の現場は子どもも保護者も多種多様でマニュアル通りにはいきません
	ガイドラインは最低限おさえるべき内容であると思うので特に追加の必要性は感じないが、現実の利用者層は幅広いので“障害”という言葉や一部の対象者にはそぐわない内容など違和感を覚える部分があることも認識する必要があると考える。 （例）地域交流の推進と個人情報保護が矛盾するケース、保護者の意識やニーズに大きな開きがある集団など。
	書類のペーパーレスを認める等、事務作業の効率化。
	小さい営利法人向けではない。地域、学校などとの連携等に社福はある種の義務であるが、営利法人には、その余裕はない。 又、地域の見る目は社福のそれとは異なる。
	デイの内容をより専門的に評価してもらえると良い
	第三者評価はどこに依頼するのが好ましいのか等の具体的事項
	CDS 編集の障害のある子を支える放課後等デイサービス実践事例集が発行（中央法規）されたので、参考になっています。第二弾の発行を望みます。
	デイのみ記されているので、就労のことや社会保障のことなど、福祉全体に係る知識と眼差しを持ち日々かわる姿勢が大切であると良いと思います。
	判断可能な児童からの意見も聞いてみたいと思った。
	定期的な更新を望みます。
	送迎に関する項目があれば良いです。
	サポートファイルの活用の仕方について
	支援学校や新しく取り入れていらっしゃる活動などにもあった留意点があればさらに進化していくと感じます。
	ガイドラインを基準として、運動中心、勉強中心、日常生活動作中心、製作中心など目的別のサービス実施内容などを記入したものと事業所がどのカテゴリーで運営しているのか分かり易くて良い。
	ガイドラインをより活用する為の研修会情報や相談先などの記載がほしいです。
	横浜市では市内の実情や事例を引用し、わかりやすく解釈を加えた「横浜市版放課後等デイサービスガイドライン」を策定し、それを参考にして活用しています。

	PDCAサイクルは工場で物を作るために考えられたサイクルです！子ども、人間は物ではありません！（記載から外してください）
	ガイドラインに関する勉強会や研修があれば、より内容を理解できるのではと思います。
22今のままで・特になし・わからない	内容については今まで通りで十分活用出来ると思います。
	特に思いつきません
	今の内容でよい

（２）主たる障害が重症心身障害の施設の主な意見

2 運営等コンプライアンス	重症心身障がいの方へのリスク管理に関する内容
10障害特性	障害種別毎の、具体的な指針があればいいと思う。
	様々な障害のお子さんが対象なのに、特定の障害分野に偏っているので、もっとまんべんなく内容を充実させてほしい。
	障害別の内容（知的・肢体・重心）、それぞれの障害特性に対しておさえておくべき点など。
	ガイドラインを、知的と重心で分ける。
	項目を絞り、シンプルにする。対象児童が異なるため、重心とそれ以外を分けて作成する。
11障害特性（医療ケア・リハビリ）	医療ケアが必要な重心の方の対策
	多種多様の放課後等デイサービスが増え続けている中で差別化を整えてもらい重度障害児に対する支援がどうあるべきかの提示がほしい。
	発達・知的障害児に特化したものが多く、医療的ケア児や重心の児に対する詳しい物があると良いと思う。
	障害の特性に合わせた個別性のある内容（医療ケア、重心について）
	重症心身対象の項目が少なく、スタッフも保護者様もわからない項目があったので、あてはまる項目があればいいと思う。
	まだ発達障害の児童に重きを置いた内容が多いので、肢体不自由児や重症心身障害児に特化したガイドラインも欲しいところ。
	医療ニーズの高い重度の障害児に対する支援など、知的障害、発達障害をメインとするサービスとは、事業のあり方、ケアのすすめ方そのものが大きく異なるわけだが、そのことを踏まえたうえでガイドラインを作成してもらいたい。
	アセスメントシート具体例等（医ケア児や重心児用のものもあれば）あったら、事業所に応じて作りやすいかと思います。
	重心特化で特に田舎で多機能型として児者一貫で対応しているところでは、ガイドラインや自己評価に対応困難な場合が多く、記載されている重心特化のガイドラインがあればよい。

	小学、中学、高校と成長とともに放課後等デイの役割も変化していく。その変化に対する、段階的な指針が示されていればいいと思う。 医療ケア児に関する記載が一部しか示されていない。医療ケア児が増え受け入れ事業所が限られることからより多くの指針があればと思う。
--	---

(3) ガイドラインの活用によって変化があった場合となかった場合のちがいについて

なお、両方チェックしていた施設が10カ所あり一カ所チェックのみ分析している。

ガイドラインによる変化があった施設の意見はなかったと答えた施設よりも多かった。

あったと答えた施設の意見として、2 運営等コンプライアンス・3 支援計画（アセスメント含む）・8 具体的支援内容全般・13家族支援・15地域・機関連携に関する内容が多かった。

なかったと答えた施設の意見としてはその他が多かった。

		あ っ た	な か っ た	あ っ た	な か っ た
	施設数	2233	1189		
A ビジョン・方向性・運営に関して	1 放デイの役割（方向性ビジョン権利擁護など）	34	12	1.5%	1.0%
	2 運営等コンプライアンス	81	9	3.6%	0.8%
	3 支援計画（アセスメント含む）	46	8	2.1%	0.7%
	4 支給決定（市町村の役割含む）	19	13	0.9%	1.1%
	5 利用計画（相談支援）	5	1	0.2%	0.1%
	6 人材育成	33	14	1.5%	1.2%
	7 質の担保	13	1	0.6%	0.1%
B 具体的支援内容	8 具体的支援内容全般	126	33	5.6%	2.8%
	9 発達の視点	21	5	0.9%	0.4%
	10障害特性	45	22	2.0%	1.9%
	11障害特性（医療ケア・リハビリ）	16	10	0.7%	0.8%
	12年齢・ライフステージ	12	8	0.5%	0.7%
	13家族支援	41	8	1.8%	0.7%
	14家族支援（就労）	5	3	0.2%	0.3%
	15地域・機関連携	53	13	2.4%	1.1%
	16学校・教育機関連携	36	16	1.6%	1.3%
C ガイドライン全体に関して	17ガイドライン（他との整合性含む）	86	27	3.9%	2.3%
	18具体的に例示	44	18	2.0%	1.5%
	19評価表	25	5	1.1%	0.4%
	20記載方法・表現（Q&A など）	101	59	4.5%	5.0%
	21その他	112	93	5.0%	7.8%
	22今のままで・特になし・わからない	130	62	5.8%	5.2%
	意見の総計	1086	447	48.6%	37.6%

ガイドラインでの活用によって変化のあった施設の、なかった施設より%が高かった項目の意見の例

2 運営等コンプライアンス	衛生管理について小規模事業所については明確な（数値化された）基準がないため「適正な」という表現で記載されている。より具体的な記載があると安心して取り組むことができる。
	危機対応の具体例 児の問題行動 自然災害
	実際に起きるリスク回避のマニュアルや対応表の書類等
	職員のスキルアップや虐待防止等について
	未だに勉強中なので関係内容すべて。時系列で法や案、データなど。整備が整っている、いないを明確にしてほしい。（図として載せる）
	・ PDCA ・ 意思疎通 ・ 情報共有 ・ 連携
	運用に関してのモデル的なものを紹介してほしい
	権利擁護について分かりやすい事例を多数載せてほしいです。
3 支援計画（アセスメント含む）	個別支援計画、記録、モニタリング票などのモデル
	アセスメントや個別支援計画のフォーム
	福祉現場でも有用なテストバッテリーの紹介
	ヴァインランドⅡの具体的な活用法
	プログラム例、支援例、個別支援計画作成例などあるといいと思う。
	アセスメントの内容がもう少し具体的にあっても良いと感じます。
	ガイドラインに即した事例集（例えば、個別支援計画書、従業者等への研究資料、苦情解決対応、権利擁護、虐待防止、感染症予防等）があると参考にしやすいと思う。
	作成が義務付けされている書類（サービスの提供記録、支援計画等）の雛形を提供して欲しい。
8 具体的支援内容全般	能力の発達と人格の形成を統一的に支援するために、実践をどう進めていけばいいのか、具体的に示してほしい。 性の理解と教育に関すること
	子どもへの対応例などを記載した事例も欲しい。
	支援の具体的な方法等、より具体化した内容を記載するとよいと思う。
	今後も新たに“～の手引き”などが作成されたら、記載していただけると大いに参考になります。（すでにいくつか記載されているもの、参考にさせていただきます）
	困難事例の支援方法の参考にしたいので、事例があれば。
	支援計画に記載する発達支援の項目の具体的な内容、意志決定支援について。
	児童発達支援ガイドラインにあるような支援の内容についての項目、特に学齢期に対して、必要な内容を記載してはどうか。

13 家族支援	以下の２点を強調・明記してほしい。 ①学齢期に生じる様々な問題の改善・解決のためには、家庭・学校・放課後等デイサービス事業所が「本人の立場に立った理解」「本人中心の支援」の視点を共有する必要があること ②子どもの預かりだけにならないよう、事業所も家庭も子どもの様子、行動の変化等について確認し合うこと、積極的に家族の相談に乗ること
	家族支援や成人への移行支援の視点
	特に児童の療育は、専門家にまかせておしまい、ではない。自分の子どもが、ふさわしい支援環境において学習していく様子を保護者に見てもらい、やり方を伝え、親から一番身近な支援者となる手助けとなる方針を、もっととり入れていくことも大切ではないでしょうか。
	家庭家族の力が弱まっているので児童のみならず家族のサポートの重要性、必要性を訴えてほしい。
	家族支援について少し具体的な内容がもりこまれると良い。
15 地域・機関連携	ガイドラインに記載されている連携に係る事業・教育・医療機関向けのガイドラインがあると良い。現在、関係機関側の認識が薄いため、連携に係る協力体制構築のハードルが高い。
	子どもの年齢に応じた縦の連携や横の連携をより有意義に行えるような具体的な体制づくりにつながる内容。
	関係機関との連携の具体的事例の紹介や進め方など
	福祉間での連携は図れているが、「教育」「医療」などまだ福祉施設との連携にほど遠い。障害福祉、地域福祉と子育て支援の行政すら情報伝達できない仕組み自体に問題がある。その辺についてガイドラインを基に周知出来るよう取り組んでほしい。

ガイドラインでの活用によって変化のなかった施設で%が高かった項目の意見の例

21 その他	家族の意向、本人の思いと支援内容に大きな開きが無いよう日々サポート（支援）している事、毎日のようにミーティング、サポート会議をやっているため、大きな変化はない。
	ガイドラインの存在を知らない事業所が多いのではないだろうか
	地域性もあると思うため、そういった部分も踏まえて地域の実情に合わせていけるような指針となる内容になれば良いと思う。
	都市部だけに通用する内容もあるかと思うので、地方の状況に沿った内容の別冊のようなものと良い。
	昨年の５月から始めたばかりで、ガイドラインに沿った活動が出来ていない。
	現状のもので新規の事業所さんには使ってもらいやすいと思います。

V 放課後等デイサービスの在り方についてのご意見（自由記述）

1459件の記載があった。

運営にかかわる意見（預かりだけでなく丁寧にやっているところで運営が厳しい、報酬改定の影響、軽度の子の受け入れで経営が圧迫される等）、地域で過ごせる子がデイを利用しているのはどうなのか、児童発達管理者研修に関して、等様々な意見がみられた。多様なデイがあるため、第3者評価等を入れ、丁寧に支援しているところの運営がうまくいくようにしてほしい、よいスタッフを継続的に雇用するためには、職員の処遇改善が必要でありそのための財政的支援が必要といった意見も多く見られた。特に報酬改定について発達障害など軽度の子どもへの支援の必要性がわかっていないのではないかとといった意見が多かった。また、放デイとしての在り方や方向性にかかわる意見、例えば、家庭や学校とは違った第3の場で様々な経験のできる安心できる居場所であり、将来に向けた支援も行いたいなど、こうでありたいといった意見も多くみられた。保護者の就労支援に関しては、預かりだけになっているのはいかがなものかという意見と、実際に必要なのでそのための居場所としての意味があるという意見とともに見られた。また、放デイが飽和状態であるという意見と、放デイ難民がいるという意見、医療ケアのいる子どもを受け入れられる放デイが増えることを望むといった意見など、地域状況のちがいがみられた。不登校児童の居場所としての活用や、思春期の不登校やその後のひきこもりへの対策についても検討が必要との意見もみられた。学校等での放デイの認知度が低く、連携がとりにくいという意見も多かった。医療ケアを必要とする子供の通うところが少ない一方で、子どもの少ない放デイもあり、行政でのバランスの取れた施設整備などの対応が必要ではないかという意見も見られた。資格要件を明確にする、研修などの質の向上に向けた取り組みを行政もかかわりながら、地域レベルで実施してほしいといった意見も見られた。

以下、具体例を示す。

医療ケア 重症心身障害・重心	・ 質の高い支援をするために、児童の経験がある看護師を ・ 報酬改定で半数以上でないと評価されず、受け入れ難くなった ・ 入浴介助は単価に反映しない ・ 家族のレスパイトの役割もはずせない
軽度・発達障害 不登校・引きこもり	・ 学童クラブでもやって行けそうな子がいる、学童の代替え？、宿題を見てくれる場？ ・ 学童クラブとの連携や移行支援も必要 ・ 放デイはグレーゾーンの行き場としての役割あり、区分認定で通えなくなった子もいる、軽度の子の支援がしにくくなった ・ 子どものタイプの広がり職員が疲弊、軽度でも問題は軽くない、暴れて男性職員でなければ対応できない子も（支援サポートの強化を望む） ・ 学校に行っていない高校生の行き場としての役割 ・ 日中のサポートが必要な子もいる、不登校児の行き場としての役割 ・ 早期対応の必要性・誰でも相談に来られる場としての役割
強度行動障害	・ 人員配置を手厚くして欲しい ・ 強度行動障害研修を必須に ・ ASD の二次障害への対応不十分
就労支援・成人	・ 社会適応、卒業後の成人の余暇支援の場 ・ 思春期・成年期対応として、保育士だけでなく、特別支援教育を学んだ大卒のスタッフが必要 ・ この時期に出やすい疾病への対応
家族・保護者 預かり	・ 保護者のニーズ（就労支援・子育て支援）と子ども自身のニーズの隔たりがある ・ ただ預かっているだけの場所が多い

質	・長時間預かる、休日に預かることが主になっていて、療育の質が伴っていない ・放デイ、地域生活、家庭のバランスが大事・長時間、休日支援に重きを置く公的給付体系に疑問 ・短時間利用の塾感覚・利便性だけ重視 ・利益第1の所と一緒にして欲しくない、児童福祉に自由競争はそぐわない ・有資格者が居れば専門的な療育をしているとは限らない ・子どもの成長発達のために、家族のレスパイトも放デイの役割のひとつ（特に、重心のお子さん、生活のための就労や虐待予防、虐待への対応） ・特に低年齢児では、親子の大切な時間を奪っているのではないかと感じるジレンマ
療育	・それぞれの事業所の特色をもっとアピールし、子どものニーズとのマッチングを ・子どもたちにとっての豊かな放課後を優先 ・将来の自立や社会での生き方を支援 ・学校でも家庭でもない第3の場としての役割「遊びを通して、自己肯定感や自信をつける ・学習支援も大事、ガイドラインに明記すべき ・今いる子の現状だけに焦点を当てず、その子たちの将来の自立や就労に向けて障がい特性に合わせた支援が大事
学校・連携	・ガイドラインを学校へも配布して、社会的認知度をアップして欲しい ・学校とも医療機関とも、成人の事業所とも連携が取りやすくなるようなシステムを

報酬改定	・頑張っている事業所、小規模の事業所にしわ寄せ ・もっと療育の質を反映させるシステムを（第3者評価等） ・区分1が区分2になると単価が下がる。放デイは子どもを成長させるところと認められていない ・有資格者が集まらない ・本当に使いたい人が使えない現状（放デイ難民）
加算	・療育の質が良いところへの加算 ・職員研修加算 ・子どものタイプ別人員配置加算 ・重度加算 ・冬道（雪）の送迎加算 ・看護職員の加算は、定員が少ない事業所や指標の点数が低くても必要な子には加算を
賃金・給与 行政 システム	・安定した収入、身分保障を（男性が少ない理由の一つ） ・区分への疑問、指標該当の判定が人によって違う、発達障がい・視覚・聴覚障がい・不登校・引きこもりは反映しにくい ・現状で、放デイと日中一時支援の差は？ ・小1から高3（6歳～18歳）ではニーズが違いすぎる、目的別に細分化が必要 ・家庭支援の枠組みでショートステイもプラスしてはどうか ・全国統一の支援計画、アセスメント、家庭及び関係機関連携マニュアル、統一した研修システム、キャリアパスの導入を

研修	・研修に出せるだけの余裕がない（人手の問題） ・児発管研修では、減算のことなどお金のことも教えて欲しい ・市町村が研修に介入すべき ・職員の質の向上は必須、支援の方法を学ぶ機会が欲しい
----	---

その他	・市で1事業所の利用日数を月8日と定めており、どうしても他事業所と併用せざるを得ない ・最低利用時間を確保したい（療育が継続しにくい） ・あまりにも放デイができすぎているので、指定のおろし方が知りたい ・相談支援事業所に、各事業所の実態を把握してもらい、その子、その家族にあった場所を決めて、交通整理をして欲しい、ただ毎日あちこちに預けられている子どもは疲れている ・このままでは、健常児の集団との分断が進む恐れがある
-----	---

なお、特記事項として「不登校」に関して、35件の記載が見られた。学校に行けない児童の居場所としての役割も担っていることが示されている。

いくつかの具体例を示す。

- ・利用の前提が就学児であり、不登校の児童の中学卒業後の行き先がない。そのためには、高校進学（特支含む）のできない児童が利用できる仕組みにしていける必要があると思います。
- ・思春期の不登校やその後のひきこもりへの対策として、もっと放課後デイサービスができる役割があると考えられるため、そのあたりの指針を考えて頂きたい。
- ・放課後となっているが不登校の子供も発達障害などある場合には積極的な受け入れが出来るようにしたい。
- ・放デイのフリースクールの機能に着目してほしい。
- ・放デイの仕組みを通じて、障がいに加えその2次障がいとしての不登校の児童・生徒に対して、幅広い支援が可能。

放課後等デイサービスの在り方についての意見集約

①対象の子どもたち、療育の内容に関して

- ・「預かりの場か療育の場か」という問題は、大きい。ただし、家族支援のひとつとして預かりの場という役割を否定しない声も高い。
- ・連携に関して、放デイの社会的認知度の低さ、ただ預かっているだけと捉えている学校関係者の問題など、放デイ側だけでは解決できない問題がありそう。
- ・軽度と言われる子どもたちへの対応として、放デイが出来たことで、学童クラブで受け入れなくなっている現状もある。最後の、健常児の集団との分断が進む恐れ、と言う表現がそれを物語っている。また、知的障がい軽度でも支援は軽くないという意見も出ている。中学卒業後、高校に行っていない子どもたちの支援の場として活用できないかという意見も少なくない。放デイと放課後児童クラブとの連携という課題も見えてきている。
- ・療育の内容として、障がい特性に合わせて、個々に合わせた支援を基本に、将来の自立を目指すと言う部分では、ある程度統一されているが、現状は、年齢幅が大きく、それぞれのライフステージに合わせた支援の必要性に加えて、利用児の障がいの多様化、複雑化に対応することの大変さが浮き彫りになっている。
- ・職員の支援の質を向上させたいと思いつつも、研修に行きたくても行けない現状もあるようだ。

②行政に対して

- ・区分認定への反対意見や、それによる収入減、利用児の偏り等への意見が多く出ている。
- ・報酬改定が、区分に左右され、本来の療育の質が問われていないことに不満を感じている事業所も多いようだ。その部分を解消するための加算要求も意見として出ている。
- ・今後、幅広い年齢に対応できるようなシステム作りが求められてくるのかもしれない。

4 考 察

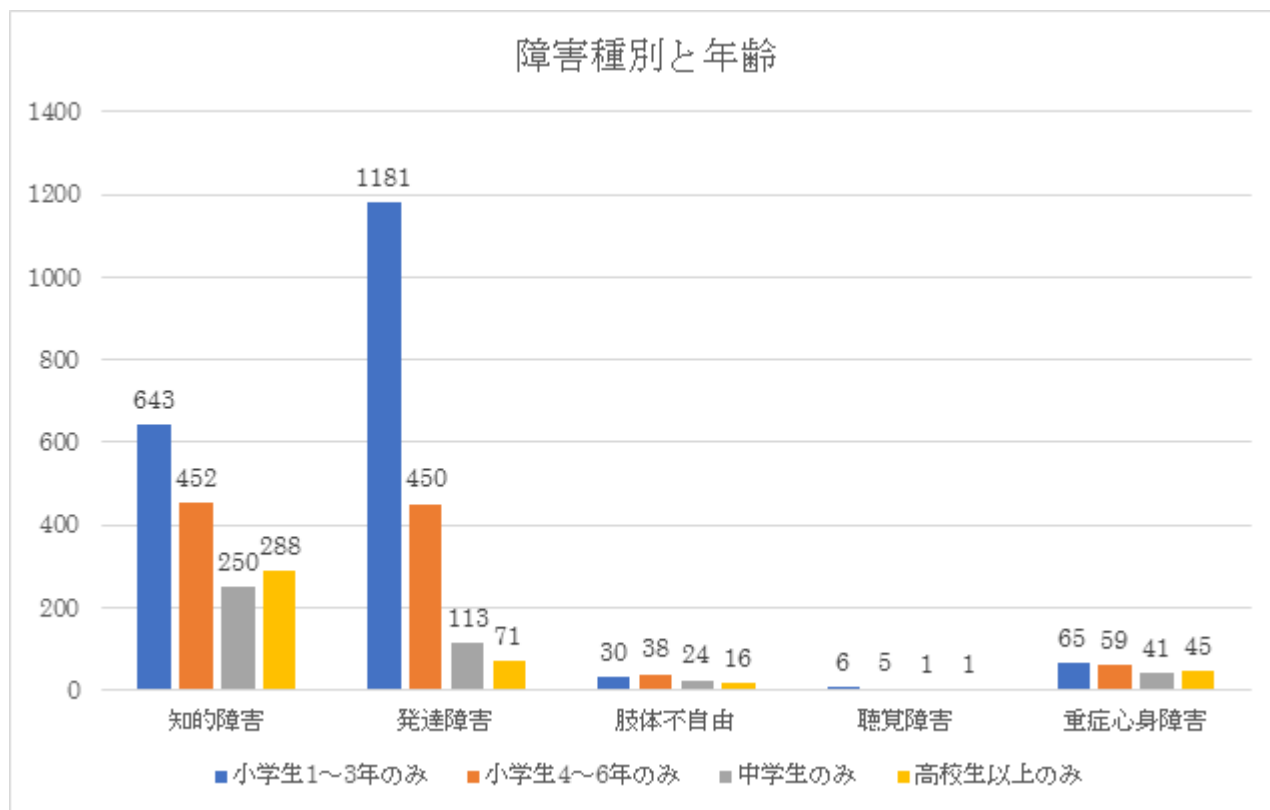
二章 本調査のクロス集計

支援している子どもの障害種別や年齢による支援内容のちがいなどについて検討した。

なお、違いを明確にするため、Ⅱ児童の状況についての、契約児の最も多い障害種別・年齢に関して、同数のために2項目に☑をしている施設を除いている。

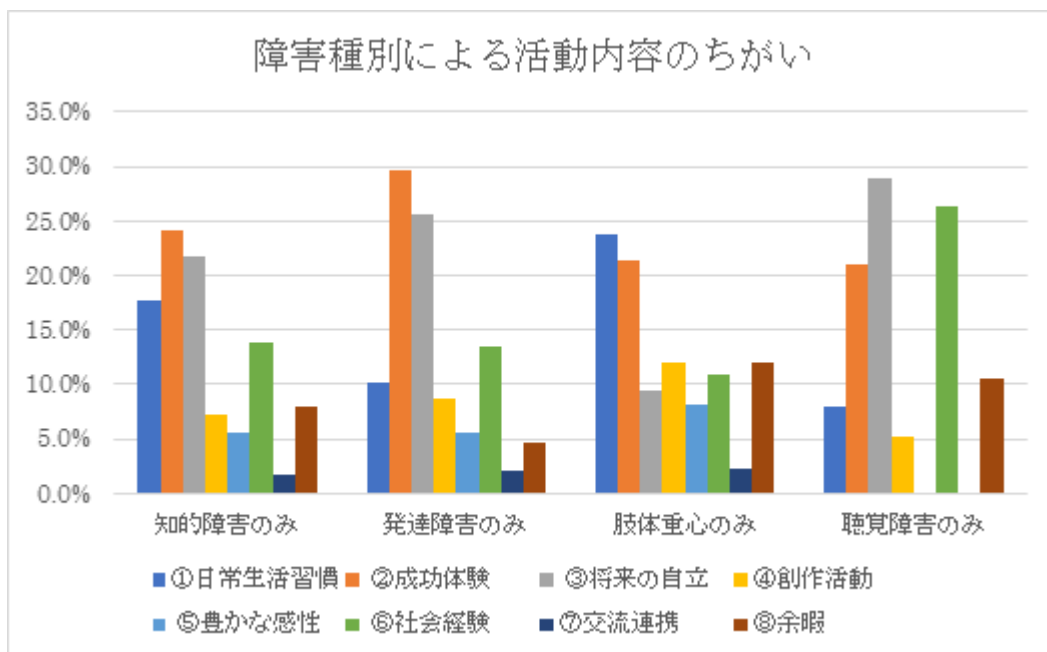
聴覚障害に関しては件数が少なく、参考のため、一部集計を行っている。また、肢体不自由と重症心身障害に関しては、知的障害・発達障害と比較するため、主に、合算して集計を行った。

1. 契約児のうち、最も数の多い障害種別と、最も多い年齢について検討した。



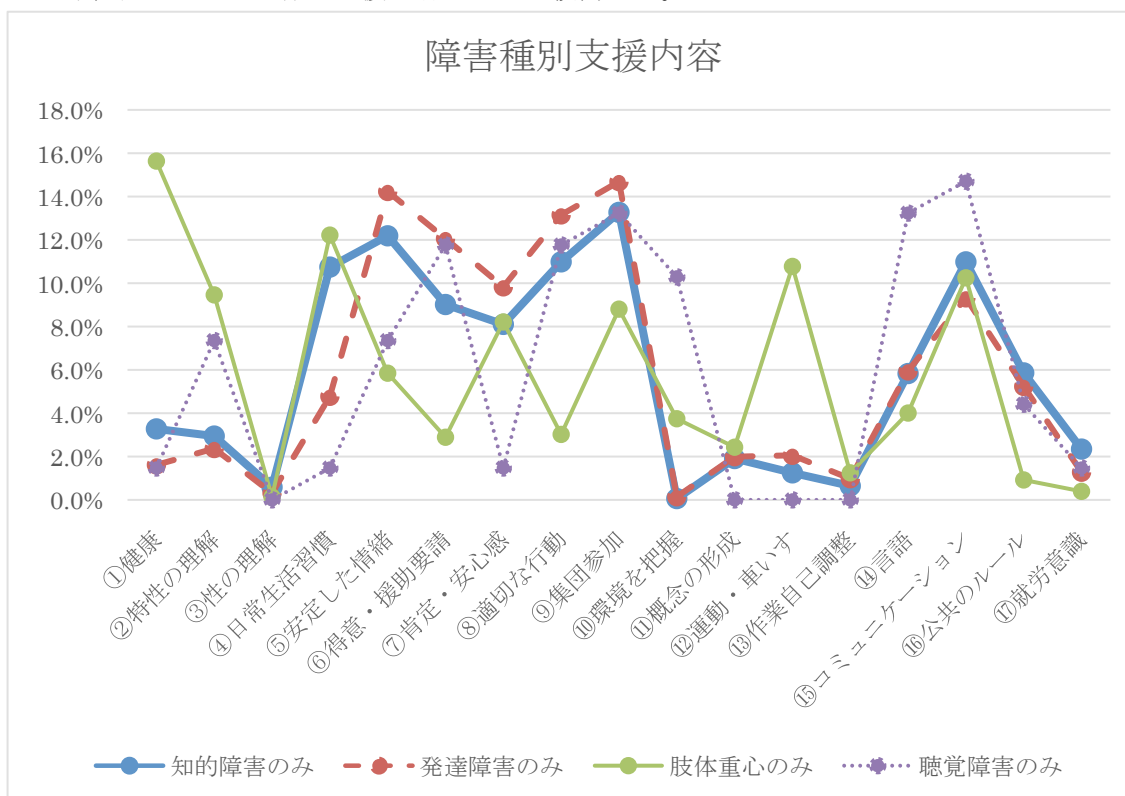
発達障害を中心にしている事業所では小学校1～3年生が中心であった。知的障害・肢体不自由・重症心身障害は高校生の割合も多かった。

2. 障害種別による活動の具体的内容について検討した。



①日常生活習慣は知的障害、肢体不自由・重症心身障害が多く、②成功体験などは発達障害が多かった。難聴は件数が少ないため比較は困難であるが、③将来の自立・社会経験の%が高かった。

3. 障害種別による具体的支援内容について検討した。



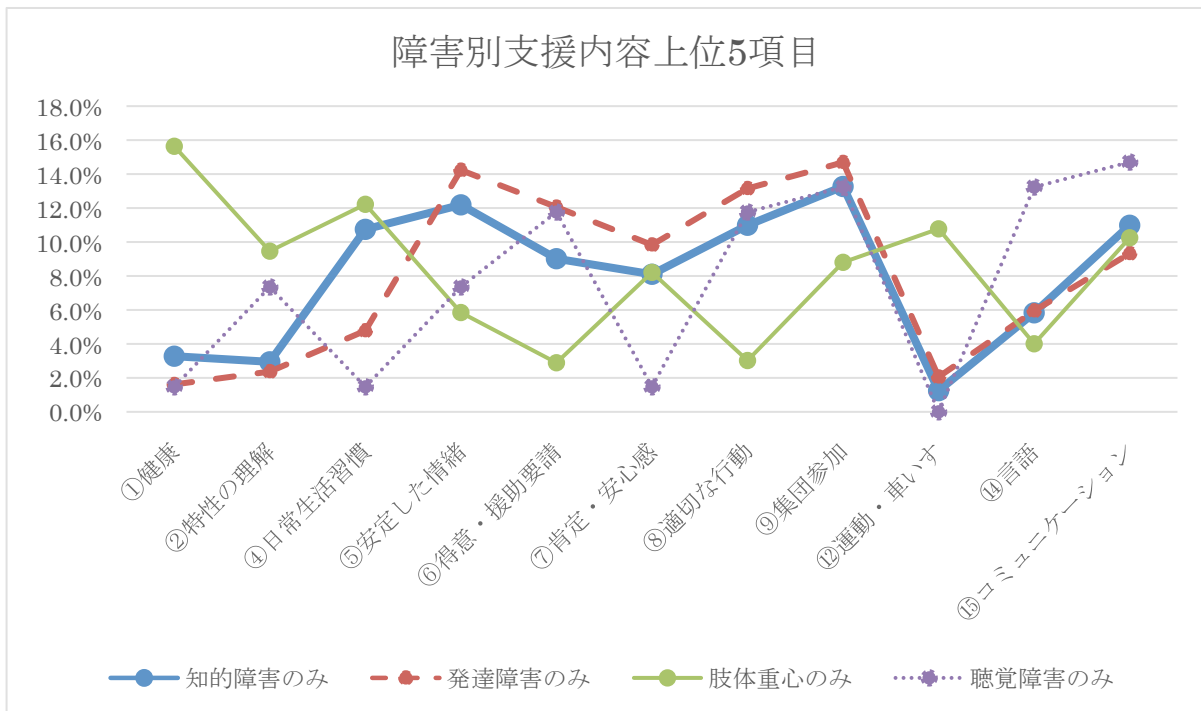
知的障害は、④日常生活習慣、⑤安定した情緒、⑨集団参加、⑮コミュニケーションにかかわる内容が多かった。

発達障害は、⑤安定した情緒、⑥得意・援助要請、⑧適切な行動、⑨集団参加が多かった。

肢体不自由・重症心身障害は、①健康、④日常生活習慣、⑫運動・車椅子、⑮コミュニケーションが多かった。

聴覚障害は、⑥得意・援助要請、⑧適切な行動、⑨集団参加、⑭言語、⑮コミュニケーションが多かった。

4. 具体的支援内容の項目数が多くわかりづらいため、上位5項目について検討した。



知的障害は日常生活習慣、安定した情緒、集団参加、コミュニケーションが高かった。

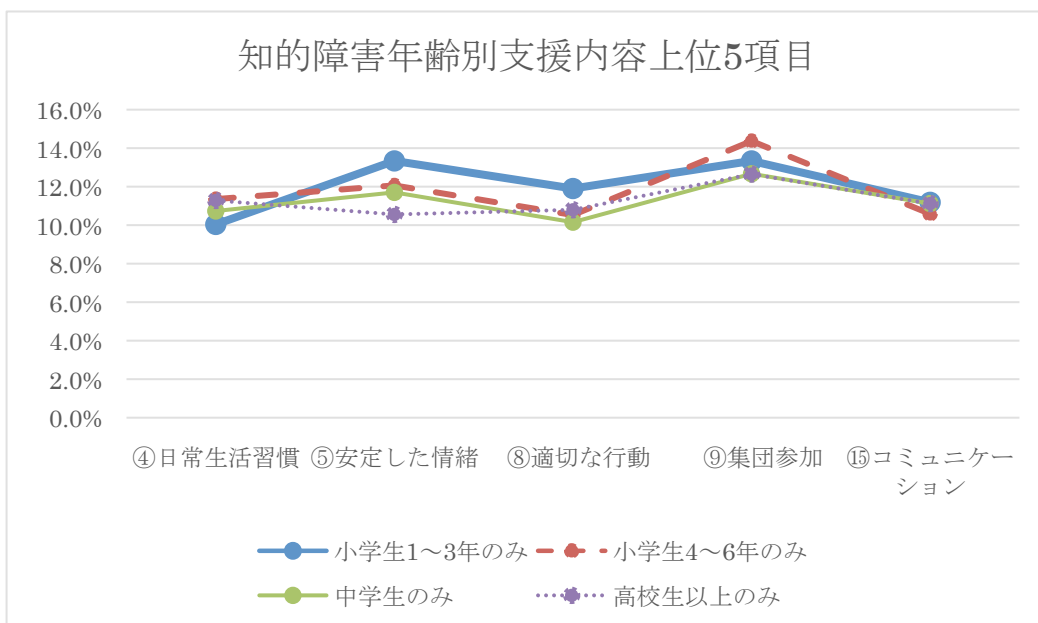
発達障害は安定した情緒、肯定・安心感、適切な行動、集団参加が高かった。

肢体・重心は健康、運動・車椅子が他に比較して高く、コミュニケーションも他と同様に高かった。

難聴は言語、コミュニケーションが他と比較して高く、日常生活習慣や肯定・安心感は低かった。

5. さらに、年齢によって支援内容にちがいがあるかどうか、上位5項目について検討を行った。

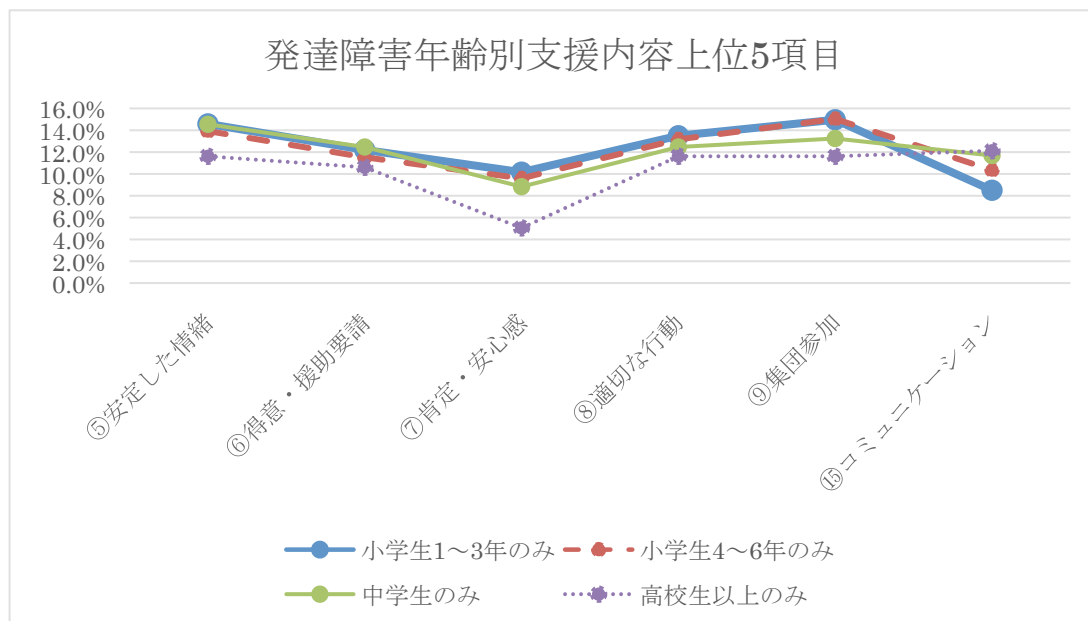
(1) 知的障害



知的障害の上位5項目は、日常生活習慣・安定した情緒・適切な行動・集団参加・コミュニケーションであったが、年齢によってのちがいは認められず、いずれの年齢においても重要な項目と考えられた。

しかし、⑯公共のルールについては小1～3年生の4.1%が高校生で7.2%、⑰就労意識については、小1～3年生の1.3%から5.1%と年齢によって支援内容の比率が変化しており、社会参加に向けた支援がなされていることがうかがえる。

(2) 発達障害

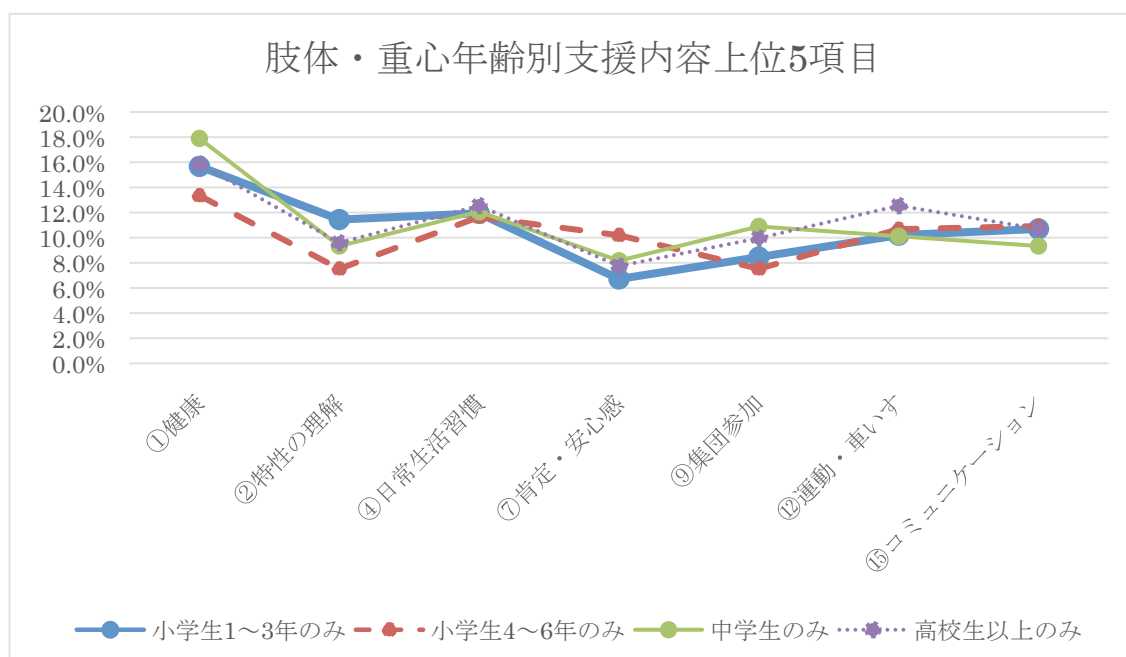


発達障害の上位5項目は、小1～3年生で、⑤安定した情緒 ⑥得意・援助要請 ⑦肯定・安心感 ⑧適切な行動 ⑨集団参加であったが、小4以上は、⑦肯定・安心感から ⑮コミュニケーションへと変化していた。

また、年齢とともに変化した項目として、①健康については小1～3年生の1.5%から高校生の3.5%、④日常生活習慣は小1～3年生の4.9%から高校生の8.1%へ、⑰就労意識は小1～3年生の0.8%から7.6%

%へと変化しており、就労等社会参加に向けて健康や日常生活習慣への支援もされていることが伺える。

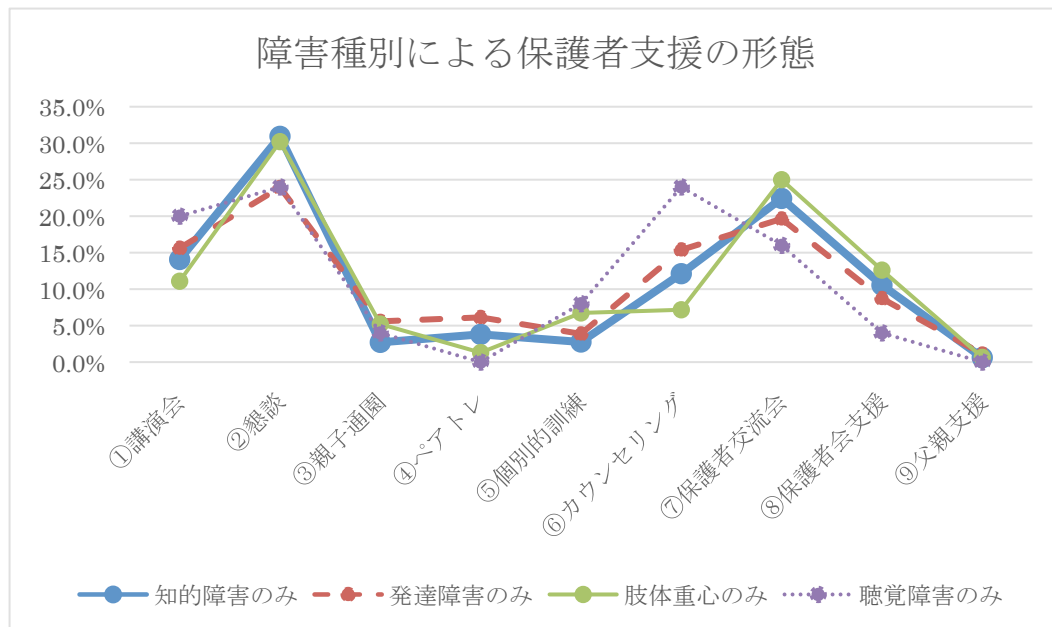
(3) 肢体不自由・重症心身障害



肢体不自由・重症心身障害の上位5項目は、小1～3年生は、①健康 ②特性の理解 ④日常生活習慣 ⑫運動・車いす ⑮コミュニケーションであり、いずれの年齢でもある程度の%を占めており、体に関する支援やコミュニケーションへの支援の重要性が感じられた。

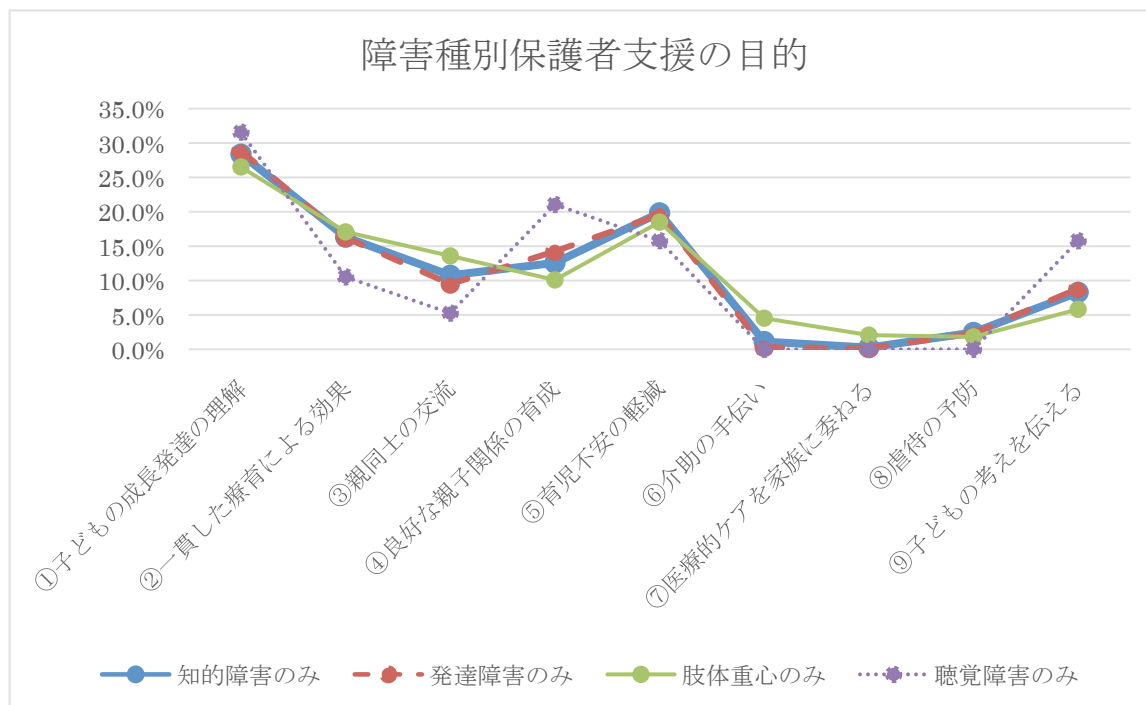
また、⑦肯定・安心感は、小学校4～6年生に若干高かった。⑨集団参加については中学生・高校生で若干高くなっていた。

6. 障害種別による保護者支援の形態について検討した。



いずれも、②懇談、③保護者交流会が多かったが、知的障害、肢体不自由・重心で若干多かった。
④ペアトレは発達障害に、⑥カウンセリングは難聴に若干多くみられた。

7. 障害種別による保護者支援の実施目的について検討した。



いずれも①子どもの成長発達理解の促進のため、⑤育児不安の軽減が多く、難聴は若干④良好な親子関係の育成が多く、③親同士の交流が少なかった。

8. 地域差について

(1) 児童の状況：最も数の多い障害種別

	総データ数	知的障害		発達障害		肢体不自由		聴覚障害		重症心身障害	
政令指定都市の例	187	54	29%	138	74%	5	3%	1	1%	4	2%
	61	29	48%	28	46%	1	2%	2	3%	6	10%
	31	14	45%	18	58%	0	0%	1	3%	1	3%
人口の少ない県の例	21	15	71%	7	33%	1	5%	0	0%	1	5%
	12	7	58%	3	25%	0	0%	0	0%	1	8%
	19	10	53%	9	47%	2	11%	0	0%	2	11%
	76	29	38%	45	59%	4	5%	0	0%	5	7%
23区の例	9	7	78%	2	22%	0	0%	0	0%	0	0%
	5	3	60%	1	20%	0	0%	0	0%	1	20%

(2) 児童の状況：最も数の多い年齢

	データ数	小学生1～3年		小学生4～6年		中学生		高校生以上	
政令指定都市の例	187	112	60 %	58	31%	22	12%	8	4%
	61	26	43%	18	30%	8	13%	13	21%
	31	13	42%	14	45%	4	13%	2	6%
人口の少ない県の例	21	5	24%	5	24%	10	48%	4	19%
	12	5	42%	3	25%	1	8%	4	33%
	19	9	47%	8	42%	1	5%	2	11%
	76	49	64%	14	18%	5	7%	9	12%
23区の例	9	4	44%	2	22%	2	22%	3	33%
	5	4	80%	0	0%	0	0%	1	20%

(3) 児童の状況：社会的養護の有無

	データ数	いる		いない	
政令指定都市の例	187	60	32%	118	63%
	61	18	30%	42	69%
	31	6	19%	23	74%
人口の少ない県の例	21	8	38%	11	52%
	12	5	42%	7	58%
	19	9	47%	8	42%
	76	16	21%	59	78%
23区の例	9	1	11%	8	89%
	5	0	0%	5	100%

(4) ガイドラインの活用による支援内容の変化

	データ数	変化あり		変化なし	
政令指定都市の例	187	111	59%	62	33%
	61	34	56%	23	38%
	31	16	52%	7	23%
人口の少ない県の例	21	16	76%	3	14%
	12	4	33%	5	42%

	19	10	53%	7	37%
	76	53	70%	18	24%
23区の例	9	8	89%	0	0%
	5	1	20%	4	80%

人口密集地域と想定される23区や、政令指定都市、人口が比較的少ないと思われる県の例を見てみたが、児童の状況などについて一定の傾向は特に推測できなかった。

5 【追加調査結果】

三章 追加調査結果

児童の状況について社会的養護を要する児童、外国にルーツを持つ児童、障害状況別人数、および聴覚障害、視覚障害、聴覚障害と視覚障害の合併例について集計を行った。

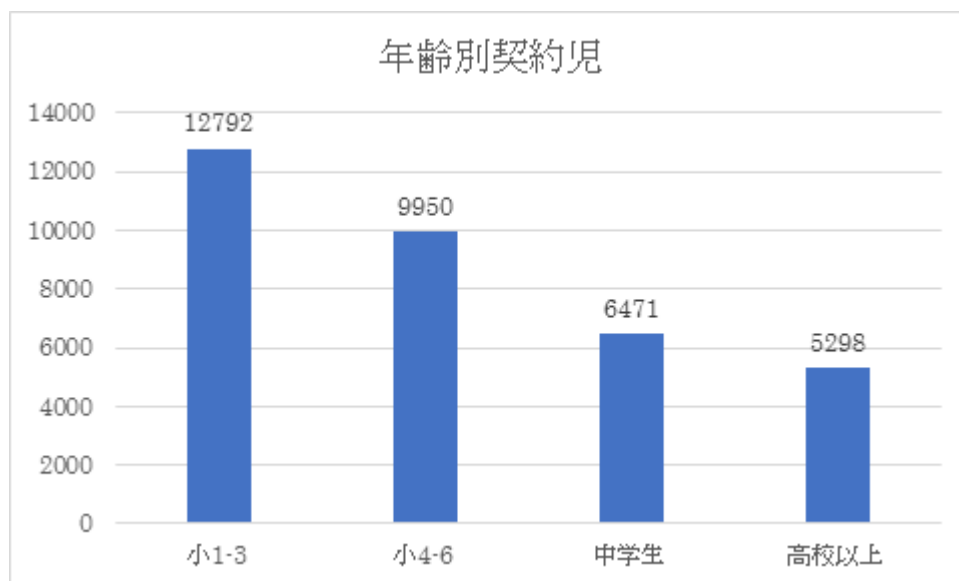
1,541件の回答を得た。

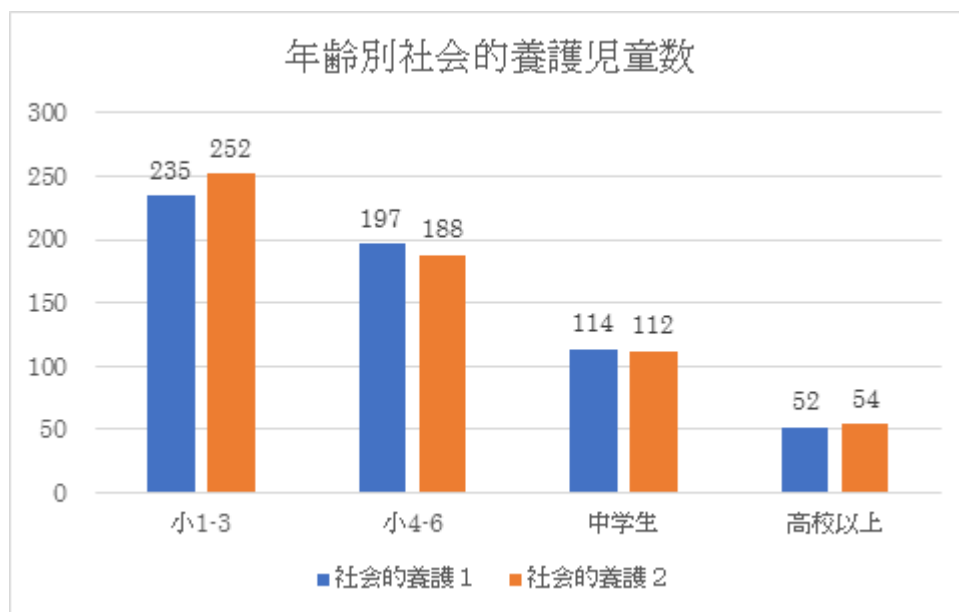
なお、社会的養護・外国にルーツを持つ児童については年齢別契約児数の記入のあるもの1380件をベースとしている。障害状況別人数については、記入が明確にされているデータを抽出しており、契約児数の総計が異なっており、別途に集計を行った。

1. 契約児の年齢及び社会的養護を要する児童の人数及び%を示す。

	小 1-3	小 4-6	中学生	高校以上	合計
契約児（人）	12,792	9,950	6,471	5,298	34,511
社会的養護 1 人数（%）	235 （ 1.8 ）	197 （ 2.0 ）	114 （ 1.8 ）	52（ 1.0 ）	598（ 1.7 ）
社会的養護 2 人数（%）	252 （ 2.0 ）	188 （ 1.9 ）	112 （ 1.7 ）	54（ 1.0 ）	606（ 1.8 ）
社会的養護 1 + 2 人数（%）	487 （ 3.8 ）	385 （ 3.9 ）	226 （ 3.5 ）	106 （ 2.0 ）	1,204 （ 3.5 ）

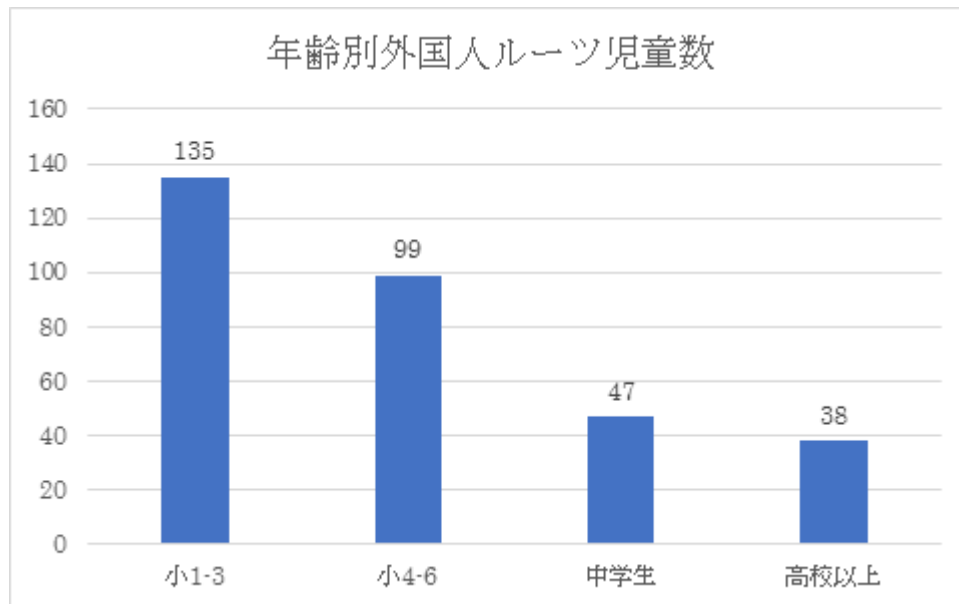
社会的養護 1（児童相談所がかかわっている児童）は全体の 1.7 %、社会的養護 2（1 を除く支援を要する児童）は 1.8 %、計 3.5 %であった。





2. 外国にルーツを持つ児童について以下に示す。

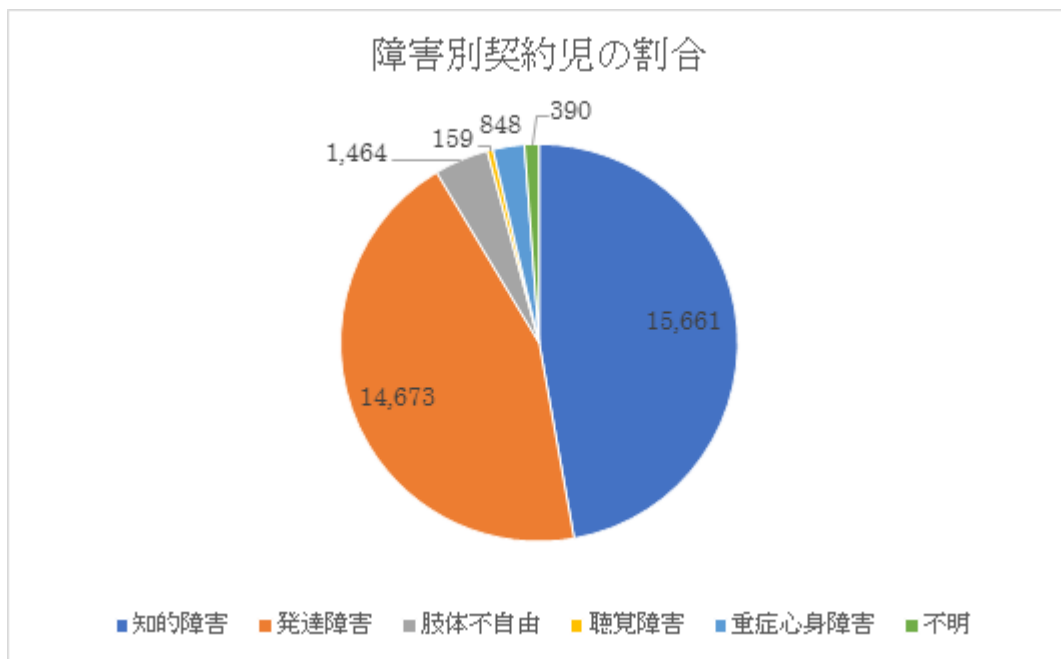
	小 1-3	小 4-6	中学生	高校以上	合計
契約児（人）	12,792	9,950	6,471	5,298	34,511
外国人ルーツ（人）	135	99	47	38	319
総契約児における％	1.1	1.0	0.7	0.7	0.9



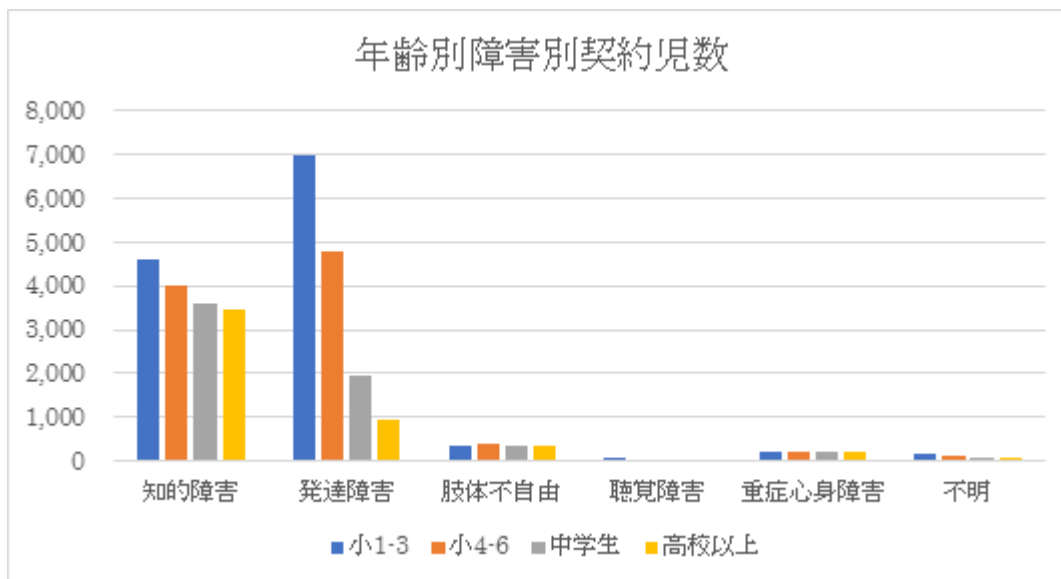
3. 主たる障害状況別人数について以下に示す。

	小 1-3	小 4-6	中学生	高校以上	合計
知的障害	4,593	4,029	3,599	3,440	15,661
発達障害	6,974	4,799	1,954	946	14,673
肢体不自由	365	406	365	328	1,464
聴覚障害	58	45	37	19	159

重症心身障害	202	230	215	201	848
不明	160	111	70	49	390
計	12, 352	9, 620	6, 240	4, 983	33, 195

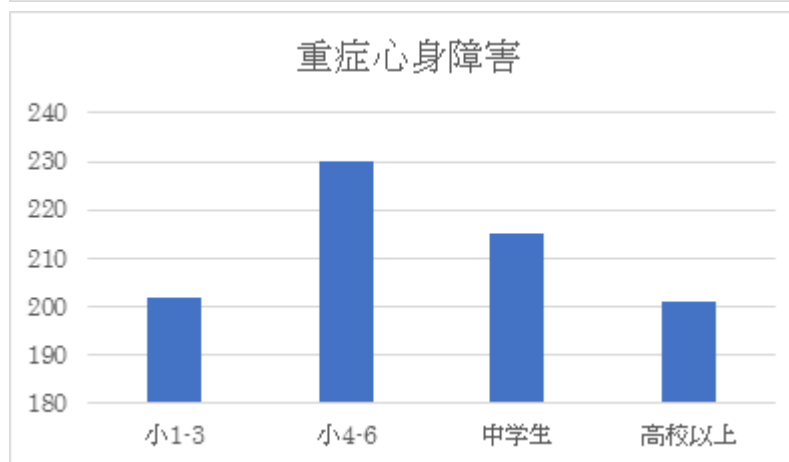
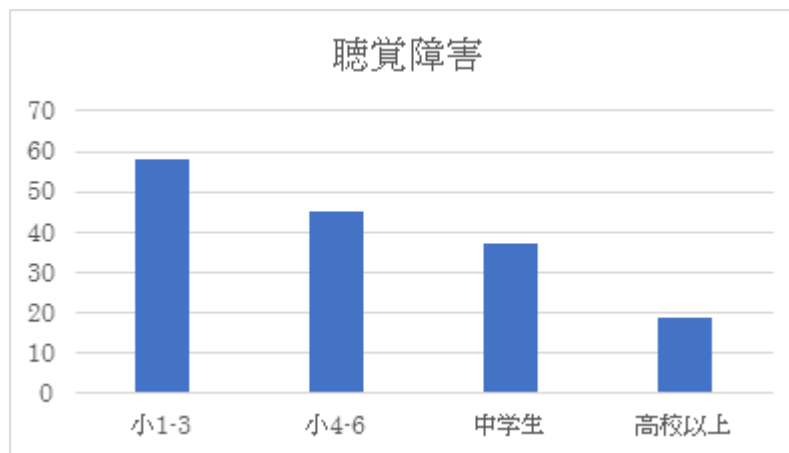
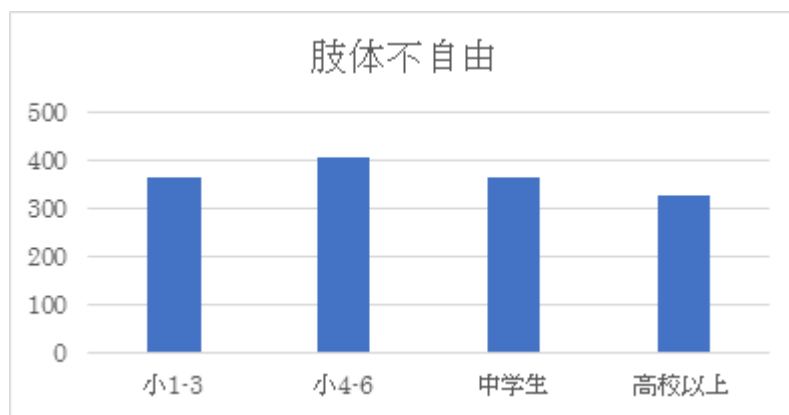


主たる障害状況が知的障害・発達障害の契約児が多かった。



契約児を年齢別にみると、発達障害については小1～3年の契約児童数が多く、年齢とともに減少していた。知的障害も年齢とともに若干減少しているが、他の障害同様に高校生の利用も多かった。

なお、肢体不自由・聴覚障害・重症心身障害に関しては総数に比較し、数が少ないため、以下に年齢別を別途に示す。肢体不自由、重症心身障害は、小1～3年生の利用が他障害に比べ少ない目で、年齢があがっても比較的利用が多い。



4. 聴覚障害、視覚障害、聴覚障害と視覚障害の合併例について

本調査で聴覚障害が最も多いと回答した施設は15施設、聴覚障害児数は159人である。しかし、実際には上記の数を上回る人数の聴覚障害児（聴覚障害特別支援学校児童・生徒で知的障害を合併する事例と合併しない事例、および小中学校通常学級在籍児を含む）が放課後等デイサービスを利用していると推定される。また、視覚障害特別支援学校児童・生徒（多くは知的障害を合併している事例）に加え、少数ではあるが弱視・難聴を合併する児童・生徒（知的障害の合併事例と推定）も放課後等デイサービスを利用していると推定される。対象となる聴覚障害児では手話のみ使用の事例から音声言語での会話可能な事例まで、視覚障害児の場合では慣れた場所なら安全に動ける事例から日常生活で介助が必要とされる事例まであり、個々の児童・生徒に応じた対応が現場で必要とされている。これら対象児の放課後等デイサービス利用については、親のレスパイトから放課後等デイサービスの利用による地域生活への参加、さらに親の就労などそれなりに必要性があると推定される。在籍児全体からは極めて少数ではあるが、聴覚障害児や視覚障害児が放課後等デイサービスに在籍しているのは確かであり、これら対象児が適切に処遇されてい

るかを今後も調査するとともに、放課後等デイサービス職員が聴覚障害児や視覚障害児の処遇について相談できる体制（専門家の紹介先リスト等）を作ることも必要と思われる。

6 ま と め

以上、全国の放課後等デイサービス事業所へ向けて実施したアンケート調査（母数12,480件中、有効回答数3,845件（有効回答回収率は30.8%）および追加調査（1,541件の回答）の結果、放課後等デイサービス事業所の様々な取り組みの実態が見られ、その役割や教育・福祉や医療関係機関連携のあり方、質の向上等について分析・考察した。その結果を、ヒアリング調査内容の参考とし、さらに検討委員会などを通じて協議しガイドライン改訂に向けた参考資料とした。

7 資 料

資料1

平成30年度放課後等デイサービス全国実態調査票

事業所名 都道府県

※1：2018（平成30）年10月1日現在でご回答ください。（締切は、11月16日必着をお願いします）

※2：回答していただいた内容は調査目的以外に利用しませんので、ご協力をお願いします。

※3：別欄＜追加調査＞「児童の状況」については、ご協力できる方は追加をお願いします。

I 事業種別について

*該当する項目（1項目のみ）の□に✓点でご記入下さい。

□①放課後等デイサービス

□②多機能事業所：具体的な事業種別を以下の余白にご記入下さい。

（）

□③その他（）

*下記に該当の事業所は□に✓点をお願いします。

（これは事業種別の問いであり、重症心身障害児が多く通っているという意味ではありません。）

□主たる障害が重症心身障害

II 児童の状況について

平成30年6月1日現在の契約児（措置児を含む）についてご記入下さい。

1. 契約児のうち、最も数の多い障害種別について項目 1つ に✓点をお願いします。

（同等数の場合は2か所に✓点をお願いします。）

□①知的障害 □②発達障害 □③肢体不自由 □④聴覚障害 □⑤重症心身障害

※「発達障害」は、知的障害を伴わない（IQが概ね70以上）「広汎性発達障害（自閉症スペクトラム障害）、

注意欠陥／多動性障害、学習障害」として記入してください。知的障害を伴う発達障害は「知的障害」の欄に記入して下さい。

2. 契約児のうち、最も数の多い年齢について項目 1つ に✓点をお願いします。

（同等数の場合は2か所に✓点をお願いします。）

□①小学生1～3年 □②小学生4～6年 □③中学生 □④高校生以上

3. 社会的養護の必要な（虐待もしくは不適切な養育の可能性のある）児童はいますか。

☐①いる ☐②いない

Ⅲ 基本活動について

1. アセスメントについて

(1) 利用者のアセスメントはどのようにしていますか？該当する項目すべての□に✓点をお願いします。

- ☐①事業所内で行っている
- ☐②通院している医療機関の情報を基に行っている
- ☐③通学している学校の情報を基に行っている
- ☐④サポートファイルなど保護者の情報を基に行っている
- ☐⑤その他

(2) 事業所内で行っている場合、具体的なアセスメントのツールや方法を教えてください。

2. 活動の内容について

(1) 貴事業所では「子どもにどんな力をつけること」を主なねらいとして支援をしていますか。

(2) 活動の具体的内容について、以下の中で該当する主たる項目 3 つ に✓点をご記入下さい。

- ☐①食事・着脱等日常生活習慣にかかわる支援
- ☐②意欲的にかかわれるような遊びを通して成功体験を積み重ねる支援
- ☐③将来の自立や社会生活を見据えた活動などの支援
- ☐④創作活動を中心とした支援
- ☐⑤自然に触れる機会を設け豊かな感性を培う支援
- ☐⑥社会経験の幅を広げる支援
- ☐⑦他の事業所や地域で行われている多様な学習・体験・交流活動との連携を通じた支援
- ☐⑧余暇の提供
- ☐⑨その他（)

(3) 個別支援計画に記載する本人への支援の具体的内容を記載する際に、特に力を入れている項目 5 つ に

✓点をご記入下さい。

- ☐①健康の維持・改善にかかわること
- ☐②病気や障害の特性の理解にかかわること
- ☐③性の理解と教育にかかわること
- ☐④食事・着脱等日常生活習慣にかかわること
- ☐⑤自分の気持ちに気づき、安定した情緒で過ごすこと
- ☐⑥自分の得意・不得意を知り、困ったときには周りに援助要請を行うこと
- ☐⑦人に対する基本的な信頼感と肯定的に受け入れられている安心感を持つこと
- ☐⑧場所や場面の理解、他者の意図や感情を理解し、適切な行動がとれること
- ☐⑨友達同士のやりとりなどを促し、集団に積極的に参加すること
- ☐⑩保有する感覚の活用や、補聴器など代替手段を用いて環境を把握すること

- ☐⑪認知や行動の手がかりとなる概念の形成に関すること
- ☐⑫姿勢と運動・動作の向上や、車いすなどの補助的手段の活用にかかわること
- ☐⑬自分の身体を知り作業の達成状況など自己調整をすること
- ☐⑭言語の受容・表出・活用などにかかわること
- ☐⑮障害特性に合わせたコミュニケーションの方法を身につけること
- ☐⑯社会資源や公共のルールを身につけること
- ☐⑰就労に向けて意識づけをすること
- ☐⑱その他（ ）

3. 関係機関との連携について

(1) 契約児の学校との連携について

(1) 連携をしていますか。＊該当する項目に✓点をご記入下さい。

- ☐①連携をしている。
- ☐②特に連携はしていない。

(2) 連携の内容について ＊該当する項目すべての□に✓点をご記入下さい。

- ☐①定期的な学習会
- ☐②定期的なケース会議等
- ☐③随時個別のケースの情報交換
- ☐④関係者会議などを通じて
- ☐⑤保育所等訪問支援などの機会を利用して
- ☐⑥その他（ ）

(2) 保護者との連携について

(1) 契約児の保護者との情報交換の機会（週に1回以上実施している場合のみ）はどのような時もしくは

方法ですか。＊該当する項目すべての□に✓点をご記入下さい。

- ☐①保護者同伴での通園時
- ☐②保護者による送迎時
- ☐③事業所による送迎時
- ☐④電話
- ☐⑤メール等
- ☐⑥連絡帳
- ☐⑦個別に時間を設定
- ☐⑧その他（ ）

(2) 保護者支援等の形態について ＊該当する項目すべての□に✓点をご記入下さい。

- ☐①講演会・学習会などの開催
- ☐②懇談や支援検討会等の実施
- ☐③親子通園によるかかわり方などの支援
- ☐④ペアレントトレーニング等の実施
- ☐⑤個別的訓練の実施や指導方法の学習会等の開催
- ☐⑥カウンセリング等の時間を持つ
- ☐⑦保護者同士の交流会の実施
- ☐⑧保護者会等への支援
- ☐⑨父親を対象とした支援プログラムの実施
- ☐⑩その他（ ）

(3) 保護者支援等の実施目的 ＊該当する項目上位3 つの□に✓点をご記入下さい。

- ☐①子どもの成長発達の理解の促進のため
- ☐②事業所・センターと家庭の一貫した療育による効果
- ☐③親同士の交流
- ☐④良好な親子関係の育成
- ☐⑤育児不安の軽減
- ☐⑥介助の手伝い
- ☐⑦医療的ケアの実施を家族に委ねる
- ☐⑧虐待の予防

☐⑨子どもの考え（想い）を伝える

☐⑩その他（ ）

(3) 他のデイサービス、医療機関、児童相談所などと連携をされている場合その内容について教えてください。

4. 提供しているサービスの質の向上について

(1) 人材育成について *該当する項目すべての□に✓点をご記入下さい。

☐①学会や研修会などへの参加

☐②職場内研修会を開いている。

☐③ケース会議などを通じた職場内研修を行っている。

☐④「自発的な研修」を支援するシステムを持っている。

☐⑤その他（ ）

(2) 支援の質の向上について *該当する項目すべての□に✓点をご記入下さい。

☐①個別支援計画等を通じて子ども・家族支援を多職種・グループで検討している。

☐②人権や感染症などのマニュアルの整備に努めている。

☐③質の向上のためのプロジェクトや会議を持っている。

☐④その他（ ）

(3) 地域支援・機関連携について *該当する項目すべての□に✓点をご記入下さい。

☐①公開セミナーや研修会を開催している。

☐②行政などほかの機関からの依頼で研修会などを開催している。

☐③自発的にグループを作り、関係者と学習会を行っている。

☐④その他（ ）

Ⅳ 放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス ガ イ ド ラ イ ン に つ い て

1. ガイドラインの活用によって支援内容等に関して変化はありましたか？

あった場合は変化の内容を、なかった場合はその理由を教えてください。

☐ あった

()

☐ なかった

()

2. 現在のガイドラインをより有効に活用できるよう、こういった内容が記載されるといいと思われますか？

Ⅴ 放課後等デイサービスの在り方についてご意見があれば記入して下さい

ありがとうございました。

8 追加調査

ご協力できる方は、追加で調査をお願いできますか。

「児童の状況」について以下の表に記入して下さい。

年 齢	小 学 生 1 ～ 3 年	小 学 生 4 ～ 6 年	中 学 生	高 校 生 以 上	合 計
人 数					
社会的養護 1	内	内	内	内	内
社会的養護 2	内	内	内	内	内
外国ルーツ児	内	内	内	内	内
主たる障害状況別の人数（合計は一行目の人数と一致させてください）					
知的障害					
発達障害					
肢体不自由					
聴覚障害					
重症心身障害					
不明、その他					

※社会的養護の必要な（虐待もしくは不適切な養育の可能性のある）在籍児童数を記入して下さい。

社会的養護 1：児童相談所が関わっている児童数

社会的養護 2：1には該当しないが虐待もしくは不適切な養育等の可能性があり社会的養護が必要と

考えられる児童数

※外国ルーツ児：保護者が外国籍を持っている児童など外国にルーツのある児童

<主たる障害について>

※「主たる障害」は、1人1障害として記入して下さい。

※「発達障害」には、知的障害を伴わない（IQが概ね70以上）、「広汎性発達障害（自閉症スペクトラム障害）」、

注意欠陥／多動性障害、学習障害」の子ども的人数を記入してください。知的障害を伴う発達障害は

「知的障害」の欄に記入して下さい。

※ 重症心身障害については、右記の「大島分類」を参照して下さい。IQに関しては、厳密な数値と捉えず、参考程度にして頂いて構いません。なお、児童の年齢が運動機能獲得月齢に達していないときは、その障害像より予測して下さい。重症心身障害には、重度の知的障害と重度の肢体不自由が含まれますので、重複選択に注意して下さい。

* 1,2,3,4 の範囲に入るものを重症心身障害とします

(IQ)					
21	22	23	24	25	
20	13	14	15	16	0
19	12	7	8	9	
18	11	6	3	4	0
17	10	5	2		0
走れる 歩ける 歩行障害					
座れる 寝たきり					

第 2 節 ・ ヒ ア リ ン グ 調 査 班

1 要 旨

放課後等デイサービスガイドライン（以下、ガイドラインと略す）策定後における支援の質の変化等について、行政及び事業者の実態調査を行い、ガイドライン改定案の作成に資する資料とすることを、本調査の目的とした。

行政を対象としたヒアリングでは、ガイドラインの周知と事業所のモニタリングなどの実態について把握することを狙った。事業者を対象にしたヒアリングでは、アンケート調査班によるアンケート調査結果内容が、実際の現場の状況を反映しているか確認することを狙った。

調査方法として、資料 1、2 にあるように、行政及び事業者を訪問して、対面によるヒアリング調査を平成30年12月 1 日から平成31年 3 月 8 日までの期間で実施した。予め行政、事業者それぞれを対象としたヒアリング調査票（資料 3、4）を作成した。地域性や規模などに偏りが無いように選定された行政及び事業者に対して事前にヒアリング調査票を配布し、約束した日時に訪問し、担当者から聞き取った内容を、委員が記載する方法をとった。10名の委員が別々に、14ヵ所の行政（県・政令市を含む市・特別区）と、19ヶ所の放課後等デイサービスを運営する事業者ヒアリングを実施した。

行政へのヒアリングでは、集団指導の中で説明を行なった行政が多かったが、メールでの周知伝達した行政もあった。ガイドラインの周知を積極的に行っているものの、事業所が理解して運用しているかを確認するところまでにはなっていない様子である。実地指導の基準にできるような具体的な指針が明示され、事業所が活用しやすいような内容や言葉遣いに工夫があることで、ガイドラインを今まで以上に活用したという前向きな発言が見られた。事業所がガイドラインに基づいてより良い運営ができるように、行政として役割を果たしたいという熱意も見られた。

事業所へのヒアリングでは、職員が自己評価票に記載することにより、全ての職員が意識を統一して支援に当たれるようになるなど、ガイドラインが放課後等デイサービスの運営に役立っているという回答が、経験の浅い職員が多いと思われる事業者を中心に、多数あった。同時に、ガイドラインをより活用するための改善要望も多数あった。全ての要望に応えることは不可能であり、ガイドラインの解説書などが発刊されることも想定して、ガイドラインに取り込むべき点を選別する必要があるように思われる。全ての事業所において、放課後等デイサービスの運営によって、子どもとその家族を支援したいという強い思いを感じられた。多くの事業所はその思いを行動に移すためのガイド役を、ガイドラインに求めている。

1 研 究 目 的

- 1) 事業者への監査および実地指導を行う行政（都道府県および 区市町村）を対象とし、ガイドラインの周知、普及および支給決定、事業所の事業運営のモニタリング等の実態について、ヒアリング調査（ヒアリング内容および 結果は後述）を通じて分析し、ガイドライン改訂に向けた考察、提言を行う。
- 2) 本研究におけるアンケート調査を踏まえ、ガイドラインの内容および「事業所自己評価表」や「保護者向け評価表」の活用状況、ならびにガイドラインがサービス提供現場の実情と照らし合わせた際に、その実情を反映しかつサービスの質を向上することにどの程度貢献しているのかについて、事業者へ対面にて確認する。

2 調 査 方 法

1) 調査対象

- (1) 都道府県および政令市を含む区市町村にヒアリング調査の依頼をし、同意・協力を得られた行政に調査を実施する。
- (2) 放課後等デイサービスを運営する事業者ヒアリング調査の依頼をし、協力の得られた事業者ヒアリング調査を実施する。

2) 調査期間と方法

(1) 調査期間

2018年12月 1 日から2019年 3 月 8 日までとする。

(2) 調査方法

ヒアリング調査について同意の得られた行政ならびに事業者に対し、事前に調査票を配布したうえで改めて現地を訪問し、回答者との対面により調査票に基づくヒアリングを実施。

3) 分析方法

(1) 行政の役割について、以下の観点で課題を抽出する

- ① 「放課後等デイサービスガイドライン」の周知とモニタリング利用について
- ② 行政の放課後等デイサービス給付費支給決定に関する課題について
- ③ 行政の保育所等訪問支援の地域、関係機関への周知に関する課題について
- ④ 行政が感じる放課後等デイサービスのサービス提供の実態と、各事業所における「放課後等デイサービスガイドライン」活用に関する課題について

(2) 事業者について、以下の観点から課題を抽出する

- ① 「放課後等デイサービス」ガイドラインの周知のされ方、事業所における利用の仕方や実際について
- ② ガイドライン自己評価に関する課題、公表の実施状況について
- ③ ガイドラインの課題 (改善してほしい点等)

3 結 果

委員10人により、14ヵ所の行政(県および政令市を含む市)ならびに全国の19ヶ所の事業者にヒアリングを実施した。直接担当者からヒアリングを行うことによって、調査における全項目について聞き取ることができたうえ、担当者が日頃の業務において感じている心情も含めて、放課後等デイサービスに関する制度上の課題や運用上の課題について10人の各委員が捉えることができた。

※ 行政からの聞き取りは、行政が特定できないようにした。また、回答者の個人情報にも関わる質問内容もある。

(1) 行 政：県 6、政令市 4、その他の市 3、特別区 1 合計 14

(2) 事業者：1ヶ所の放課後等デイサービスのみを運営する事業者 10
2ヶ所以上の放課後等デイサービスを運営する事業者 9 合計 19

質問項目の

一部について、検査をお願い

1) ヒアリングで各委員が感じた現状や課題等

〈行政〉

行政を対象としたヒアリング調査を通じ、各委員による簡易的な分析評価について以下の4つの設問を論点として現状と課題の整理を行った。

Q 1. ガイドラインを活用している？活用していない？

Q 2. 行政は、ガイドラインのいいところをどこで捉えていたか？

Q 3. 行政が、ガイドラインを改善して欲しいと思っている点は？

Q 4. 行政は、制度としての放課後等デイサービスを、どのような支援にしていきたいと考えていたか？

A：特別区 障害福祉課

Q1活用していない。しかし、行政企画開催の連絡会で研修に利用している。

Q2ない

Q3負担額3段階は大まかすぎる、利用回数で決めたらよいのではないかと。

個別支援、学習支援のあり方は妥当なのか。

サービス分類をしても良いのではないか。

学校以外で居場所づくりができたのは良いが、安全を意識し過ぎて地域や近所に出ていけないために、共生とは反対に分離、隔離に繋がっているのではないか。

Q4 担当者からは子どもの権利をもっと尊重して挙げたいと希望する意見があった。

区分 1.2 での支給料決定ではなく、利用者のニーズ（区分細分化、回数など）で決定できないか、利用目的で行い、就労支援と分けるべき。

当区は児童クラブが各学校設置、障害児支援枠を撤廃したが、実際は結果的に排除と考えられる例もある。例えば、放課後等デイサービスの利用を勧めたり、連携が上手くされていない等、工夫の余地はある。

B：県 福祉事業課

Q1 活用していない。

Q2 内部研修に活用出来るところ。

Q3 活用しようという意欲が薄いため、改善すべき課題を感じていない。

Q4 担当者から、放課後等デイサービスに対する思いを感じることはできなかった。

C-1：県 障害福祉課

Q1

Q2 行政として、放課後等デイサービスガイドラインについて集団指導の中で説明を行ったり、メールで国からの文書通達を行ったりしているが、発信しっぱなしという印象。事業所自己評価や保護者アンケートについても、「やってください」とはいつても、どの事業所がやったのか、内容はどうかの確認するまではできていない。ただ、仕組みとしてガイドラインができた事については評価をしていて、前向きな発言も聞かれた。今年度から行政への報告も報酬がらみで行う事になるため、行政としてもガイドラインを意識する機会も増えると思われる。

Q3 ガイドラインについて深いレベルで理解している状況ではないため、ガイドラインの改善点は思いつかないと思う。県内の事業所においても、次々に事業所が立ち上がり、「療育の質」を求める段階に至っていないと思っているようである。事業所の運営についても知識がなく、初歩的な事を知らない事業所がある事をなげいていた。

Q4 聞き取りの中で出てきたのは、営利目的でなく子どもたちのためになる事業所運営をしてほしいという言葉であった。放課後等デイサービスガイドラインができた事については好意的に捉えており、あくまでもガイドラインは最低基準であるため、それぞれの事業所がガイドラインを超えたサービス提供をしてほしいと考えているようである。

C-2：中核市 障害福祉課・学校教育課

Q1 活用していない

Q2 ガイドラインの影響がどのように出てきているか、実感としてはあまりない。

Q3 保護者からの申請、第三者の意見をもって支給決定を行っているが、放課後等デイサービス利用の終結についてどこまでか迷う事がある。また、放課後等デイサービスの場合は小学校・中学校・高校と年齢幅も広く、ひとくくりでは考えられない事もある。ガイドライで、学齢期に応じた課題解決方法や支援方法が入っていると思う。（障害福祉課）「放課後等デイサービス」という名前は聞いたことはあってもどのような事をしているのか、特に普通学級の担任にはわからず認識も薄いため（中・高教員も同様）、学校に放課後等デイサービスの内容が掲載されているリーフレットを配布する等してはどうか。（学校教育課）

Q4 現在は、「利用者の支給決定をする」という立場の為、放課後等デイサービスについて深いレベルでの理解はできていないと思うが、子ども・家族のニーズの多様化に伴い、基礎の部分は守った上で（法令順守等）ニーズの多様化に対応して欲しい。市内だけで 100 ヶ所を超える事業所があり質の向上を図り、個に応じた支援を行って欲しい。（障害福祉課）

D-1：政令市 障害福祉課

- Q1 ガイドラインが指導や基準として明確になれば、担当課として積極的行なえる。行政として動けない現状では、各事業所へ周知するところまで、各事業所の受け止めでどう行うかになり、行政としては一步踏み込めない印象がある。そこがはっきりすれば、行政としての活用が明確になり、業務として動ける。
- Q2 周知を促す事で事業所の共通視点になる。
- Q3 多様性を認めていく中で、親の就労に向けての預かりだけで良いのか、情操教育的でも良いのか、様々な形になっている。ガイドラインの最終目標が多様性を認めて良いとなった時、ガイドラインの中身はどのような意味を持って来るのかと行政としての立ち位置を考えてしまう様子が見られた。
- Q4 日中一時との兼ね合いの問題も話題に出た。当市は日中一時をあまり支給しないため、放課後等デイサービスでの預かりも多くなっている。様々な制度との役割分担の整理も必要なのかと感じた。市町により放課後等デイサービスと日中一時支援の両方を事業所内で活用したり、預かりは日中一時支援でしている地域などもあるようであった。行政としては、そのやりくり方法も事業所ごとになっていて把握出来ない状況がある。

D-2：政令市 障害保健福祉課

- Q1 実地指導の時に、ガイドラインの周知や各事業所の状況や対応策などを話題として行なっている。保護者の満足度も含め保護者の声を把握する部分を行政として活用している印象を持った。
- Q2 保護者の声も含め、事業所間の比較や話題とすることで行政が様子を把握できる。また、事業所と対応策や疑問・悩みなどを話す機会となる。ただ、実地に行った時のみとなる。但し、各事業所で話題になったことが行政の施策や行政全体の対応策に広がっていく活用の仕組みや、事業所間の共通課題となるかとは連動はしていない。
- Q3 外国人向けの対応では、内容の翻訳までは行政単位では難しい印象。項目内容についても、建物の広さや判断が曖昧で分かりにくい。本来基準をクリアしているのは当たり前のはずなのだが、回答するには他と比較してしかないなど、答えにくい部分への改善や内容の検討も必要と感じていた。
- Q4 質を高めることが大事と考えている。法令順守の部分をまずは周知徹底していない事がないかの段階への意識は大きい。担当課の事務量の多さの中で、どこまで行政が行うのかの役割分担の明確化も必要なのではないだろうか。行政は決まれば行う部署であると感じる。ガイドライン等が質を高める支援に繋がっていくものとなっていくことを期待している。関わる様々な機関や当事者が色々な角度から一緒に考えていけるツールになれば良いのではないかとインタビューをして感じた。

E-1 県 障害福祉課

- Q1 ガイドラインを活用したいが、ほぼ活用していない。実地指導のチェック項目と合っていない。合っていれば、活用できるという印象であった。また、現在のガイドラインに書いてあることは、今でも県で行われている。ただ、公表、自己評価表は、活用しているので、その点は、ガイドラインの一部を活用していると言える。
- Q2 行政は、ガイドラインの中身も十分わかっていると思われる。あまり、このガイドラインは使い勝手良いものとは思っていないような感触である。中身が大雑把すぎるので、もう少し丁寧なガイドラインにして欲しいとの事である。良いところは、公表、自己評価表が出来た事。事業所の評価を確認できるので、良いと思っている。
- Q3 放課後等デイサービスは、小学校・中学校・高校と幅広い年齢層、幅広い障害の程度からなっている。発達年齢と生活年齢での児童発達支援ガイドラインのようなものがあればよいと思っている。今のガイドラインでは、取扱説明書になっているので、行政もその利用児の状況や特性など見えていない。
- Q4 放課後等デイサービスについては、保護者が同事業でどう過ごしているか知ってもらいたいと思っている。また、教育との連携がなされていないので、教育との連携という課題を抱えているため、

行政として垣根を低くして連携強化を図りたいと考えている。その事業所の地域の子どもではないので、地域交流は難しいのではないかと懸念されている。地域に溶け込んだ質の良い支援をうけることが出来たら良いと考えている。

E-2 市 障害福祉課

- Q1 ガイドラインは、全く活用していない。
- Q2 県主体なので、わからないという答で、ガイドラインの中身も十分わかっていないと思われる。今後、県より実地指導が移管した場合に改めて、中身の確認をするのではないと思われる。今は他人事である。
- Q3 相談支援事業者からの通所支援計画案と保護者からの申請で、支給決定を行っているが、放課後等デイサービスの場合は6歳から18歳と年齢幅も広く、今のガイドラインでは、行政もその利用児の状況や特性など見えないのではないと思われるので、ガイドラインのなかで、学齢期・思春期等に応じた特性また、障害特性に応じた支援方法等が入っている方が行政にもわかりやすいのではないと思われる。しかし、まだ市に移管されていないので、わからないことも多いという印象である。
- Q4 現在は、「利用者の支給決定をする」という立場のみの為、放課後等デイサービスについて深いレベルでの理解はできていないと思うが、子ども・家族のニーズの多様化という観点からも職員の資質向上、人材育成という課題を抱えているため、児童発達支援センターにその研修を任せている半面、事業者が充足されていないので、とにかく何処かの事業所利用が出来、質の良い支援が受けられたら良いと思っている。正直、指導の中身は理解されていない。

F-1 県 障害福祉課

- Q1 活用していない
- Q2 「指導するときにこれを活用すると良かったのですね」と言っていた。存在を知ってはいたが、内容についてはご存知なかったと思われた。
- Q3 担当は今年新しく配属された方で、引き継ぎは行われていたものの一人部署でまだ慣れていないという様子だった。訪問指導の際はもう1名の方が同行するようだが、不慣れが感じられた。来年は継続なのでしっかりやりたいと話していた。
- Q4 県は、ヒアリングをお願いした時点で、勉強したという感じだった。児童のことを考えてはいるようだったが、県がガイドラインを参考に利用していくことはこれからのことと感じた。

F-2 市 障害福祉課

- Q1 実施主体は県なので実際に活用はしていないが、ガイドラインをどのように活用しているかの意見交換は行なっている。
- Q2 実際には、実施主体ではないのでガイドライン全体について熟知しているという様子は感じられなかった。
- Q3 ガイドラインを改善してほしいと考えるような元々のガイドラインに対する理解がされていないように思われた。
- Q4 ただの預かりとしての放課後等デイサービスではなく、療育や訓練が盛り込まれていて、児童の発達に寄与するところとして考えている事がうかがえた。

G 県 障害福祉課 / 監査指導室

- Q1 活用していない
記載される内容が理念的であることから、障害福祉サービス事業者を対象とした集団指導の場でガイドラインの内容を周知することはできるが、実地監査での内容確認や指導に使うことは難しいと考えている。
平成31年4月以降であれば、サービスの自己評価と保護者アンケートの実施に加え、自己評価表の公表の有無や自己評価表未公表に伴う減算など、報酬等の基準に基づく指導については実地監査で確認していくことができると考えている。一方で、個別支援計画の具体的内容については、各事業所のノウハウに依存する部分であるため、実地監査ではアセスメントやモニタリングの実

施設状況や実施記録の有無を確認ならびに指摘していくことはできるが、監査官が作成された個別支援計画の内容に踏みこむことは難しいと考えている。

- Q2 サービスの質を向上し、子どもの発達に寄与するための基本的な方向を示すものとして必要な指針と理解をしている。それゆえに、監査を始め事業者がサービス提供のなかで具体的に活用できるよう、体系立った整理をしたほうが良いと考えている。また、現在の長文ガイドラインは長文かつ理念的であることから、今後改定されるにあたっては誰もが分かりやすく具体的な内容となれば、監査でもサービス提供における重要なポイントを説明し、ガイドラインの活かし方を指導しやすくなるだろうと期待をしている。
- Q3 Q2のとおり、サービスの質を向上し、子どもの発達に寄与するための基本的な方向を示すものとして必要な指針と理解をしている。それゆえに、監査を始め事業者がサービス提供のなかで具体的に活用できるよう、体系立った整理をしたほうが良いと考えている。また、現在の長文ガイドラインは長文かつ理念的であることから、今後改定されるにあたっては誰もが分かりやすく具体的な内容となれば、監査でもサービス提供における重要なポイントを説明し、ガイドラインの活かし方を指導しやすくなるだろうと期待をしている。
- Q4 現状では、放課後等デイサービスを単に子どもの預かり所あるいは低廉な塾と捉える事業者や保護者が多いように感じられる。本来期待をされている発達支援事業として、その事業目的を理解し、適切な療育と子どもの成長を促すサービスであってほしいと願っている。そのため、事業者には子育て支援や発達支援を目的に持った適正なサービス提供を期待するだけでなく、保護者に対して子育てへの参画とその応援を行う姿勢を持ち、事業者と保護者とが協働して子どもの発達を促せる役割を担ってほしいと考えている。

H 県 障害福祉課

- Q1 どちらともいえないが、活用していこうとする姿勢は感じられた。
- Q2 支援の向上に繋がっていくのではないかと、期待していた。
- Q3 定員の遵守について
- Q4 児童発達支援管理責任者の育成強化を図りたい様子だった。また、セルフプランの問題を抱えており、学童期支援に精通した相談支援専門員の育成や、計画作成をもっと推進したい様子だった。

I 政令市 子ども福祉課

- Q1 自己評価等の実施について、実地指導で行っているが、内容に立ち入っているようではない。実地指導も3年に1度程度なので、徹底には時間がかかる。
- Q2 良い、悪いと判断はしていない。国の通知として受け止めているだけ。
- Q3 特にないようだ。逆に、国から示されたものについて、ストレートに受け止めており、今後の内容が実のあるものに変えていば、そのまま自治体に反映されるだろう。
- Q4 子ども、家族に寄り添った内容にしていこうとは考えている。しかし、毎年のように指定取り消しになる事業所が出ており、法令順守を徹底する点に最重点を置いているようだ。

J 政令市 障害福祉課

- Q1 活用できていない。ガイドラインが実地指導の基準となれば、活用できるが、行政としては一歩踏み込めない現状である。行政としては、ガイドライン活用の周知が限界であり、実際は各事業所の受け止めに左右さる。
- Q2 具体的な指針が示されていると活用するが、基準が曖昧であり活用し難い。
- Q3 指針の内容は具体的なものが少なく、どう活用すべきか分かり難いため、具体的に示して欲しい。努力義務の範囲であり、事業所側の判断に委ねざるを得ない現状で、行政側の指導にも限界を感じる。
- Q4 放課後等デイサービスに対して、どのような基準で指導、支援すべきか具体的な指針を持っていない。

4) ヒアリングで各委員が感じた現状や課題等

<事業者>

- Q1 ガイドラインを活用している？活用していない？
- Q2 行政は、ガイドラインのいいところをどこと捉えていたか？
- Q3 行政が、ガイドラインを改善して欲しいと思っている点は？
- Q4 行政は、制度としての放課後等デイサービスを、どのような支援にしていきたいと考えていたか？

A(1)

- Q1 活用していない
- Q2 従業員がアンケートによって、支援のシステム（計画書作成、保護者支援方法など）や内容を意識することができた。
- Q3 思春期の問題など年齢に沿った支援、行動特性に配慮した支援内容、対応法等を入れてもらいたい。
- Q4 行動特性に配慮した支援をしていきたい。

A(2)

- Q1 活用している
- Q2 それぞれの役職が、日々の業務を確認するために活用している。
- Q3 具体的な支援、身体拘束について
- Q4 重心支援では 介護福祉士を任用に入れて欲しい。中高生などは排泄介助等介護が必須のため

B(1)

- Q1 活用していない
- Q2 従業員アンケートによって、従業員がガイドラインを意識することがきる点。
- Q3 特に無い。
- Q4 一人ひとりの子どもに合わせた質の高い支援を提供したい。

B(2)

- Q1 活用している
- Q2 それぞれの役が、日々の業務を確認するために活用している。
- Q3 見出し、章立て、イラスト、具体的事例など読みやすい工夫をして欲しい。
発達段階や、具体的な目標（子どものあるべき姿など）があるのであれば入れてもらいたい。
- Q4 より広い範囲に周知（保護者・関係機関等への情報共有）されると連携が取りやすくなる。

C(1)

- Q1 活用している
- Q2 支援者向けのガイドラインアンケートによって、具体的な振り返りができる。ガイドラインによる実践・自己評価及び保護者評価・振り返り・改善という流れができたことは良い所だと思う。
- Q3 ガイドラインの項目の内容によっては、個別支援計画の支援項目に合致するものが見出しにくい場合がある。項目内の文章内容を細分化して、箇条書き様の表示があれば更に解りやすいのではないかな。ガイドラインの内容は重要な事が整理されており良いと思うが、現場に浸透させるためには常時携帯できるよう小冊子にして手に取りやすいようにしてはどうか。
管理者向け、児発管向け、従業者向けと分かれているが、例えば「秘密保持」はどの項目にも入ってくるため、ガイドラインとして一本にした上で、（管理者）（児発管）（従業者）と文章の最後に関係者名を記載することで、シンプルになると思う。
- Q4 児童発達支援を受けてきた子どもたちが、学校に上がった途端に支援が手薄になるという話を家族から聴くことが多く、放課後等デイサービスがただの「預かり」ではなく学齢児もしっかりと療育ができる環境を整えるべきだと思ってきた。しかし、子どもたちからは「学校で頑張って勉強してきたのに、（放課後等デイサービスでも）また勉強するのー」という言葉も聞かれる中で、いかに楽しんで多くを学べる環境を作るかという事を私たち支援者は考えなくてはいけないと思う。子どもたちが大人になり、社会の中で自己肯定感をもって生きていくために放課後等デイサービスにどのような役割を持たせるかを明確にした上で、ガイドラインの整備・活用は重要だと思う。

C(2)

Q1 回答なし

Q2 開所間もない事業所ほど、ガイドラインを参考に支援計画やアセスメント・モニタリングを作成しているのではないかと感じた。

Q3 開所間もない事業所がネットの情報を参考にしながら、子どもたちの支援をしていたことに驚きを感じた。さまざまな情報が飛び交うネット情報に振り回されないためにも、経験が浅い児童発達支援管理責任者や現場の職員が分かりやすく細やかなガイドラインの変更が必要かもしれない。ガイドラインを参考にしようという思いはあるため、具体的であったり、サンプルを提示したりすることでよりガイドラインが身近なものとなるのではないかな。

Q4 回答なし

D(1)

Q1 事業者自身も取り組みを迷いながらも試行錯誤している

Q2 何を大事にすればよいかを意識して支援を考えて行く時の参考になっていた。大事さは理解しているものの、具体的な活用には迷いや試行錯誤している現状があった。

Q3 正しい知識の共有化。学校の事が十分わかっていないので、学校という組織の仕組み（学習をどの様に何年生は何をどこまで）等の理解ができると子ども達の学校での様子を放課後等デイサービスでイメージでき、学習面も含めたアセスメントに繋がるのではないかな。連携の取り組みへのヒント（どんな事から始めたらよいのか）がある。

Q4 様々な放課後等の事業所があり、気になる事業所に対しても（これでもいいのかな）を感じる時もあり、基礎の部分の共有としては必要になっていくと考えている。学校や家庭とは違う場としての機能を充実させ、様々な人と子ども達が出会える、活動できる場として、地域の大人たち・青年が地域貢献としての場としても活用してもらえ双方向の場となる仕掛けと子ども達も事業所だけにとどまらず社会を体験できる場に繋がる仕掛けなど多様な子ども達が「おれはこれで良い」と思える・感じられる場に繋がる支援になると思う。家族支援の部分も大きく関わっていく支援が求められると感じる。

D(2)

Q1 自分たちの方向性と同じ点や合っているかの確認として活用している

Q2 項目ごとに「自分たちは」の視点で考えていた。自分たちの目指している物との中身の共通な部分が確認でき、職員が安心と自信を持つ事が出来ていた様に感じる。

Q3 重心の子ども達の発達や支援・特性等の内容については改善希望があった。児童発達支援としても重心に関わっている数は少ないので、身近な支援の場としては、知っておくべき基礎部分の共有はあっても良いのかもしれない。

Q4 子どもの小さな変化も含めて細やかな観察や関わりの中で重心の子ども達の発達や成長を捉え支援している視点は、制度が多様性に対応できるものになってほしいと願っていた。

E(1)

Q1 活用していない

Q2 子どもの最善の利益を保証するため、放課後等デイサービスでの支援を考えていく際に、具体的な支援となると、ガイドラインの活用はあまりできないという現状であった。

Q3 事例がないため、具体的な個別支援計画などに生かすことができない。学校との連携が取りにくく情報が入らないので、学校との連携や個別支援計画を協働で作成するなどなどの取り組みについて取り入れて欲しい。

Q4 子どもたちの利用が多く、1施設から始まり、保護者の要望に応えるために3施設まで増やしていった。そこには、子どもの支援と保護者支援への思いが強く感じられる。子どもの最善の利益は何かを常に念頭に置いている。根底には七田式があるが、それが全てではなく、様々な社会的経験を多く取り入れている。

E(2)

Q1 活用していない

- Q2 具体的な事例があればわかりやすいが、ないので使い難い。
- Q3 事例がないので、具体的な支援計画に結びつかないため、独自で行っているようであった。相談支援の作る計画に頼っているところもある。ガイドラインに各領域の発達の視点と生活年齢をうまくマッチした視点で書いていると、放課後等デイサービスの支援計画も立てやすいのではないと思われる。
- Q4 どんな障害の子どもも本人ニーズと保護者ニーズに基づき、保護者に寄り添いながら行っている。学童保育が預かり中心なのに、必ず発達支援の視点を入れていかなければならない。日中、学校で一生懸命頑張ってきている子どもたちがさらに放課後も頑張らなければならない。この矛盾は何なのか？なかなか習い事ができない子どもたちであり、その一環の福祉サービスとも考えられるが、一生懸命家族に寄り添っている事業所にとって、この矛に対して何も声を出さないのはどうしてであろうか？

F(1)

- Q1 活用している
- Q2 自己評価表、保護者評価は、項目が細部にわたっているので、より良い支援やニーズの把握には有効と思われた。
- Q3 事業所の運営や子どもたちへの支援についての一定程度の示唆は与えてくれるが、もっと具体的な内容があると積極的に活用する頻度が高まってくると感じた。
- Q4 子どもたちが生き生きと毎日生活していけるための場所の一つとして存在したいと思っている。そのためには、発達支援、家族支援、地域支援について具体的な一定程度の基準が必要と思っている。

F(2)

- Q1 活用していない
- Q2 回答なし
- Q3 回答なし
- Q4 県は、周知についてはホームページに乗せただけで、ガイドラインがあることを知らなかった。このヒアリングを機会に「勉強します」と話していた。事業所自体は、子どもや家族の気持ちに寄り添い、ゆったりと対応している印象だった。

G(1)

- Q1 活用している
- Q2 特にアセスメントのポイントについては、その改善に効果があったとのこと。ガイドラインに記載される基本活動については、個別支援計画の作成に向けて有効であったとのこと。ガイドラインについては、非常勤職員も交えたスタッフ全員で支援内容の方向性や在り方を一つにする上で有効であったとのこと。
- Q3 ・当該事業所は、主に重症児や医療的ケア児を対象とした放課後等デイサービスであることから、重症児や医療的ケア児に関する記述に乏しいことが問題として指摘された。また、関係機関との連携、とりわけ学校との連携についてはガイドラインで指針が示されても、肝心の学校側がその事実を知らないままでは連携の実現を構築できない問題があると指摘している。
- ・医療的ケア児や重症児の対応についての記載が加わって欲しい。
 - イ) 疾患や症状の特性
 - ロ) 支援における知識や技術
 - ハ) 重症児や医療的ケア児への関わり方や支援のポイント
 - ニ) 同保護者への関わり方や支援のポイント
 - ホ) 重症児支援や医療的ケア児への支援マニュアルの紹介
 - ・学校によって連携の程度が異なる。基準を作って欲しい。
 - イ) 連携や共有に必要な基本情報を明示されると良い。
 - ロ) 同様に、学校側にも連携に必要な視点や情報について明示された同様のガイドラインを

周知させて欲しい。

- Q4 重症児や医ケア児を受け入れる事業所はまだ少なく、その利用対象エリアも広域に渡っている。より身近な地域での利用に向け、受入れ体制や支援環境の充実に向けて、行政やサービス提供事業者、相談支援や関係機関が十分に協議できる環境を整え、支援体制の充実に務めることが期待される。

G(2)

Q1 活用している

Q2 総則に示す「基本的役割」「基本的姿勢」、「基本活動」は、事業の実施方法や計画等の様式変更という形で、具体的な見直しに繋がっているようである。また、サービスの自己評価や保護者評価についても、ガイドラインに掲載される評価表を活用するほか、定期的に保護者アンケートも取りながらサービスの評価・改善に努めており、サービスの向上に向けたインセンティブとしてガイドラインが有効に機能している事業所である。

- Q3 ・理念的な内容が多く、サービスの質を向上・改善していくためには、その意図を汲み取る『努力』を事業所に求める状況となっている。事業所の改善や変化、サービスの向上を、事業所やその職員が自己覚知できるような具体的目標が明記されることを期待していることが聞き取れた。
- ・ガイドラインの周知については、十分になされていないため、その存在を認識していない事業者が多い。（当該事業所の代表は、ヒアリング担当者と共に県の児発管研修講師である）事業者に向けて周知がされやすい形での普及方法の開発が必要なうえ、保護者に分かりやすい簡易版の制作や、外国籍家庭の保護者に向けて多言語版での照会ができるようにすることも課題として顕在化してきている。
 - ・普及方法については、スマホでも読めるような周知方法が開発できると、事業所の全職員がアクセスできるようになるうえ、保護者に向けても周知しやすくなる。あわせて、自己評価や保護者評価もスマホ上からチェックができると、取り組みやすくなるのではないかな。
 - ・自己評価の実施については、昨今評価の代行を標榜する外部事業者がしてきている。元来自己評価は自らが行うものであることから、その重要性を説明する必要がある。
 - ・自己評価の公表については、ホームページを持っていない事業者が現実的に存在している。公表ページを提供する代行事業者が存在している。
- Q4 ・子どもをサービス漬けにし、親子関係を希薄にさせることを幫助する事業であってはならない。
- ・成人期の暮らしに向けて、十分に支援のゴールを設定したサービス提供ができるような事業であるべきである。アセスメントにおいて、子どもや家族の成長を促す視点を位置付けた事業所として、子どもの将来に向けた発達を保障する事業であるべき。

H(1)

Q1 活用している

Q2 これまで、明確な基準がない中で、「これくらいのことまでは、ちゃんとやってよ。」という基準が出来たことはありがたい。事業所毎に発達支援に関する捉え方に違いがあり、勘違いしている事業所には律する意味でもよかったのではないかな。

Q3 行政が使いこなせるように、行政の意識を高めて欲しい。

Q4 回答なし

H(2)

Q1 活用している

Q2 最低ラインの基準が設けられたことはよかったと感じている様子だった。改めて内容を確認し、職員の内部研修でも活用する中で、共通認識が図れる意味では、前向きのご意見が頂けた。

Q3 回答なし

Q4 子どもの成長過程に即した支援を展開しながら、放課後等デイサービスがいつまでも抱え込むのではなく、地域に送り出していく支援に力を注ぎたいという覚悟が感じられた。

I(1)

- Q1 児発管は読んでいるが、スタッフ全体への周知や活用できていない。
- Q2 基本線が明らかになっている。
- Q3 回答なし
- Q4 回答なし

I(2)

- Q1 活用できていない。
- Q2 回答なし
- Q3 日常的な業務にかかわって、ガイドラインにはほとんど関心を持っていないないようだ。罰則、減算がないと難しいのかもしれない。
- Q4 子どもたち中心に支援を考えようとはしている。

I(3)

- Q1 活用できていない。
- Q2 基本理念としての意義はとらえている。
- Q3 基本理念として大枠としてはわかるが、具体的にどう生かしていったいいのか困っている。
- Q4 地域機関との連携の必要性を念頭において、学校にもかかわろうとしているが、不全感を持っている。子どもに寄り添った支援を意識している。

J

- Q1 活用している
- Q2 ガイドラインを活用し、日々の運営、実践の振り返りを行えること。
- Q3 各内容を具体的に示す。
- Q4 ・放課後等デイサービスの本来の目的を明確に、具体的に示す。
すなわち発達支援を行う場として明示する。そのため、発達的アセスメント、プランニング、実践、モニタリングのサイクルを重視する。
・放課後等の目的は、心理的支援と適応行動の獲得が主になると思う。

5 考 察

1) 行政

①ガイドラインの運用の現状

- ・ ガイドラインの周知については、集団指導の中で説明を行ったり、国からの通知文書をメールで周知することに留まっており、行政と事業者による双方向の活用という状況には至っていない。
- ・ 事業所自己評価や保護者アンケートの活用については、これまで未実施に対する減算といったペナルティがなかったことも有り、実施を促す案内はできても事業所が自己評価等を実施したことを確認することは行政として行っていない。
- ・ ガイドラインの内容が理念的内容に留まっていることに加え、具体的指針が示されていないことによる指導基準の曖昧さが見られるため、実地指導に活用することが難しく、踏み込んで活用するツールにはなり得ていない。
- ・ 事業者におけるサービスの質を向上するためにガイドラインが設けられ、かつ事業所自己評価や保護者アンケートによる現状把握ができる仕組みについては、前向きに一定の評価をして受け入れられている。
- ・ 今後、事業所自己評価の未公表に伴う減算が制度化されることによって、ガイドラインの浸透と事業所の質が向上していくことに期待をしている。
- ・ 新規開設事業所に向けても、サービス提供における最もベーシックな取扱説明書として、事業の目的と発達支援塔における効果と事業所が果たすべき責務を周知するために有効に活用されている。

②改善の要望

- ・ 事業所が活用するうえで、具体的な活用方法を理解しやすいように事例を入れて欲しい。
- ・ 保護者向けアンケートの記載内容が難しい表現であり、かつ多様な捉え方ができることによる混乱が生じていることから、保護者にとって理解しやすい表現にして欲しい。
- ・ 必要な項目へすばやくたどり着けるよう、記載内容の整理を行うと共に目次を付けて欲しい。
- ・ 学校に放課後等デイサービスの内容が掲載されているリーフレットを配布する等してはどうか。

③放課後等デイサービスの運営について

- ・ 教育委員会が個人情報の外部流出を危惧しており、ガイドラインおよび連携通知（「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一掃の推進について」平成24年4月18日事務連絡）で求められている学校と放課後等デイサービスの連携が進まない現状がある。
- ・ 各自治体で制度運用による差があり、日中一時支援を積極的に支給しない自治体では、放課後等デイサービスが託児所のごとく一時預かりの役割を担わざるを得ない状況生まれている。そのため、制度の目的を改めて周知すると共に役割分担についても再度整理する必要があると感じている。
- ・

2) 事業所

①ガイドラインの良い点

- ・ 計画作成からサービス提供に至る支援プロセスや、家族支援や地域支援を踏まえた発達支援の内容および目的について、事業所自己評価や保護者アンケートも活用しながら従業員が意識するようになった。
- ・ 非常勤職員も交えたスタッフ全員で、支援内容の方向性や在り方を一つにするうえで有効であった。
- ・ 「基本活動」をもとにアセスメントや支援計画に反映できている。
- ・ 表現（ことばの使い方）が、参考になる。

②ガイドラインの改善を希望する点

- ・ 絶対にやらないといけないことを明記してくれた方がわかり易い。
- ・ 保護者向けガイドラインを多言語で作ってほしい。（保護者アンケートのみでも）
- ・ 見出し、章立て、イラスト、具体的事例など読みやすい工夫をして欲しい。
- ・ 用語の定義を統一して欲しい。
- ・ 医療的ケア児や重症児の対応についての記載が加わって欲しい。
- ・ 支援計画（書式）に盛り込めるように分かりやすくして欲しい
- ・ 役職向けに分けると見難いので、まとめて欲しい。
- ・ 学校との連携については、事業所が学校へ迎えに行った際に教員と挨拶しただけでも連携ができていると捉えている向きもあるので、本当に必要な連携のあり方について具体的に記載して欲しい。
- ・ 学校によって連携の程度が異なる。積極的に事業者との関係性を強化するところもあれば、個人情報の保護や教員の労働条件を理由にした消極的姿勢を示す学校もあることから、基準を作って欲しい。
- ・ 思春期の問題など年齢に沿った支援、行動特性に配慮した支援内容、対応方法等を入れて欲しい。
- ・ 発達段階や、具体的な目標（子どものあるべき姿など）を入れてほしい。

③ガイドラインの周知に関して

- ・ 事業所の連絡会でガイドラインの勉強会が行われ周知につながった。連絡会の研修や周知に対して行政の予算化が図られると良い。
- ・ 市町村の自立支援協議会がガイドラインの周知や研修開催などの役割を果たしてくれると良い。
- ・ スマートフォンでも読めるように、多くの人がアクセスしやすい環境によって広く周知できる方法が開発できると、事業所の全職員が活用できるだけでなく保護者にも周知しやすくなる。あわせて、自己評価や保護者アンケートもスマートフォン上で回答できると、取り組みやすくなるのではいか。

④放課後等デイサービスに関して

- ・ 学校等と連携を取る時間的余裕がない。

- ・ 医療的ケアを必要とする中・高生を対象とする事業所には、介護福祉士を配置すべき。
- ・ 家族の依頼を断ってはいけないと思いつつ、拠点が広がっている。
- ・ 塾と同様に子どもの学力面での向上を考えていたが、始めてみると子どもの社会性や家族支援の大切さを実感した。

6 ま と め

以上、ヒアリング調査結果を踏まえた、ガイドラインの評価できた点、改善を希望する点、ガイドラインの周知に関することに加えて、放課後等デイサービスのあり方に関しての要望などの分析と考察を、「ガイドライン改訂班」と共有し、改訂に向けて協力した。

7 資 料

- 1) 資料1 行政ヒアリング調査項目
- 2) 資料2 事業者ヒアリング調査項目

【 資 料 1 】 行 政 ヒ ア リ ン グ 調 査 項 目

都道府県名 市町村名 放課後等デイサービス事業所数

（報告の際には、行政名等は公表致しません、また特定されないよう配慮いたします）

- 1 「放課後等デイサービスガイドライン」を事業者にどのように周知されましたか？
 - 1) 周知の仕方
 - 2) 周知の時期
 - 3) 周知の頻度
 - 4) 周知の内容
 - 5) 事業者の反応について
 - 6) 周知するために、ガイドラインの改善点があれば教えてください。
 - 7) 文部科学省からの通知の有無、学校への周知の方法について
- 2 「放課後等デイサービス自己評価表（事業者向け・保護者向け）」を事業者にどのように周知（働きかけ）されましたか？
 - 1) 周知の仕方
 - 2) 周知の時期
 - 3) 周知の頻度
 - 4) 周知の内容
 - 5) 事業者の反応について
 - 6) 周知するために、ガイドラインの改善点があれば教えてください。
- 3 実地指導に使用していますか？（○を付けてください）
 - 1) ① 使用している ② 使用していない

使用していると答えた自治体は、どのように使用していますか？（具体的に）

 - 2) 実地指導するために、ガイドラインの改善点があれば教えてください。
- 4 「放課後等デイサービス自己評価表（事業者向け）」、放課後等デイサービス自己評価表（保護者向け）」の公表をそれぞれ確認されましたか？
 - ① 確認した ② 確認していない
 - 1) 確認を行った自治体の確認方法を教えてください（例：直接訪問して掲示やHPなどで閲覧）
 - 2) 実地指導時、具体的に内容（改善目標、工夫している点など）を確認、協議していますか？

3) 保護者向けのアンケート調査結果は、保護者等にフィードバックされていることを確認していますか？

① 確認している

② 確認していない

5 現在 「放課後等デイサービス自己評価表（事業者向け・保護者向け）」を公表している事業所数を把握していますか？（していれば具体的数値）

① 把握している

② 把握していない

1) 把握している自治体は、具体的数値を教えてください。事業所

2) その事業所の公表の仕方を具体的に教えてください。（ホームページなど）

6 放課後等デイサービスの課題について（自由回答でお願いします）

1) ガイドライン周知の前後の変化（個別支援計画書の内容など）

2) 行政として事業所に対して感じる課題

行政として 地域における放課後等デイサービスの提供の公平性（事業所数の偏り、支給量）

3) 学校との関係について

7 放課後等デイサービスについて、特に強化・改善したいことはありますか？（自由回答）

1) 事業者向け

① 環境・体制整備

② 業務改善

③ 適切な支援の提供

④ 関係機関や保護者との連携

⑤ 保護者への説明責任

⑥ 非常時等の対応

⑦ ガイドラインの活用

2) 保護者等向け

① 環境・体制整備

② 適切な支援の提供

③ 保護者への説明など

④ 非常時等の対応

⑤ 満足度

3) 学校向け

① 学校が好意的に放課後等デイサービスの受け入れをしてくれているか

② 保護者の同意があれば、学校の個別指導計画をみせてくれるか

③ ケース会議等への関係者会議に参加してくれるか

8 （地域自立支援）協議会や事業者団体において、ガイドラインの評価表を使った自己評価結果の事例発表を行う機会を設けましたか？

① 設けた

② 設けていない

9 児童発達支援管理責任者養成研修会（児発管養成研修）で説明していますか？

① 説明している

② 説明していない

10 「放課後等デイサービスガイドライン」ができた事で、事業所の意識の変化や効果があると感じていますか？（自由回答）

11 放課後等デイサービス事業全般について（自由記述）

1) 他部署又は他の自治体との意見調整等がありますか？

2) 学校関係での要望などを含め、学校との切れ目のない支援ができていますか。

3) 放課後児童クラブとの関係を強化すべきだと思いますが、クラブ担当部局との連携はどのようなになっていますか。

4) 子ども・子育て支援計画や障害児福祉計画策定段階で、放課後等デイサービス利用児童の放課後児童クラブ入所の意向調査や放課後児童クラブにおける障害児入所希望の調査などを行っていますか。

5) 放課後等デイサービス利用児童が放課後児童クラブや放課後子供教室等にどの程度参加できているかなどの実態調査をされていますか。

ご協力ありがとうございました。

【参考】

1) 放課後等デイサービスガイドライン（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaiihokenfukushibu-Kikakuka/0000082829.pdf>

2) 「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」及び

「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaiihokenfukushibu-Kikakuka/0000082830.pdf>

3) 障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaiishahukushi/kubun/index.html

【資料2】 事業者ヒアリング調査項目

都道府県名 _____ 市町村名 _____ 放課後等デイサービス事業所名 _____

1 貴事業所について教えてください。

- 1) ① 創業（創立）何年になりますか？ _____ 年
② 放課後等デイサービスの事業所数 _____
③ 放課後等デイサービスの主な形態（単独・多機能・重心等） _____

2) 放課後等デイサービスの年齢・障害種別・区分

- ① 年齢 小学生 _____ % 中学生 _____ % 高校生 _____ %
② 事業所障害区分 区分1 _____ 区分2 _____ （丸印を付けてください）
③ 子どもの区分 該当 _____ % 非該当 _____ %
④ 障害種別 知的障害 _____ % 身体障害 _____ % 発達障害 _____ %
⑤ 放課後児童クラブ、放課後子供教室との併行通所の人数 _____ 名
⑥ 児童クラブから放課後等デイサービスへ移ってきたこどもの昨年度の移行人数 _____ 名

3) 放課後等デイサービスを始めて何年になりますか？ _____ 年

4) 障害児通所支援以外の主な事業はありますか？（○を付けてください）

- ① ある ② ない
（ある場合 _____）

2 「放課後等デイサービスガイドライン」の周知方法について教えてください。

1) 行政からどのように周知されましたか？

- ① 周知の時期 _____
② 周知の頻度 _____
③ 周知の方法 _____

2) 文部科学省、教育委員会または学校からの周知はありましたか？

（自由記述でお願いします）

3) 日々の療育にどのように活かしていますか？

① 活かしている

具体的事例

② 活かしていない

使いにくい点

4) アセスメントやモニタリングに生かしていますか？

① 活かしている

具体的事例

② 活かしていない

使いにくい点

5) 学校が作成する「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を把握して、個別支援計画を作成していますか？（○を付けてください）

① いる

② いない（理由

6) ガイドラインを活かすことで個別支援計画が、改善しましたか？

① 改善した

個別支援計画のコピーを見せてください。（個人情報の部分は、墨字でお願いします。）

② 改善しない

使いにくい点

7) 発達支援・療育は、各事業者が工夫して行なっていますが、子どもの最善の利益の保障のために、ガイドラインの活用は有効ですか？

① とても有効 ② ある程度有効 ③ あまり有効でない ④ まったく有効でない

8) 学校との連携、協働する事業や地域交流など、共生社会（参加包容：インクルージョン）の実現に向けた後方支援のために、ガイドラインの活用は有効ですか？

① とても有効 ② ある程度有効 ③ あまり有効でない ④ まったく有効でない

9) 保護者支援のために、ガイドラインの活用は有効ですか？

保護者支援として①子どもの様子（健康・安全）や支援内容の確認

②保護者と子どもの特性への支援を協働している

③保護者の時間保障（就労支援・レスパイト）など

① とても有効 ② ある程度有効 ③ あまり有効でない ④ まったく有効でない

10) ガイドラインを有効に活用するためには、何が必要と思いますか？また、ガイドラインの分りにくい点、使いにくい点、改善してほしい点がありましたら、お書きください。

（具体的事例が必要等、自由回答でお願いします）

11) ガイドラインに、子どもの発達の理解に関して言及してほしい内容がありますか？

（○を付けてください）

① ある（具体的にあれば、お答えください）

③ ない

3 放課後等デイサービスの果たすべき機能は、何だと考えますか？「子どもの最善の利益（発達支援・療育）」「共生社会」「保護者支援」の視点等からお答えください。

（自由回答でお願いします）

4 子どもの発達を理解するために行なっている、具体的な取り組みを教えてください。

（自由回答でお願いします）

5 従業員の支援の質の向上のために、どんな取り組みをしていますか？

（自由回答でお願いします）

6 自己評価及び保護者評価表の開示の回数・頻度・方法を教えてください。

① 回数_____

② 頻度 _____

② 方法 _____

7 自己評価に基づいて、改善は行いましたか？（○を付けてください）

① 行なった

② 行っていない

ご協力ありがとうございました。

【 参 考 】

1) 放課後等デイサービス ガイドライン（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000082829.pdf>

2) 「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」及び

「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000082830.pdf>

3) 障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/kubun/index.html

第3節 ガイドライン改訂にあたっての検討

1 現行放課後等デイサービスガイドラインの課題分析

(1) 放課後等デイサービスの成立過程からみた課題

放課後デイサービスは、平成24年4月に児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正で創設された事業である。その背景には、平成20年に取りまとめられた「障害児支援の見直しに関する検討会」報告書で、保護者の仕事と家庭の両立の推進やレスパイトの必要性、障害児が放課後等に安心・安全に過ごせる居場所の確保が急務であること等が提言されたことがある。

放課後等デイサービスの課題をその成立過程から2点指摘する。

① 基準を厳格化せず、支援の質が確保できなかったこと

厚生労働省は、まず量的整備を進めるため、様々な法人格の参入を可能としたことに加え、職員基準を保育士または児童指導員にしなかったにもかかわらず、報酬水準は高かったことから(収支差率の高さ)、放課後等デイサービスの利用者数及び事業所数は急増した。これは厚生労働省のねらい通りではあったが、一方で、児童福祉法の趣旨からかけ離れた“儲け主義”とも見て取れる事業所も参入し、職員基準の緩やかさもあり、発達に関する知識や支援の技能もない職員を配置し、単に預かってDVDを見せているだけの質の低い事業所(通称、「アンパンマン放デイ」)なども散見されるようになった。

② 放課後等デイサービスの機能について十分に議論できていなかったこと

放課後等デイサービスの成立過程で議論されたが、放課後等デイサービスは“預かり”なのか、“療育(発達支援)”なのかというテーマについて、療育(発達支援)は「障害児小規模通園事業」を源流とする放課後等デイサービスで、預かりは日中一時支援事業で行うという方向性は見たものの、明確な結論がでないままになっている。しかし、“預かり”か“療育(発達支援)”かという対極的な議論はもはや意味がなく、保護者の就労等を理由としているから家庭の代替機能(＝預かり)を提供するのではなく、保育所や放課後児童クラブがそうであるように、在園している時間帯に如何に子どもの最善の利益を考慮した育成支援、発達支援を提供するのかということが重要である。

(2) 放課後等デイサービスガイドラインの策定からみた課題

① 発達支援の内容よりもガバナンス強化を主眼としていたこと

放課後等デイサービスの質の問題が指摘されるようになったことを踏まえ、平成26年7月の「障害児支援の在り方に関する検討会」報告書で、障害児通所支援、特に放課後等デイサービスの質の確保のためには「ガイドライン」が不可欠であるとの指摘があり、平成27年4月に放課後等デイサービスガイドラインが策定された。ガイドラインの策定に先んじて、一般社団法人全国児童発達支援協議会(CDS-Japan)が平成25年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業の採択を受けて実施した「障害児通所支援の今後の在り方に関する調査研究」において、放課後等デイサービスの実情を調査したところ、地域の実情や子どもたちのニーズに応じ、多彩な実践が展開されていることが明らかになった(表4-1)。これらの結果も踏まえ、厚生労働

表 4-1 全国の放課後等デイサービスの実践例

	類 型		事業所名	支援の特徴
対象児	医ケア児		①（株）パパママハウス	医ケアの必要な重症心身障害児の支援。土日の家族ニーズにも対応
	不登校児		②チェリーブロッサム	不登校中学生の支援として、午前中から学習支援やメンタルヘルスなどへの対応
支援の 類型	療育支援		③放課後等デイサービス・インクル	聴覚障害児に対する就学前療育（児童発達支援）の継続、地域との交流
	自立準備型	異年齢交流	④リトルプレイバー＝キッズ	モデルとなるお兄さん、お姉さん、大人と過ごす場、活動の提供
		ぶれワーキング	⑤ちえりくらぶ	就労支援事業併設の放課後等デイで、ぶれワーキングとして継続的に職業体験を提供
	地域交流支援		⑥ちゃちゃベリー	中学生以上クラスでは、地域資源の活用や地域の人へのヘルプスキル獲得などを実施
	余暇支援（自己選択・決定）		⑦エイブルベランダBe	単なる余暇活動の提供にとどまらず、地域の力を活用し、自己選択力も身につける
	サロン型		⑧フィール	障害の状況、種別に関わらず、居住地区での安心できる放課後の居場所を提供
	ピア交流支援（スポット療育）		⑨こぐまクラブ	同じ年齢や障害像、課題のある子どもが集まり、活動を通して自己理解、他者理解などを深める
	その他		⑩いちもくnaviデイサービス	小グループによるSSTの他、気持ち表現ツールなどを活用した自己理解、統制力醸成
その他	思春期課題		⑪どれみⅢ	学校との定例のケース会議の開催、学校とデイの相互見学、共通理解に基づく支援
	家族支援		⑫にじの☆（にじのほし）	SNSの活用や茶話会の開催（異年齢児保護者との交流）、緊急時対応などを実施

省は、放課後等デイサービスの多様性を肯定した上で、放課後等デイサービスガイドラインの策定にあたって「具体的な支援の中身に踏み込んでいくというよりは、組織のガバナンスの適正化に重点が置かれている。これは、ガバナンスが適切であれば、支援の中身は多様であっても、それぞれの支援内容に応じた創意工夫が講じられ、そのことによって、その資質が改善していく」と言及している（平成 26 年度「障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会」第 4 回議事録）。つまり、現行のガイドラインは、事業所内のガバナンス強化を図り、自助努力的に適正化を図ってもらうことを期待したものであったと言える。しかし、標準的な発達支援の視点は示されておらず、また、一般施策である放課後健全育成事業やその事業を実施する放課後児童クラブとの共通点や相違点について十分整理されてこなかったため、障害や支援に関する知識や技能がない事業所においては、どのような発達支援を行えば良いのか分からないといった課題があった。

③ 管理者向け、児童発達支援管理者向け、従業者向けの職階ごとに構成されていたこと

現行放課後等デイサービスガイドラインは、総則に続いて、各論では管理者向け、児童発達支援管理者向け、従事者向けの指針で構成されており、これは他のガイドラインには見られない放課後等デイサービスガイドライン特有のものである。放課後等デイサービスガイドラインを放課後等デイサービスに従事する全ての者が目を通し、子どもやその家族の幸せのために自分の職責を全うできるよう工夫されたためである。自己評価表もそれぞれの職階で実施できるように作成されている。しかし、全従業者がガイドラインに積極的に関わるといいう利点はあるが、内容的には重複する部分も多く、放課後等デイサービス事業所の全体像が見えにくいという課題も生じていた。

（３）放課後等デイサービスガイドラインの効果と期待

① 放課後等デイサービスガイドラインによる支援の質の向上への寄与

本研究の実態調査では、現行ガイドラインの活用で支援内容等に変化がみられた事業所は 2,243 か所あり（全体の 65.1%）、放課後等デイサービスガイドライン策定の効果が認められた。支援内容等に変化がなかったとする約 35%の事業所についても、支援の質が低いというわけではなく、そもそもこれまでも適切な支援を提供していた優良な事業所である可能性も否定できない。

② 放課後等デイサービスガイドラインの記載内容の具体性

一方、調査ではガイドライン改訂にあたっての意見も寄せられた。一番多かったのは「具体的な支援内容を記述してほしい」というものであり（451 件以上）、「文字ばかりで抽象的である」「図なども活用したわかりやすい内容にしてほしい」という要望も多かった。放課後等デイサービス事業所は、放課後等デイサービスの具体的支援内容を示した実践マニュアル的なものを望んでいるのである。裏を返せば、現行ガイドラインの内容のうち、支援に関する専門的記述が十分ではないことを示している。

2 放課後等デイサービスガイドラインの改訂に求められること

課題分析した結果をまとめると、放課後等デイサービスは、①平成 24 年の創設時から職員配置基準の低さがある一方で報酬が高かったこと、②預かりか発達支援かの対極的な議論に留まり、放課後支援の本質について十分議論されてこなかったこと、③現行ガイドラインが支援の質を向上させるための方法として、支援内容の充実ではなくガバナンス強化に主眼を置いていたことなどの課題が存在している。

そのため、①については、平成 30 年度の報酬改定に合わせ介護度や行動評定の高い利用児を半数以上受け入れていない場合や平日であれば支援提供が 3 時間未満である事業所の報酬を下げるなどするとともに、配置すべき職員の要件を厳格化した（保育士または児童指導員の配置を必須化）。しかし、②と③については、現行ガイドラインには、なぜ障害のある子どもの放課後等支援が必要なのかという根本的な観点や一般施策の放課後児童クラブ等で提供される育成支援との共通点と相違点の整理、障害のある子どもへの発達支援の専門的視点が欠けており、放課後等デイサービスガイドラインの改訂にあたっては、これらの課題について改善されることが求められる。

3 放課後等デイサービスガイドライン改訂案を作成するにあたって重視した事項

（１）子どもにとっての「放課後」の意味の明確化

① すべての子どもにとっての「放課後」の意味

放課後等デイサービスが、単に放課後の時間帯を利用して発達支援を行うという単純なものではなく、すべての子どもの成長・発達に与える「放課後」の普遍的意味について、今一度確認しておく必要がある。子どもにとっては、家や学校以外の第三の社会的「居場所」として機能することも

とても重要なことである。すべての子どもにとって「放課後」が果たす役割について、以下のよう
に示す。

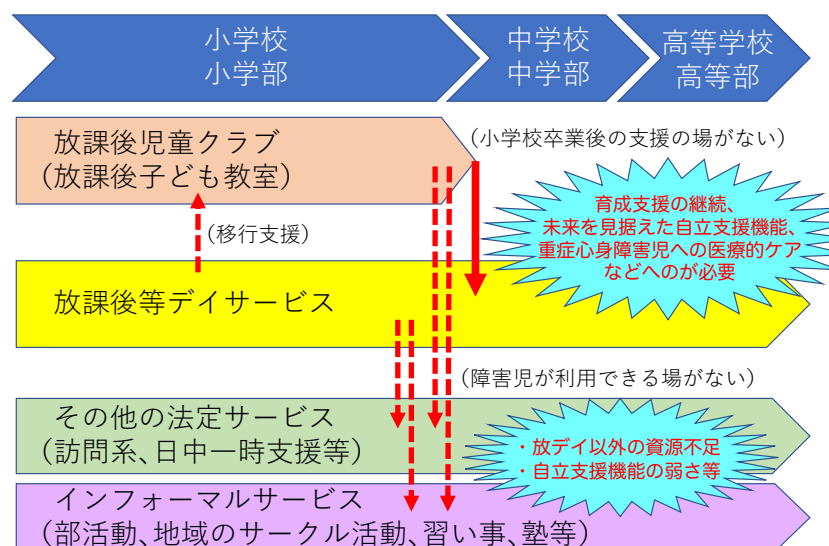
「学齢期の子どもは多くの時間を学校で過ごす。学校は、年齢に応じた知識・技能を習得し生きる
力を涵養する場であるとともに、友達とのふれあいから社会性を育み、道徳性の獲得などの人格を
形成す重要な役割を担っている。しかし、学校は時間や場所などの枠組みが明確で、学ぶ内容及び
活動場所、人間関係の範囲、校則などによる制限や限界があるのも事実である。

放課後等における活動は、学校が終わり家に帰るまでの（もしくは学校のない）時間帯に、子ども
が主体となって、地域の中で、遊びを中心に展開される、非常に自由度の高い、時にはリスクを伴
う活動である。学齢期の子どもにとって放課後の意味は、学校や家庭ではない第三の居場所として
機能し、学校や家庭とは異なる人間関係や活動を通して、今の自分を少し超えることにチャレンジ
し、自己や他者と相互交渉しながら、時には失敗もしながら、大人になるための、そして、この時
期にしか獲得できない大切なことを学ぶことにある。」

② 障害のある子どもにとっての「放課後」の重要性

障害のある子どもは、広域設置の特別支援学校に通学していると地域から分離されているこ
とも多く、また、放課後等に活用できるフォーマル／インフォーマルな資源が少ないため、自
宅で保護者と過ごしたり、DVD やネット動画を見て過ごしたりすることも多く、そもそも障害
のない子どもに比べ、放課後活動の内容や範囲、人間関係が絶対的に狭い現状がある。

障害のある子どもの放課後支援等の構造



放課後等デイサービスの急増に伴い、障害児通所給付費の増大が指摘されるようになり、財
政的な課題から放課後等デイサービスの急増を抑制するような動きも見て取れる。しかし、一
般子育て施策をみれば分かる通り、少子化が進行する時代にあっても、保護者の就労等を理由
に保育所や放課後児童クラブの利用ニーズは増加し続けており、社会問題化している（放課後
児童クラブ待機問題については「小1ギャップ」と称される）。これは、障害のある子どもの
保護者についても同様であり、放課後等デイサービスの利用ニーズの増大は不思議なことでは
ない。「放課後デイサービスに毎日通わせることは保護者責任の放棄だ」とか「放課後に保護

者と過ごす大切な時間が奪われる」などと指摘する声もあるが、児童期から思春期にかけては親子の距離を適度に保ちつつ、大人に向かって自立していくためのプロセスにおいて大切な時期であり、子どもにとって家や学校以外の第三の社会的居場所があり、所属感と受容感、達成感、有用感等を満たしながら育っていくのである。先にも述べたが、障害のある子どもが放課後に過ごせる社会資源は圧倒的に少なく、このような現状においては、放課後等デイサービスの果たす役割はとても大きいと言わざるを得ない。

(2) 参加・包容（インクルージョン）時代における「育成支援」の重要性

放課後等デイサービスは、児童福祉法において障害児支援の一つとして位置付けられている。学校と事業所間の送迎が可能で利便性が高いこと等も後押しとなり、また、放課後等デイサービスを利用したい保護者のニーズの高まりもあり、放課後等デイサービスは爆発的に増加した。利便性が高いこともあり、放課後等デイサービス事業所が利用児を抱え込むような事態も生じ、一般施策である放課後児童クラブとの分離が進んでいるという指摘もある。

障害者の権利に関する条約の批准により、我が国においても参加・包容（インクルージョン）という方向性はもはや当然のことである。したがって、小学生の子どもの場合、障害や特性に配慮された上で、一義的には一般施策である放課後児童クラブを利用することが望ましい。放課後等デイサービスを利用するのは、放課後児童クラブでは提供できない専門的な発達支援を必要とする場合や大きな集団での環境では子ども本人の成長・発達に悪影響を及ぼす可能性がある場合などである。

一方で、放課後等デイサービスは、放課後から自宅に戻るまでの時間帯に安心・安全な生活を保障するとともに、様々な遊びや活動を通して子どもの成長・発達を促していく役割を担っている。これらのことは、ソーシャル・スキル・トレーニングや感覚統合療法などスポット的に短時間利用する場合も含めて、放課後児童クラブで提供される育成支援と基本的には共通している。また、障害のある子どもが放課後等に利用できる社会資源が少ない現状にあって、障害のない子どもが普通に経験しているであろう様々な事柄を保障する意味においても、放課後等デイサービスが健全な育成を行うことは必然である。スポット的な発達支援について触れたが、これらも育成支援の枠組みの中にしっかり位置づけることが重要である。その上で、自分たちの発達支援が子どもの全人的な発達のどの部分を担っており、さらには、現在の支援で不足するところ（例えば、その子にとって地域との交流を図り、地域の中で必要とされる機会がないなど）をどう地域や家庭、関係機関とともに補っていくか考え、実践に加えていくことが大切である。

これらのことから、放課後等デイサービスを放課後児童クラブとは別の機能を持つ特別なものとして位置づけるのではなく、放課後児童クラブへの円滑な移行も念頭に置いた上で、放課後等デイサービスの中核機能を「育成支援」とすることが適切である。

(3) 「発達支援」の専門性確保と障害や特性に配慮（合理的配慮）された環境の重要性

現行ガイドラインがガバナンス強化に重きが置かれていることは前述のとおりである。放課後等デイサービスガイドラインの後発として策定された児童発達支援ガイドラインでは、放課

後等デイサービスガイドラインで取り入れた3つの職階ごとの指針を改め1本化したほか、保育所保育指針や幼稚園教育要領、認定子ども園保育・教育要領と整合性を図りつつ、児童発達支援の領域について明記し、加えて、障害や特性への配慮（合理的配慮）などの基本的な事項についても記載した。

放課後等デイサービスガイドラインの改訂にあたっては、前述の課題を解決するため、①「設置者・管理者向け」「児童発達支援管理責任者向け」「従業者向け」の3つの職階別の構成を改め、②発達支援の専門性確保の観点から、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」と「生活科」を参考に発達支援の内容について構造的に示すこととした。これにより、学齢期から思春期において学校教育との連携・協働が容易になるとともに、放課後等デイサービスと学校教育が相互に補完し合い、役割分担しながら子どもの成長・発達を促進することが可能になると考える。もちろん、放課後等デイサービスを第二の学校教育の場として機能化するのではなく、あくまでも、育成支援を基本としつつ発達支援を行うことで相乗的な効果を期待するものである。

（４）不登校や被虐待児など「セーフティーネット」としての機能の明確化

放課後等デイサービスが行う支援（活動）内容を細かく見ていくと、「日常生活習慣を身につける・高める」「成功体験を重ねる」「社会経験の幅を広げる」などに集約されるように将来の自立や社会生活を見据え細やかな支援が行われていることが明らかになった。このことから、放課後等デイサービスは、学校教育や家庭教育と相まって人格形成時期の育ちを支援する第三の場として機能していることがうかがえる。ガイドラインの改訂にあたっては、それらの実践を後押しするとともに、しっかりとした発達支援を提供できていない事業所に対しては子どもにとって多彩で豊かな支援が展開できる羅針盤の役割を担うよう求められる。

一方で、本調査から、放課後等デイサービスには、不登校の子どもや社会的養護を必要とする子ども（全利用児童の約3.5%）、ダブルケア、外国人ルーツの子ども（全利用児童の0.9%）などの子どもたちも数多く通っている実態も明らかになった。これらは、特別な配慮を要する子どもたちへの支援であり、マスコミ報道等では質の悪い放課後等デイサービスが注目されているが、今回の調査では、むしろそのような子どもたちの幸せを願って真摯に実践を展開している放課後等デイサービスの福祉的側面（セーフティーネット機能）も浮き彫りになった。ガイドラインの改訂にあたっては、現場が放課後等の支援の枠組みの中で苦悩と努力をしている実態を評価し、セーフティーネットとして重要な役割を担っていることを明示することが大切である。ただ、セーフティーネット機能はあくまでも結果であり、育成支援および発達支援を展開する中でそのような特別な配慮を必要とする子どもたちを積極的に受け入れていくことが大切である。「障害があるから、特別な配慮を有するから放課後等デイサービスへ」という単純な振り分け（分離）が起こらないようにしなければならないことに留意する必要がある。

（５）他のガイドラインや要領との整合性

次期改訂ガイドラインにおいては、障害児支援施策である「児童発達支援ガイドライン」はもとより、一般子ども施策である「放課後児童クラブ運営指針」等との整合性を図ることが大

切である。その上で、多様な支援を行っていく上での支援のよりどころとなる基本的な目標、姿勢、考え方を示す支援指針書とすべきである。放課後児童クラブ運営指針及び同解説書が、放課後児童クラブ従事者等の養成研修と連動・一体化しており、このことは保育所保育指針も同様である。したがって、改訂放課後等デイサービスガイドラインも単に発出するだけでなく、従事者養成研修での活用を念頭においた仕様にすべきである。

4 放課後等デイサービスガイドライン改定案における具体的記述について

(1) 放課後等デイサービスの位置付け及び役割

- ① インクルーシブ社会の実現に向けた流れを意識し、子どもの「育成支援」（児童福祉法第二条）という考えを基本に放課後等デイサービスを位置づける。そうした意味において、放課後児童クラブ運営指針との整合性にも配慮した記述を行う。

⇒「放課後児童クラブ運営指針」をはじめとする他の指針との整合性を図るために、章立てを見直すとともに、「育成支援」との関連性について記述を加える。

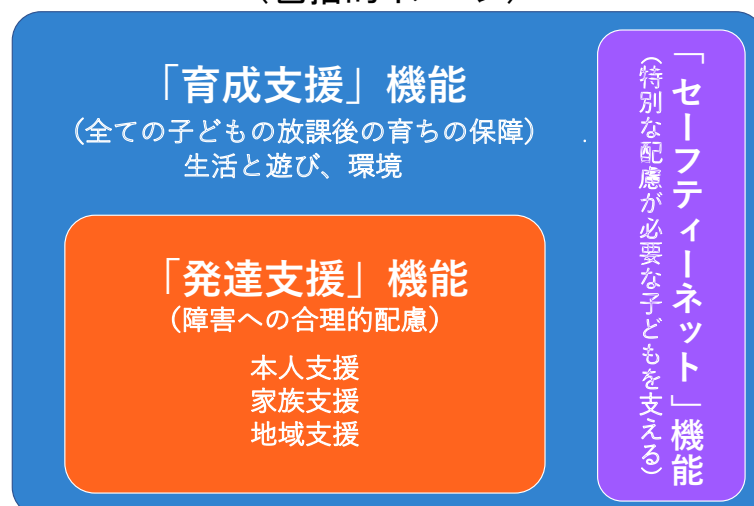
- ② 放課後等デイサービスは、「育成支援」を基本にして、障害者基本法第17条に規定される「療育」（発達支援）が行なわれる場という考え方を明確にした上で、発達支援の観点や支援を進める上での留意点についての記述を加える。

⇒ 子どもにとって「何が大切か」を中心におきながら、「育成支援」を土台として「障害の特性」「発達の観点」に関する「発達支援」についてより詳細な記述を行う。

- ③ 放課後等デイサービスが、不登校や社会的養護など多くの社会的困難さを抱える子どもたちの健全育成を行う非常に重要な「セーフティネット」の場であるという認識のもと、対象者や支援の多様性を確保しつつ、その安定的運営が確保されることについても盛り込む。

⇒ 放課後等デイサービスが、子どもの健全な発達支援を行う福祉活動の場であるという前提を従前のガバナンスの記述とあわせて書き示すことにより、その目指すべき活動の姿がわかるようにする。

放課後等デイサービスの機能 (包括的イメージ)



（２）放課後等デイサービスガイドラインの性格

本調査研究では、放課後等デイサービスの現場から具体的な支援内容等を記載してほしいという要望が多く上がったが、前述したようにその利用者像および支援内容、手法が多岐多彩であることを考えると、それらを全て網羅して具体的に記述されたガイドラインを作成することは不可能である。指針であるが故に詳細な記述はかえって支援の幅を狭め、それさえ行えば良いという支援の創意工夫もしなくなってしまうことが危惧される。そのため、具体的な支援内容および実践例については、厚生労働省が作成する放課後等デイサービスガイドライン解説書（作成されない可能性も高い）あるいは事業者団体等がそれぞれの立場や考え方で作成する実施マニュアルや実践事例集などの支援専門書に委ねることが妥当であろう。

（３）放課後等デイサービスガイドラインの章立ての見直し

章立てについては、①現行の「管理者向け」「児童発達支援管理責任者向け」「従業者向け」の３部構成を見直し、他のガイドライン同様１本化することとした。なお、自己評価はこれまで通り、３部構成を維持する。②就学前の「児童発達支援」との連続性を考慮しつつ、また、一般子ども施策である「放課後児童クラブ」における育成支援と共通する部分も多いことから、児童発達支援ガイドラインや放課後児童クラブ運営指針等と符合させた（表４-２）。

●現行ガイドラインの章立て

１ 総則

- （１）ガイドラインの趣旨
- （２）放課後等デイサービスの基本的役割
- （３）放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動
- （４）事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理

２ 設置者・管理者向けガイドライン

- （１）子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上
- （２）子どもと保護者に対する説明責任等
- （３）緊急時の対応と法令遵守等

３ 児童発達支援管理責任者向けガイドライン

- （１）子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上
- （２）子どもと保護者に対する説明責任等
- （３）緊急時の対応と法令遵守等

４ 従業者向けガイドライン

- （１）子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上
- （２）子どもと保護者に対する説明責任等
- （３）緊急時の対応と法令遵守等

●改訂ガイドライン章立て（案）（アンダーライン部分が改定・加筆部分）

第1章 総則

1 趣旨

（1）放課後等デイサービスガイドラインの改定の経緯

（2）放課後等デイサービスガイドラインの趣旨

《内容》

- ガイドラインの位置づけ・役割を記述する。
 - ・「育成支援」「発達支援」「セーフティネット」の機能について押さえる。
- 改訂の趣旨を記述する
 - ・「放課後児童クラブ運営指針」及び「児童発達支援ガイドライン」に合わせる
 - ・アンケート結果に基づく改訂の考え方と方針
 - 「福祉活動の場」「役割の重要性」「多様性の尊重と安定性の確保」

2 子どもの放課後と育成支援

（1）子どもにとっての放課後の意味

（2）放課後等デイサービスと育成支援

《内容》

- 「放課後児童クラブ運営指針」で示される「育成支援」という考え方を基本に、放課後児童クラブと放課後等デイサービスの関係性や考え方、さらには障害のある子どもにとってなぜ放課後等の活動が重要かを記述
 - ・障害のある子どもの放課後等の重要性
 - ・障害のある子どもも子どもとして「育成支援」の考え方は基本（ベース）である

3 放課後等デイサービスにおける基本的事項

（1）放課後等デイサービスの基本的役割

《内容》

- 現行ガイドラインの総則「（2）放課後等デイサービスの基本的役割」を記載する。
 - ・子どもの最善の利益の保障
 - ・共生社会の実現に向けた後方支援

（2）放課後等デイサービスの基本姿勢

（3）放課後等デイサービスの基本活動

《内容》

- 現行ガイドライン総則「（3）放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動」を記載する。
 - ・基本的姿勢

・基本活動

ア 自立支援と日常生活の充実のための活動

イ 創作活動 ⇒

ウ 地域交流の機会の提供 ⇒

エ 余暇の提供 ⇒

(4) 保護者及び関係機関との連携

(5) 放課後等デイサービスの従業者の役割

(6) 放課後等デイサービスの社会的責任

《内容》

○「放課後児童クラブ運営指針」の総則「放課後児童健全育成事業の役割」に合わせ、放課後等デイサービスの基本的役割、基本姿勢、基本活動について記述する。

さらに、「関係機関との連携」「支援員等の役割」「社会的責任」について加筆する。

第2章 放課後等デイサービスの対象となる子どもの発達

1 児童期から思春期の子どもの発達

2 児童期から思春期の発達の特徴

3 児童期から思春期の発達の過程と領域

(1) おおむね 6～8 歳（低学年）

(2) おおむね 9～10 歳（中学年）

(3) おおむね 11～12 歳（高学年）

(4) おおむね 13 歳以降（思春期）

《内容》

○障害のあるなしに関わらず、年齢別の子どもの発達について概述する。

・児童期～思春期の発達過程と発達領域については、低学年から高学年は放課後児童クラブ運営指針を参考にし、思春期については新たに記述する。

第3章 放課後等デイサービスの対象となる子どもの障害への配慮

1 障害の重複と個人差と発達段階

2 特性を持ち育ってきたことへの配慮

《内容》

○障害やその特性に関する一般的な特徴を最低限理解し、配慮した上での個々に合わせた育成支援と発達支援の観点について記述する。

・成長発達に不可欠な体験や経験は、子ども自身の行動や行為を通して学習され、発達を促進することになる。それは、運動と見る、聞く、触れるなどの感覚を駆使して、物や行為等をより深く理解することである。

・未経験なことの把握と適切な経験の機会の保障、成功体験と失敗体験、二次障害の理解と

対応

第4章 放課後等デイサービスにおける支援の内容

1 放課後等デイサービスにおける育成支援の内容

《内容》

○育成支援の基本的考え方は、放課後児童クラブ運営指針の育成支援の内容に合わせる。

- ・放課後等デイサービスは多様であるため、必ずしも放課後児童クラブのような過ごし方をするとはいえないが、ここでは基本的な内容について、一般施策である放課後児童クラブの内容と合わせるにより、インクルージョンをより意識しやすいようにする。

2 放課後等デイサービスにおける発達支援の内容

(1) 発達支援の内容

①本人支援

②家族支援

③地域支援・地域連携支援

《内容》

○「発達支援の内容」については、「本人支援」（移行支援を含む）、「家族支援」「地域支援」の観点で、最小限押さえておくべき事項を記述する。

- ・「本人支援」については、現行ガイドラインで提示されている「特別支援教育学習指導要領」の「自立活動」の内容に加え、「全人的成長・発達支援の視点」「児童発達支援ガイドラインの視点」を加える。

3 発達支援において留意すべき事項

(1) 障害特性への配慮

(2) 福祉的な配慮を要する子どもへの留意点

《内容》

○児童虐待、不登校、貧困、外国ルーツの子どもなど特に配慮を必要とする子どもへの対応とその配慮事項について記述する。

第5章 放課後等デイサービスの提供体制と支援の質の向上

1 放課後等デイサービスの提供体制

(1) 1日当たりの利用定員

(2) 職員の配置と役割

(3) 施設及び設備

(4) 衛生管理・安全対策

(5) 適切な支援の提供

(6) 保護者との関わり

(7) 地域に開かれた事業運営

(8) 秘密保持

(9) 職業倫理

《内容》

- 「設置者・管理者向け」「児発管向け」「従業者向け」の職階別の記述を一本化し、運営面の記述もここに加える。

第6章 支援の質の向上と権利擁護

1 支援の質の向上への取り組み

(1) 職員の知識・技能の向上

(2) 研修受講機会等の提供

2 権利擁護

(1) 虐待の牛の取組

(2) 身体拘束への対応

(3) その他

別冊付録・別紙

1 セルフチェック表

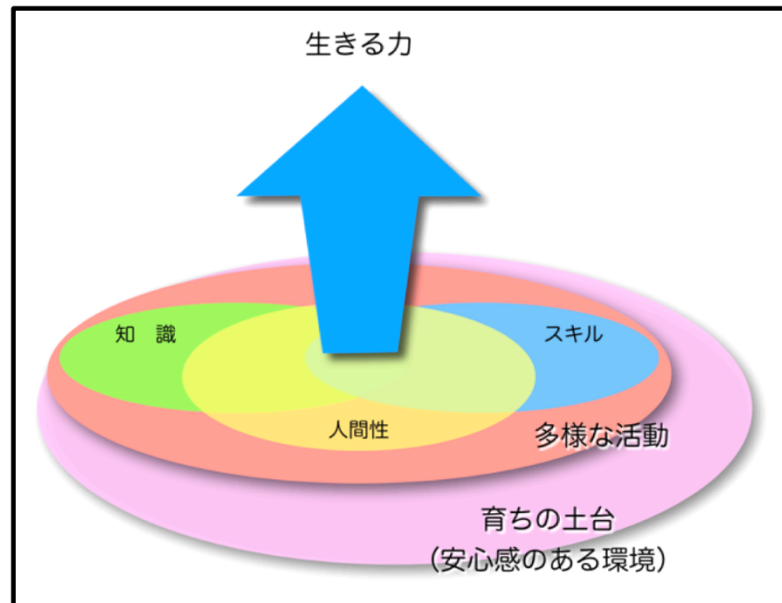
《内容》

- セルフチェック表については、全ての職員行うべきものとして、従前どおり「設置者・管理者向け」「児発管向け」「従業者向け」の職階別で示す。

2 利用者評価表

(4) ガイドラインの改訂において充実させた「発達支援」の内容に関する記述について

- ・学齢前の子どもたちについて、2017年に日本の幼児教育・保育の基準となる「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園・保育要領」の3つの法令の改定が行われ、子どもたちの小学校就学前の姿を想定し「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）」が示された。この姿は、学習指導要領特別支援学校幼稚部についても共通とされ学習指導要領に記載されている。学齢児においても、障害の有る無しに関わらず、教育活動（育ちの支援）を通して、子どもたちが身につけるべき力を「生きる力」と定義している。さらに、「児童館ガイドライン」には「子どもの心身を育成し情操をゆたかにすること」、「放課後児童クラブ運営指針」では「自主性、社会性及び創造性の向上、基本的生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図る」という表現で、「生きる力」に包含される身につけるべき力が示されている。こうした流れを受け、放課後等デイサービスにおいても、子どもたちが活動を通して身につけるべき力を「生きる力」として共通化を図った。



- ・「生きる力」について、その説明を加えわかりやすくした。
- ・「生きる力」を育むには、「知識」「技能・スキル」「人間性」の3要素が必要であり、特に「人間性」の育成が重視されていること、また児童発達支援の現場においても「ライフスキル」の中の「人間性」につながる力が重視されていることを受け、この考え方を整理し示した。
- ・「発達支援の指針 2016」（CDS-Japan 版）を参考に、平成 29・30 年改定の学習指導要領「自立活動」の内容を加え、支援内容の手がかりとなるようにした。その際、「自立活動」は子どもの「生きる力」を育むために必要な3要素に含まれる支援内容であるという考え方を示し、考えの整理を行った。さらに、アンケート調査から支援現場で「基本的生活習慣の確立」に関わる支援が多く行われていることを受け、自立活動のうち「基本的生活習慣の指導」にかかわる内容を系統的にまとめた「生活科」の内容を参考として示した。これによって、支援内容と目指す姿について学校と共通理解が進むため、相互の連携が進むことを期待したい。
- ・これらによって、現場では「勉強を教える」「言語指導を行う」「サッカーの技能を身につける」「ダンスを行う」「アートを学ぶ」などの単なる機能改善や技能習得を目的とした活動は育成支援の手段ではあっても目的ではないことを伝えるようにした。
- ・発達支援を構成する「家族支援」「地域支援」については、「発達支援の指針 2016」（CDS-Japan 版）の内容をそのまま使用した。なお、「地域支援」については「地域支援・連携」とした。
- ・発達支援における留意すべき事項のうち「（1）障害特性による配慮」については、「児童発達支援ガイドライン」の中の「支援にあたっての配慮事項」の内容をベースにして、改正学習指導要領で示されている配慮事項（「情報機器の活用」「指文字」など）を一部加筆する形で修正を加えた。
- ・発達支援における留意すべき事項に（2）として「福祉的な配慮を必要とする子どもへの留意点」を加えた。特別な配慮を要する子どもとして「不登校」「虐待」「貧困」「外国人ルーツ」を取り上げた。これは、現に放課後等デイサービスが、セーフティネットとしての機能を果たしており、児童福祉法の趣旨にも沿うものであるからである。

第 四 章 検 討 委 員 会 等 の 実 施 状 況

第 1 節 本研究の構成

本研究は、検討委員会で、上記研究目的を達成するためご意見を伺った上で、
2つの調査研究班（A・B）、およびガイドライン改訂班（C）から構成された。

第 2 節 研究実施の体制

メンバーは、以下の通り；氏名（所属）

検討委員： 柏女霊峰 （ 淑徳大学淑徳大学 総合福祉学部 社会福祉学科 教授 ）
大塚晃 （上智大学 教授）
加藤正仁 （うめだ・あけぼの学園 全国児童発達支援協議会 会長）
北川聡子 （むぎのこ 療育センター）
宮田広善 （重度障害総合支援センター ルド）

アンケート調査班： 前岡幸憲 （鳥取療育園）
山根希代子 （広島市西部こども療育センター）
北山真次 （総合福祉通園センター・ルネス花北）
金沢京子 （つくしんぼ学級）

ヒアリング班： 内山 勉 （富士見台聴こえとことばの教室）
米山明 （心身障害児総合医療療育センター）
小田知宏 （こころとことばの教室 こっこ）
橋本伸子 （富山恵光学園）
芳野道子 （くるみ園）
水流かおる （あさひが丘学園）
佐々木明美 （オリーブ園）
松本 知子 （浜松市根洗学園）
加藤 淳 （東部地域療育センターポケット）
金澤俊文 （むぎのこ 療育センター）
松下直弘 （岩崎学園）

ガイドライン改訂班： 光真坊浩史 （品川児童学園）
川口隆司 （コミュニティリーダーひゅーるぽん）
菊池健弥 （銀河 Earth）

事業事務局、経理担当： 酒井康年 （うめだ・あけぼの学園）
岸良至 （一般社団法人 わ・Wa・わ）

オブザーバー： 鈴木久也 （厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課
障害児・発達障害者支援室 障害児支援専門官 本推進事業担当）

第 3 節 各 検 討 会 議 開 催 実 施 状 況

全体検討会議

第 1 回 全体検討会議 検討委員会 事業担当者会議
(アンケート班・ヒアリング班・ガイドライン改訂班)

日時：平成30年 6 月28日 10:00 ～ 12:00

会場： (富山国際会議場 会議室) :

第 2 回 全体検討会議

第 3 回 事業担当者会議 (アンケート班)

第 3 回 事業担当者会議 (ヒアリング班)

第 4 回 ガイドライン改訂班会議

日時：平成30年11月18日 11:00 ～ 12:30

会場：東京八重洲ホール

第 3 回 全体検討会議・検討委員会

日時：平成31年 2 月22日 9:00 ～ 11:00

会場：飯野ホール (会議室)

第 4 回 全体検討会議 (代表者会議)

日時：平成31年 3 月 3 日 10:00 ～ 16:00

会場：広島県医師会館 (会議室)

検討委員会

第 2 回 検討委員会

日時：平成30年12月12日 14:00 ～ 17:00

会場：東京八重洲ホール

事業担当者会議 (アンケート班)

第 2 回 事業担当者会議 (アンケート班)

日時：平成30年 7 月16日 10:00 ～ 16:00

会場：広島県医師会館 (会議室)

第 4 回 事業担当者会議 (アンケート班)

日時：平成30年12月29日 10:00 ～ 16:00

会場：広島県医師会館 (会議室)

事業担当者会議（ヒアリング班）

第2回 事業担当者会議（ヒアリング班）
日時：平成30年9月24日 10:00 ～ 16:00
会場： 会議室 6F 大宮（会議室）

第4回 事業担当者会議（ヒアリング班）
日時：平成31年1月27日 10:00 ～ 16:00
会場：東京八重洲ホール

事業担当者会議ガイドライン改訂班

第2回ガイドライン改訂班会議
日時：平成30年9月16日 14:00 ～ 17:00
会場：福岡

第3回ガイドライン改訂班会議
日時：平成30年11月3日13:30 ～ 18:00
4日 9:00 ～ 12:30
会場：広島NPO法人「コミュニティリーダーひゅーるぽん」

第5回ガイドライン改訂班会議
日時：平成30年12月24日 9:00 ～ 14:00
会場：こみゆにていぶらざ八潮3階（品川児童学園）

第6回ガイドライン改訂班会議
日時：平成31年2月10日 13:00 ～ 19:30
11日 9:00 ～ 14:00
会場：大阪サニーストンホテル（会議室）

第五章 成果の公表方法

当協議会が主催する施設長等研修会で 2019. 2. 23 中間報告し、参加者に周知した。

今後、厚生労働省の評価などを受けた上で、研究成果を公表するとともに、本協議会の定める公報，ホームページ（HP）等で公表する。

都道府県を通じて、関係事業所へ配布・児童発達支援管理者研修などで成果物を配布し、活用することで、支援の更なる質の向上を図る。

放課後等デイサービスによる支援にあたっては、関係機関との連携が大事であることから、放課後児童クラブ、小中学校、特別支援学校などに対して周知が図られるように、本法人のHPや厚生労働省・文部科学省HPを通じて積極的に周知する。

放課後等デイサービスガイドライン
改訂案

目 次

第1章 総則

1 趣旨

- (1) 放課後等デイサービスガイドラインの改定の経緯
- (2) 放課後等デイサービスガイドラインの趣旨

2 子どもの放課後と育成支援

- (1) 子どもにとっての放課後の意味
- (2) 放課後等デイサービスと育成支援

3 放課後等デイサービスにおける基本的事項

- (1) 放課後等デイサービスの基本的役割
- (2) 放課後等デイサービスの基本姿勢
- (3) 放課後等デイサービスの基本活動
- (4) 保護者及び関係機関との連携
- (5) 放課後等デイサービスの従業者の役割
- (6) 放課後等デイサービスの社会的責任

第2章 放課後等デイサービスの対象となる子どもの発達

1 児童期から思春期の子どもの発達

2 児童期から思春期の発達の特徴

3 児童期から思春期の発達の過程と領域

- (1) おおむね6～8歳（低学年）
- (2) おおむね9～10歳（中学年）
- (3) おおむね11～12歳（高学年）
- (4) おおむね13歳以降（思春期）

第3章 放課後等デイサービスの対象となる子どもの障害への配慮

1 障害の重複と個人差と発達段階

2 特性を持ち育ってきたことへの配慮

第4章 放課後等デイサービスにおける支援の内容

1 放課後等デイサービスにおける育成支援の内容

2 放課後等デイサービスにおける発達支援の内容

(1) 発達支援の内容

- ① 本人支援
- ② 家族支援

③ 地域支援・地域連携支援

3 発達支援において留意すべき事項

- (1) 障害特性への配慮
- (2) 福祉的な配慮を要する子どもへの留意点

第5章 放課後等デイサービスの提供体制と支援の質の向上

1 放課後等デイサービスの提供体制

- (1) 1日当たりの利用定員
- (2) 職員の配置と役割
- (3) 施設及び設備
- (4) 衛生管理・安全対策
- (5) 適切な支援の提供
- (6) 保護者との関わり
- (7) 地域に開かれた事業運営
- (8) 秘密保持
- (9) 職業倫理

第6章 支援の質の向上と権利擁護

1 支援の質の向上への取り組み

- (1) 職員の知識・技術の向上
- (2) 研修受講機会等の提供

2 権利擁護

- (1) 虐待防止の取組
- (2) 身体拘束への対応
- (3) その他

第1章 総則

1 趣旨

(1) 改正の経緯

放課後等デイサービスは、平成24年4月に児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正で創設された事業である。その背景には、障害児の保護者の仕事と家庭の両立の推進やレスパイトの必要性、障害児が放課後等に安心・安全に過ごせる居場所の確保が求められていたことに加え、放課後等の時間を活用して障害のある子どもの発達に必要な支援を求めるニーズの高まりがあった。

平成24年4月に約1,700か所(51,678人)だった事業所数は、平成30年12月では13,052か所(206,828人)にまで急増し、今度も増加傾向は継続することが予想される。放課後等デイサービスの量的広がりに伴い、支援の質の低い放課後等デイサービスも散見されるようになったことから、支援の質の向上を図ることを目的に平成27年4月に放課後等デイサービスガイドラインが策定された。

平成30年度障害者総合福祉推進事業で実施した実態調査では、約65%の事業所がガイドラインの活用で支援内容等に変化があったと回答しており、放課後等デイサービスガイドラインの有益性が確認された。具体的には、基本的生活習慣の確立や社会的経験の拡大など将来的な自立を見据えた様々な発達支援が展開されており、放課後等デイサービスが学校教育及び家庭教育と相まって人格形成に重要な時期の育ちを支える第三の場として機能している。また、不登校や社会的養護を必要とする子どもが全利用者の約3.5%、ダブルケアや外国人ルーツの子どもも0.9%存在しており、障害以外の特別な配慮を必要とする子どもたちのセーフティネットとしても機能も担っている。

一方で、平成29年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況報告では、放課後等デイサービス事業所における虐待は57件発生しており、障害福祉サービス事業所等全体の12.3%を占めている。また、支援度の低い子どもたちだけを集めていたり、単なる預かりだけを行い、適切な発達支援を行っていないかたりする放課後等デイサービス事業所も依然見られている。厚生労働省は、平成30年度報酬改定に際し、配置職員の資格の厳格化及び支援度の指標やサービス提供時間による新たな報酬区分を導入するなどしたが、ガイドラインを改正してより実効性のあるものにする必要があった。

(2) 放課後等デイサービスガイドライン改訂の観点

ガイドラインの改定は、以下の観点で行なった。

- ① 放課後等デイサービスの中核機能に育成支援を位置付けた。児童福祉法で定める放課後児童健全育成事業は、放課後の時間を通じてすべての子どもに必要な心身の健やかな育ちを保障するという観点で実施されており、育成支援は放課後等デイサービスにも共通する基盤と位置付けた。
- ② 放課後等デイサービスは、「育成支援」を基本としつつ、障害者基本法第17条に規定されている「療育」(発達支援)が適切に行われるよう、子どもの発達やその支援を行う上での重要な視点や留意事項等について記載した。
- ③ 放課後等デイサービスに、不登校や社会的養護など社会的困難さを抱える子どもたちを支えるセーフティネットとして機能していることを位置付けた。

なお、放課後等デイサービスガイドラインの改訂に際して、実態調査では具体的な支援内容の記述を求める声が多かったが、他のガイドラインがそうであるように、実践マニュアルのようなものではなく、放課後等デイサービスの大切な視点や役割、社会的責任等を記載するに留めた。これは、各事業所が本

ガイドラインの内容を踏まえつつ、地域の実情や個々の子どもの状況に応じて不断に創意工夫を図っていくことこそが、放課後等デイサービスの質の向上に資することにつながると考えるからである。

(3) 放課後等デイサービスガイドラインの趣旨

- ① この放課後等デイサービスガイドラインは、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成二十四年厚生労働省令第十五号）に基づき、放課後等デイサービスにおける育成支援（子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援）及び発達支援の内容に関する事項並びにこれに関係する事項を定める。
- ② 放課後等デイサービスの運営主体は、本ガイドラインにおいて規定される支援の内容を内容等に係る基本的な事項を踏まえ、各放課後等デイサービスの実態に応じて創意工夫を図り、放課後等デイサービスの質の向上と機能の充実に努めなければならない。

2 子どもの放課後と育成支援

(1) 子どもにとっての放課後の意味

学齢期の子どもは多くの時間を学校で過ごす。学校は、年齢に応じた知識・技能を習得し生きる力を涵養する場であるとともに、友達とのふれあいから社会性を育み、道徳性の獲得などの人格を形成する重要な役割を担っている。しかし、学校は時間や場所などの枠組みが明確で、学ぶ内容及び活動場所、人間関係の範囲、校則などによる制限や限界があるのも事実である。

放課後等における活動は、学校が終わり家に帰るまでの（もしくは学校のない）時間帯に、子どもが主体となって、地域の中で、遊びを中心に展開される、非常に自由度の高い、時にはリスクを伴う活動である。学齢期の子どもにとって放課後の意味は、学校や家庭ではない第三の居場所として機能し、学校や家庭とは異なる人間関係や活動を通して、今の自分を少し超えることにチャレンジし、自己や他者と相互交渉しながら、時には失敗もしながら、大人になるための、そして、この時期にしか獲得できない大切なことを学ぶことにある。

しかし、障害のある子どもは、広域設置の特別支援学校に通学している場合には地域と分離していることも多く、また、放課後等に活用できるフォーマル／インフォーマルな資源が少ないため、自宅で保護者と過ごしたり、DVDやネット動画を見て過ごしたりすることも多く、障害のない子どもに比べ放課後活動の内容や範囲、人間関係は絶対的に狭い現状がある。これらの課題に対して、放課後等デイサービスは、放課後等という枠組みを活用して子どもの成長・発達を保障する重要な役割が期待されている。

(2) 放課後等デイサービスと育成支援

① 放課後等デイサービスと放課後児童健全育成事業

放課後等デイサービスは、児童福祉法第6条第2項に基づく放課後児童健全育成事業ではない。これは、放課後等デイサービスが、①小学校（特別支援学校の小学部を含む）に就学している子どもに限定せず、学齢期の全ての子どもを対象としていること、②その保護者が労働等により昼間家庭にいないものという要件は課さず、発達支援が必要であるという子ども側のニーズを要件としていることによる。しかし、このように対象や要件は異なるものの、放課後等デイサービスは、放課後や長期休暇中に適切な遊びや生活等の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図るという目的は共通している。

保護者の就労等をしている場合は預かりであり、放課後等デイサービスの対象とすべきではないという声もあるが、放課後等デイサービスが預かりか発達支援かという対極的な見方ではなく、子どもが利用している時間帯に如何に子どもの最善の利益を考慮した育成支援、発達支援を提供できるかという視点が重要である。

なお、平成 26 年 7 月にまとめられた障害児支援のあり方に関する検討会報告書において、障害児支援は参加・包容（インクルージョン）を子育て支援において推進するための後方支援として位置づけられており、障害のある子どもが放課後等の時間帯に障害のない子どもと共に生活を通して成長できるよう、原則的には、放課後児童健全育成事業を実施する放課後児童クラブにおいて適切な配慮や環境整備が行われ、可能な限り受け入れられていくことが求められる。

② 放課後等デイサービスにおける育成支援の目的

放課後等デイサービスにおける育成支援は、放課後児童クラブの育成支援と同様に「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」であり、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子ども自身が自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、主体性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により子どもの健全な育成を図ることを目的とする。

なお、放課後等デイサービスにおいて提供される発達支援は、育成支援を推進する上で不可欠なものとして位置付け、児童発達支援等と同様に子ども本人への支援、その家族への支援及び地域との連携支援の 3 次元で提供される障害や発達特性に配慮された専門的支援であることに留意する必要がある。

3 放課後等デイサービスにおける基本的事項

（1）放課後等デイサービスの基本的役割

①子どもの最善の利益の保障

放課後等デイサービスは、児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 4 項の規定に基づき、学校(幼稚園及び大学を除く。以下同じ。)に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することとされている。

放課後等デイサービスは、支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものである。

②共生社会の実現に向けた後方支援

放課後等デイサービス提供に当たっては、子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を進めるため、他の子どもも含めた集団の中での育ちをできるだけ保障する視点が求められるものであり、放課後等デイサービス事業所においては、放課後児童クラブや児童館等の一般的な子育て支援施策を、専門的な知識・経験に基づきバックアップする「後方支援」としての位置づけも踏まえつつ、必要に応じて放課後児童クラブ等との連携を図りながら、適切な事業運営を行うことが求められる。さらに、一般的な子育て支援施策を利用している障害のある子どもに対して、保育所等訪問支援を積極的に実施する等、地域の障害児支援の専門機関としてふさわしい事業展開が期待されている。

③保護者支援

放課後等デイサービスは、保護者が障害のある子どもを育てることを社会的に支援する側面もあるが、より具体的には、

ア 子育ての悩み等に対する相談を行うこと

イ 家庭内での養育等についてペアレント・トレーニング等活用しながら子どもの育ちを支える力をつけられるよう支援すること

ウ 保護者の時間を保障するために、ケアを一時的に代行する支援を行うことにより、保護者の支援を図るものであり、これらの支援によって保護者が子どもに向き合うゆとりと自信を回復することも、子どもの発達に好ましい影響を及ぼすものと期待される。

(2) 放課後等デイサービスの基本姿勢

放課後等デイサービスの対象は、心身の変化の大きい小学校や特別支援学校の小学部から高等学校等までの子どもであるため、この時期の子どもの発達過程や特性、適応行動の状況を理解した上で、コミュニケーション面で特に配慮が必要な課題等も理解し、一人ひとりの状態に即した放課後等デイサービス計画（=個別支援計画）に沿って育成支援・発達支援を行う。

放課後等デイサービスでは、子どもの発達過程や障害種別、障害特性を理解している者による発達支援を通じて、子どもが他者との信頼関係の形成を経験できることが必要であり、この経験を起点として、友達とともに過ごすことの心地よさや楽しさを味わうことで、人と関わることへの関心が育ち、コミュニケーションをとることの楽しさを感じることができるよう支援する。また、友達と関わることにより、葛藤を調整する力や、主張する力、折り合いをつける力が育つことを期待して支援する。

(3) 放課後等デイサービスにおける基本活動

子ども一人ひとりの放課後等デイサービス計画に沿って、下記の基本活動を複数組み合わせる支援を行うことが求められる。なお、基本活動には、子どもの自己選択や自己決定を促し、それを支援するプロセスを組み込むことが求められる。

① 自立支援と日常生活の充実のための活動

子どもの発達に応じて必要となる基本的日常生活動作や自立生活を支援するための活動を行う。子どもが意欲的に関わられるような遊びを通して、成功体験の積み増しを促し、自己肯定感を育めるようにする。将来の自立や地域生活を見据えた活動を行う場合には、子どもが通う学校で行われている教育活動を踏まえ、方針や役割分担等を共有できるように学校との連携を図りながら支援を行う。

② 創作活動

創作活動では、表現する喜びを体験できるようにする。日頃からできるだけ自然に触れる機会を設け、季節の変化に興味を持てるようにする等、豊かな感性を培う。

③ 地域交流の機会の提供

障害があるがゆえに子どもの社会生活や経験の範囲が制限されてしまわないように、子どもの社会経験の幅を広げていく。他の社会福祉事業や地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・交流活動等との連携、ボランティアの受入れ等により、積極的に地域との交流を図っていく。

④ 余暇の提供

子どもが望む遊びや自分自身をリラックスさせる練習等の諸活動を自己選択して取り組む経験を積んでいくために、多彩な活動プログラムを用意し、ゆったりとした雰囲気の中で行えるように工夫する。

(4) 保護者及び関係機関との連携

放課後等デイサービスは、常に保護者と緊密な連携をとり、放課後等デイサービスにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝え、子どもに関する情報を家庭と放課後等デイサービスで共有することにより、保護者が安心して子どもを育てられるよう支援することが必要である。また、子ども自身への支援と同時に、学校等の関係機関と連携することにより、子どもの生活の基盤である家庭での養育を支援することも必要である。このようななかかわりの中で保護者との信頼関係を構築し、保護者が子どもの発達に関して気兼ねなく相談できる場になるよう努める。

放課後等デイサービスは、子どもに必要な支援を行う上で、学校との役割分担を明確にし、学校で作成される個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス計画を連携させる等により、学校と連携を積極的に図ることが求められる。また、不登校の子どもについては、学校や教育支援センター、適応指導教室等の関係機関・団体や保護者と連携しつつ、本人の気持ちに寄り添って支援していく必要がある。

(5) 放課後等デイサービスの従業者の役割

放課後等デイサービスの従業者は、放課後等デイサービスの提供に際して、子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した支援を行うために、子どもの支援に相応しい職業倫理を基盤として職務に当たらなければならない。また、豊かな人間性を備え、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能を持って育成支援・発達支援にあたる役割を担うとともに、関係機関と連携して子どもにとって適切な養育環境が得られるよう支援する役割を担う必要がある。

(6) 放課後等デイサービスの社会的責任

- ① 放課後等デイサービスは、子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援・発達支援を行い、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障する必要がある。
- ② 放課後等デイサービスの運営主体は、放課後等デイサービスの従業者に対し、その資質の向上のために職場内外の研修の機会を確保しなければならない。
- ③ 放課後等デイサービスの従業者は、常に自己研鑽に励み、子どもの育成支援・発達支援の充実を図るために、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- ④ 放課後等デイサービスの運営主体は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該放課後等デイサービスが行う育成支援・発達支援の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- ⑤ 放課後等デイサービス及び放課後等デイサービスの運営主体は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。
- ⑥ 放課後等デイサービス及び放課後等デイサービスの運営主体は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

第2章 児童の対象となる子どもの発達

放課後等デイサービスの児童発達支援管理責任者ならびに従事者は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解しておく必要がある。その取り組みは、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活場面を用いて提供されることが望ましい。さらに、後に記述する障害の特性や配慮点も踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながら、子どもの成長発達を育む育成支援を行うことが必要である。

また、放課後等デイサービスを利用する子どもは、生活年齢に加え、個々の発達年齢や障害の特性についても考慮すべき対象であることから、本来であれば乳幼児期に培われているであろう愛着関係や基本的な信頼関係の形成などについても、見落としがないように留意すべきである。ここでは、放課後等デイサービスの対象年齢の子どもの発達の特徴について全般的に記載する。

1 児童期～思春期の子どもの発達

放課後等デイサービスの対象の子どもの発達は、児童期、思春期・青年期で時期区分はとなる。

児童期の子どもは、学校、放課後、家庭のサイクルを基本とした生活となる。学校において基礎学力が形成されることに伴い、知的能力や言語能力、規範意識等が発達する。また、身長や体重の増加に伴って体力が向上し、遊びも活発化する。社会性の発達に伴い、様々な仲間集団が形成されるなど、子ども同士の関わりも変化する。さらに、想像力や思考力が豊かになることによって遊びが多様化し、創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。

児童期には、幼児期の発達の特徴を残しつつ、思春期・青年期の発達の特徴の芽生えが見られる。子どもの発達は、行きつ、戻りつつの繰り返しを経ながら進行していく。

子どものそれぞれの持つ基礎的な能力開発の時期であり、様々な体験を通して子どもの持てる力を試していくことが大切である。そして、将来を見据え、子どもの持てる力を仕事や作業等、社会での役割を果たすための準備、受け継ぎをする時期でもある。この時期は、子ども自身が自らの発達特性を理解し、得意なこと不得意なことを認識し、得意なことはさらに伸ばし、不得意なことは人に支援を求める力を育てることも重要となる。

子どもは、家庭や学校、地域社会の中で育まれる。大人との安定した信頼関係のもとで、「学習」、「遊び」等の活動、十分な「休息」、「睡眠」、「食事」等が保障されることによって、安心して生活し育つことができる。

2 児童期～思春期の発達の特徴

児童期の発達には、主に次のような特徴がある。

- ものや人に対する興味が広がり、その興味を持続させ、興味の探求のために自らを律することができるようになる。
- 自然や文化と関わりながら、身体的技能を磨き、認識能力を発達させる。
- 学校や放課後児童クラブ、地域等、子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる。

- 集団や仲間で活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。
- 発達に応じて「親からの自立と親への依存」、「自信と不安」、「善悪と損得」、「具体的思考と抽象的思考」等、様々な心理的葛藤を経験する。

3 児童期～思春期の発達過程と発達領域

児童期には、特有の行動が出現するが、その年齢は固定的なものではなく、個人差も大きい。よって、同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人ひとりの子どもの発達過程を理解する目安として、3つの時期に区分し特徴を記載する。

(1) おおむね6歳～8歳（低学年）

子どもは学校生活の中で、読み書きや計算の基本的技能を習得し、日常生活に必要な概念を学習し、係や当番等の社会的役割を担う中で、自らの成長を自覚していく。一方で、同時にまだ解決できない課題にも直面し、他者と自己とを比較し、葛藤も経験する。遊び自体の楽しさの一致によって群れ集う集団構成が変化し、そこから仲間関係や友達関係に発展することがある。ただし、遊びへの参加がその時の気分が大きく影響されるなど、幼児的な発達の特徴も残している。ものや人に対する興味が広がり、遊びの種類も多様になっていき、好奇心や興味が先に立って行動することが多い。大人に見守られることで、努力し、課題を達成し、自信を深めていくことができる。その後の時期と比べると、大人の評価に依存した時期である。

(2) おおむね9歳～10歳（中学年）

論理的な思考や抽象的な言語を用いた思考が始まる。道徳的な判断も、結果だけに注目するのではなく、動機を考慮し始める。また、お金の役割等の社会の仕組みについても理解し始める。遊びに必要な身体的技能がより高まる。同年代の集団や仲間を好み、大人に頼らずに活動しようとする。他者の視線や評価に一層敏感になる。言語や思考、人格等の子どもの発達諸領域における質的变化として表れる「9、10歳の節」と呼ばれる大きな変化を伴っており、特有の内面的な葛藤がもたらされる。この時期に自己の多様な可能性を確信することは、発達上重要なことである。

(3) おおむね11歳～12歳（高学年）

学校内外の生活を通じて、様々な知識が広がっていく。また、自らの得意不得意を知るようになる。日常生活に必要な様々な概念を理解し、ある程度、計画性のある生活を営めるようになる。大人から一層自立的になり、少人数の仲間と「秘密の世界」を共有する。友情が芽生え、個人的な関係を大切にするようになる。身体面において第2次性徴が見られ、思春期・青年期の発達の特徴が芽生える。しかし、性的発達には個人差が大きく、身体的発育に心理的発達が伴わない場合もある。

(4) おおむね13歳以降（思春期）

思春期は、子どもから大人へと心身ともに変化していく大切な時期である。障がいのある子どもたちも同様に第二性徴などの身体的変化や精神的変化に戸惑いを感じる時期である。これらの混乱と親からの自立を目指した一連の動きは、誰しもが通過する過程であるが、反抗的あるいは攻撃的な態度として表れることも多く「問題行動」と捉えられ、家族を含め周囲の大人の対応いかんによっては情緒的・精神的な二次障害につながる危険性がある。

この時期、共通の立場にある仲間とお互いに共感し心を通じ合わせることで、危機を乗り越えていくことも可能となる。一方で、同じ年齢や同性の仲間との間に生じるストレスや心理的ショックなどが「劣等感」となって定着してしまうこともある。障がいのある子どもはこの時期にあっても保護者や他の大人から「子ども」としてみられることも多いが、大人になる過程にある一人の人間として扱うことが何よりも重要である。思春期前に培われた「有能感」を基盤に「劣等感」に押しつぶされることなく、大人とだけではなく仲間との関係性も重視し、就労など次のステージに向かう力が生まれるようにサポートすることが求められる。

第3章 事業の対象となる子どもの障害への配慮

学齢児に対する発達支援を提供する場合、これまでの様々な生活経験に基づく個々の成長発達過程によって、発達年齢や障害特性から想定される状況と異なる育ちをしている可能性があることを念頭においてかかわる必要がある。子どもであるからこそ家庭や学校、友達や大人に影響を受け、場合によっては不適切な依存関係の中で育っていくこともありうる。これらの経験が、望ましい発達支援となる場合もあれば、適さない（あまり有意義でない）経験であることもある。個々の育ちは環境に大きく影響を受けている。それぞれの障害の特徴を理解しつつ、定型発達の課題を考慮し、状態像の把握と支援を行う必要があり、いっそう個別性が必要とされる。成長発達に不可欠な体験や経験は、子ども自身の行動や行為を通して学習され、発達を促進することになる。それは、見る、聞く、触れるなどの感覚と運動により、物や行為等をより深く理解することである。

したがって、本事業の対象となる子どもへの支援は、障害の一般的な特徴を最低限理解し、前章で記載した発達段階を踏まえた上で、個々に合わせた発達支援の観点をもって育成する必要がある。そのほか、子どものアセスメントは多角的な視点で行い、その行動特性を分析解釈し、定期的に見直ししながら発達支援に生きていくことの大切さを私たちは常に念頭に置いておかねばならない。

1 障害の重複と個人差と発達段階

（1）障害の重複

診断名や明示された障害種別は、子どもを理解するのに有力な情報である。一方で、その情報にとらわれることなく、子どもの状態像の把握とアセスメント、分析をすることが必要である。

たとえば、脳性麻痺の子どもが示す運動障害において、部位や程度が様々であるように、落ち着きのなさやウロウロと動く程度や理由も様々である。また、脳性麻痺と自閉症の特徴を持つ場合もある。特に自発的に動くことが難しい重症心身障害児や四肢麻痺に加えて、コミュニケーションや対人関係に苦手さをもっている場合、子ども自らがその場を回避することが困難となる。その点を十分に配慮すべきである。

なお、診断名に基づく単一の障害特徴だけでとらえられる場合はほとんどない。

（2）発達段階と障害特性

一般的には、生活年齢（実年齢）と発達年齢（知的年齢）には多少の幅がありつつもほぼ同程度である。また、動作の学習や教科学習などにおいて、年齢によって学習内容が異なることは誰もが理解できる。したがって、子どもの発達状況と障害特性（運動と知覚の特性）をとらえなければ、適切な支援は不可能である。

一方で、社会的には（生活）年齢相応の振る舞いや行動を求められる。支援者もその子どもの年齢に適切な社会的な行動や行為を意識して関わる必要がある。

2 特性を持ち育ってきたことへの配慮

（1）未経験なことの把握と適切な経験の機会の保障

障害のあるなしに関わらず、子どもが経験することには親や大人の考え方が影響する。それに加え、発達支援を必要とする子どもがもつ動作や状況理解力、活動性、行動力等により、個人差が大きくなる。

一人で納得いくまで試行錯誤し、経験を積み重ねる機会、自己決定の機会が少ない可能性がある。特に運動能力や理解力、動作や行動に対する支援が必要な程、未経験のまま育つ可能性が高い。また、支援者が身の回りの介護や医療ケア、危険回避等に重きを置いている場合にはその機会すら与えられない事もある。

発達や障害の知識不足から、単に経験の機会だけ増やしたり、無理強いさせてしまったりする可能性もある。未経験になりやすいことを経験できる機会を意図的に提供し、一つ一つの体験を丁寧に見守る必要があると同時に適切でない経験によって誤学習させないように配慮すべきである。

(2) 成功体験と失敗体験

経験不足や多くの未経験要素があることにより、自分の行動を自己評価する機会が少なくなる。また、他者の介入が多いほど、自己評価や自己満足なしに「成功や失敗の判断」を他者が下してしまったり、他者の評価を基準に自己評価してしまったりが多くなることにも留意が必要である。

特に年齢が高くなるほど、じっくりと取り組む機会を設けたり、余計な口出しをせずに見守ったりする支援が必要となる。そして、自ら選び成功や失敗（支援付きの試行錯誤）を体験することが貴重である。

(3) 二次障害の理解と対応

障害特性によって二次障害は様々である。基本的には、二次障害の予防という観点で関わる必要があるが、二次障害が生じている場合は、発生要因を把握し、除去や軽減に努めるとともに代替手段の確保や学習の促進を図ることも必要になってくる。

運動障害の場合、成長に伴う関節の可動性の低下や身体的痛みには配慮が必要で、二次障害の予防や軽減のためにも、適切な時期に自助具や移動用具などを取り入れた生活設計を提案する必要がある。知的障害や発達障害などの場合には、本人の特性に合わない環境（理解できない指示や刺激が多く混乱しやすい環境など）や働きかけ（叱責されたり、頑張り続けるよう要請されたりするなど）により、適切な行動を身につけられなかったり（未学習）、誤った行動を獲得してしまったり（誤学習）することにより二次障害が生じる場合がある。自信の喪失やいじめ被害なども見られる場合には自尊心が低下し、結果として不登校やひきこもりになることもある。保護者からすれば、特性を正しく理解できず、どのように対応して良いかわからず努力してもうまく子育てできないこともあり、結果として虐待を含む不適切な養育に至ってしまうことも少なくない。本人の障害や特性の理解に加えて、家庭や学校、地域などとの関わりの中で対象となる子どものことを正しく理解していくこと求められる。

第4章 放課後等デイサービスにおける支援の内容

1 放課後等デイサービスにおける育成支援の内容

放課後等における育成支援は、障害のある子どもに固有のものがあるわけではなく、基本原則は、放課後児童クラブ等で展開される育成支援と同様であるという観点から、放課後児童クラブ運営指針を参考に放課後等デイサービスにおける育成支援の内容を以下に示す。

- ① 放課後等デイサービスの対象は、心身の変化の大きい小学校や特別支援学校の小学部から高等学校等までの年齢や発達の状況が異なる子どもたちであるため、この時期の子どもの発達過程や特性、適応行動、養育環境の状況を把握した上で、固有の援助や配慮が必要な場合には、一人ひとりの状態に即した放課後等デイサービス計画（=個別支援計画）に沿って育成支援・発達支援を行う。
- ② 放課後等デイサービスでは、子どもの発達過程や障害種別、障害特性を理解している者による発達支援を通じて、子どもが安心して過ごせるようにし、一人ひとりが集団全体の生活を豊かにすることが求められる。また、他者との信頼関係の形成を経験できることが必要であり、この経験を起点として、友達とともに過ごすことの心地よさや楽しさを味わうことで、人と関わることへの関心が育ち、コミュニケーションをとることの楽しさを感じることができるよう支援する。また、友達と関わることにより、葛藤を調整する力や、主張する力、折り合いをつける力が育つことを期待して支援する。
- ③ 子どもにとって、放課後等デイサービスが安心して過ごせる場であり、放課後等デイサービスの従業者が信頼できる存在であることを前提として、放課後等デイサービスにおける育成支援には、主に次のような内容が求められる。
 - ア) 子どもが自ら進んで放課後等デイサービスに通い続けられるように援助する。
 - ・ 放課後等デイサービスに通うことについて、その必要性を子どもが理解できるように援助する。
 - ・ 放課後等デイサービスの従業者は、子どもの様子を日常的に保護者に伝え、放課後等デイサービスの従業者と保護者がお互いに子どもの様子を伝え合えるようにする。
 - ・ 子どもが放課後等デイサービスに通うことに関して、学校と情報交換し、連携する。
 - ・ 子どもの遊びや生活、支援の環境及び帰宅時の安全等について、地域の人々の理解と協力が得られるようにする。
 - イ) 子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。
 - ・ 子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておくとともに、連絡なく欠席したり来所が遅れたりした子どもについては速やかに状況を把握して適切に対応する。
 - ・ 子どもの来所時には、子どもが安心できるように迎え入れ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握する。
 - ・ 遊びや生活、支援の場面における子どもの状況や体調、情緒等を把握し、静養や気分転換が必要な時には適切に対応する。なお、病気やケガの場合は、速やかに保護者と連絡をとる。
 - ウ) 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする。
 - ・ 子どもが放課後等デイサービスでの過ごし方について理解できるようにし、主体的に生活できるように援助する。

- ・ 放課後等デイサービスの従業者は、必要に応じて子ども全体に共通する生活時間の区切りをつくり、柔軟に活用して子どもが放課後の時間を自己管理できるように援助する。
 - ・ 放課後等デイサービスにおける過ごし方や生活時間の区切り等は、保護者にも伝えて理解を得ておく。
- エ) 放課後等デイサービスでの生活を通して、日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるようにする。
- ・ 手洗いやうがい、持ち物の管理や整理整頓、活動に応じた衣服の着脱等の基本的な生活習慣が身に付くように援助する。
 - ・ 子どもたちが集団で過ごす場合には、一緒に過ごす上で求められる協力及び分担や決まりごと等を理解できるようにする。
- オ) 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活、活動ができるようにする。
- ・ 子どもたちが集団で過ごす場合には、子どもたちが協力し合って放課後等デイサービスの生活を維持していくことができるようにする。その際、年齢や発達の状況が異なる子どもたちが一緒に生活していることを考慮する。
 - ・ 子どもが仲間関係をつくりながら、自発的に遊びをつくり出すことができるようにする。
 - ・ 遊びや生活、活動の中で生じる意見の対立やけんかなどについては、お互いの考え方の違いに気付くこと、葛藤の調整や感情の高ぶりを和らげること等ができるように、適切に援助する。
 - ・ 子ども間でいじめ等の関が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、放課後等デイサービスの従業者が協力して適切に対応する。
 - ・ 屋内外ともに子ども過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活、活動の環境をつくる。その際、必要に応じて製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮する。
 - ・ 子どもの宿題、自習等の学習活動を行う場合には、子どもが自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
 - ・ 放課後等デイサービスの子ども達が地域の子ども達と一緒に遊んだり活動したりする機会を設ける。
 - ・ 地域での遊び等の環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるようにする。
- カ) 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後等デイサービスの生活に主体的に関わることができるようにする。
- ・ 子ども一人ひとりの放課後等デイサービスでの生活状況を把握しながら、子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重する。
 - ・ 子どもが放課後等デイサービスの従業者に悩みや相談事を話せるような信頼関係を築く。
 - ・ 行事等の活動では、企画の段階から子どもの意見を反映させる機会を設けるなど、様々な発達の過程にある子どもがそれぞれに主体的に運営に関わることができるように工夫する。
- キ) 子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要に応じておやつを適切に提供する。
- ・ おやつを提供する場合には、発達過程にある子どもの成長にあわせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、適切に提供する。おやつの提供に当たっては、補食

としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫する。

- ・ おやつ提供に際しては、安全及び衛生に考慮するとともに、子どもが落ちついて食を楽しむようにする。
- ・ 食物アレルギーのある子どもについては、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供する。

ク) 子どもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。

- ・ 子どもが自分で避けることのできない危険に遭遇しないように、遊びと生活等の環境について安全点検と環境整備を行う。
- ・ 子どもが危険に気付いて判断したり、事故等に遭遇した際に被害を最小限にしたりするための安全に関する自己管理能力を身に付けられるように援助する。
- ・ 事故やケガ、災害等の緊急時に子どもの安全が守られるように、協力医療機関等を定め、また対応方針を作成して定期的に訓練等を行う。

ケ) 放課後等デイサービスでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。

- ・ 放課後等デイサービスにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝える。
- ・ 子どもに関する情報を家庭と放課後等デイサービスで共有することにより、保護者が就労している場合には、安心して子育てと仕事等を両立できるように支援する。

2 放課後等デイサービスにおける発達支援の内容

一般的に育成支援は、「子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ること（放課後児童クラブ運営指針）」を目的としており、子どもたちの将来の成長像を見据えた支援を行っていく必要がある。さらに、そのためには、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮するとともに、子どもひとり一人の人格を尊重し、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障することが必要である。

放課後等デイサービスでは、この考えを基本にしながらも、環境障害特性や一人ひとりの生活上の困難さに目を向けながら発達支援を行っていくことが不可欠である。放課後等デイサービスは、支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間・空間・人によるさまざまな体験を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保証と健全な育成を図るものである。

活動を通して、子どもたちが身につけていく力は、教育においては「生きる力」として定義され、具体的には「自ら課題を見つけ、自ら学び、考え、判断して行動し幸せを実現し、明るい未来を共に創る力」としている。その生きる力は、「知識」（何を知っているか、何ができるか）、「スキル」（知っていることを生かしたり対処したりする能力）、「人間性」（どのように社会・世界と関わりより良い人生を送るか）の3要素によって育まれる。（学習指導要領においては「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」で示されている）

つまり、放課後等デイサービスでは単に知識やスキルを身につけることが目的ではなく、様々な活動

を通して子どもたちの生きる力を育むことがその目指すべき目的であることをまず認識しなくてはならない。特に、放課後等デイサービスでは、児童～青年期という人格形成に向かう幅広い時期を対象とすることを考えると、その人間性の成長の部分にしっかり目を向け、支援していかななくてはならない。

さらに、その活動を行うにあたっては、その土台として子どもたちが安心感のある環境の中にあることがとても重要である。そのため、前述した子どもの障害やその障害による生活上の困難さに配慮することはもちろん、子どもたちの日常生活における環境についても目を向け、場合によっては、関係機関等と連携してアプローチする必要も視野に入れておく必要がある。放課後等デイサービスは、ソーシャルワークとケアワーク、つまり福祉援助と発達支援という二つの視点を持って子どもと向き合い、その成長を支えていくことが大切である。

以下、放課後等デイサービスにおける支援について、発達支援の内容とその留意事項について述べる。

放課後等デイサービスにおける発達支援は、「本人支援」「家族支援」「地域支援・地域連携」の3つの階層で構成される。

(1) 本人支援

子どものへの発達支援を行う上で学校と家庭との連携は不可欠でありかつ重要である。そこで、発達支援の内容については、福祉と教育の連動性を高めること、相互強化・補完を図るため役割分担を明確にすることなどが重要と考え、特別支援教育における教育活動全般を通して行われている「自立活動」を引用してまとめることとした。さらに参考として、「自立活動」に含まれる基本的な生活習慣や日常的な生活能力の向上にかかわる支援を体系的にまとめた「生活科」の内容を付加することで、生活経験を積み重ねることで身につけるべきとされる力を示すようにした。

「自立活動」は、心身の調和的発達をめざして、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と障害による学習上または生活上の困難を改善克服するために必要な要素(6区分27項目)で構成されている。支援にあたっては、「まず、個々の子どもの障害特性および発達段階を踏まえた上で、的確な実態把握に基づいて支援課題を明確にした上で支援を行うことが重要」であり、「これらすべての支援内容を取り扱うのではなく子ども一人一人の実態に応じて必要な項目を選定して支援を行う」とされている。放課後等デイサービスにおいては、本人の個別支援計画そして学校における教育支援計画との整合性を図りながら、現場で描く本人の支援目標に基づいて適切に「自立活動」の内容を取捨選択して支援に生かしていくことが重要である。

さらに、適切な支援を提供するためには、適時のモニタリングにより、必要な支援の検討・改善を行うことが必要である。このためには、発達支援計画の見直し等を行う支援の一連の流れ、すなわち PDCA サイクル(Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善))で構成されるプロセスが必要である。

なお、これらの支援の結果は、記録・評価され、次の支援に活かしていくものである。

①「自立活動」に関わる内容

1. 健康の保持

生命を維持し、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善を身体的な側面を中心として図る観点からの内容。

(1) 生活リズムや生活経験の形成に関すること

体温の調節、覚醒と睡眠など健康状態の維持・改善に必要な生活リズムを身につけること、

食事や排泄などの生活習慣の形成、衣服の調節、室温の調節や換気、感染予防のための生活保持など健康な生活環境の形成を図ること。

(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること

自分の病気の状態を理解し、その改善を図り、病気の進行の防止に必要な生活様式についての理解を深め、生活の自己管理ができるようにすること。

(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること

病気や事故等による神経、筋、骨、皮膚等身体各部の状態を理解し、その部位を適切に保護したり、症状の進行を防止したりできるようにすること。

(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること

自分の障害にどのような特性があるのか理解し、それらがおよぼす学習上又は生活上の困難について理解を深め、その状況に応じて、自己の行動や感情を調整したり、他者に対して主体的に働きかけたりして、より学習や生活をしやすい環境にしていくこと。

(5) 健康状態の維持・改善に関すること

障害により運動量が少なくなったり、体力が低下したりすることを防ぐために、日常生活における適切な健康の自己管理ができるようにすること。

2. 心理的な安定

自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する意欲の向上を図り、自己のよさに気付く観点からの内容。

(1) 情緒の安定に関すること

情緒の安定を図ることが困難な幼児児童生徒が、安定した情緒の下で生活できるようにすること。

(2) 状況の理解と変化への対応に関すること

場所や場面の状況を理解して心理的抵抗を軽減したり、変化する状況を理解して適切に対応したりするなど、行動の仕方を身に付けること。

(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること

自分の障害の状態を理解したり、受容したりして、主体的に障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲の向上を図ること。

3. 人間関係の形成

自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う観点からの内容

(1) 他者との関わりの基礎に関すること

人に対する基本的な信頼感をもち、他者からの働き掛けを受け止め、それに応ずることができるようにすること。

(2) 他者の意図や感情の理解に関すること

他者の意図や感情を理解し、場に応じた適切な行動をとることができるようにすること。

(3) 自己の理解と行動の調整に関すること

自分の得意なことや不得意なこと、自分の行動の特徴などを理解し、集団の中で状況に応

じた行動ができるようになること。

(4) 集団への参加の基礎に関すること

集団の雰囲気に合わせてたり、集団での決まり等を理解したりして、遊びや集団活動などに積極的に参加できるようになること。

4. 環境の把握

感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手掛かりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断し、行動できるようにする観点からの内容

(1) 保有する感覚の活用に関すること

保有する視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚などの感覚を十分に活用できるようにすること。

(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること

一人一人の感覚や認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるようにするとともに、特に自己の感覚の過敏さや認知の偏りなどの特性について理解し、適切に対応できるようにすること。

(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること

保有する感覚を用いて状況を把握しやすくするよう各種の補助機器を活用できるようにしたり、他の感覚や機器での代行が的確にできるようにしたりすること。

(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること

いろいろな感覚器官やその補助及び代行手段を総合的に活用して、情報を収集したり、環境の状況を把握したりして、的確な判断や行動ができるようにすること。

(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること

ものの機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるようにすること。

5. 身体の動き

日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする観点の内容

(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること

日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図ることなどの基本的技能に関すること。

(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること

姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるようにすること。

(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること

食事、排泄、衣服の着脱、洗面、入浴などの身辺処理及び書字、描画等の学習のための動作などの基本動作を身につけること。

(4) 身体の移動能力に関すること

自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など、日常生活に必要な移動能力の

向上を図ること。

(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること

作業に必要な基本動作を習得し、その巧緻性や持続性の向上を図るとともに、作業を円滑に遂行する能力を高めること。

6. コミュニケーション

場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにする観点の内容

(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること

障害の種類や程度、興味・関心等に応じて、表情や身振り、各種の機器などを用いて意思のやりとりが行えるようにするなど、コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身に付けること。

(2) 言語の受容と表出に関すること

話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を受け止めたり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出することができるようにすること。

(3) 言語の形成と活用に関すること

コミュニケーションを通して、事物や現象、自己の行動等に対応した言語の概念の形成を図り、体系的な言語を身に付けることができるようにすること。

(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること

話し言葉や各種の文字・記号、機器等のコミュニケーション手段を適切に選択・活用し、他者とのコミュニケーションが円滑にできるようにすること。

(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること

コミュニケーションを円滑に行うためには、伝えようとする側と受け取る側との人間関係や、そのときの状況を的確に把握することが重要であることから、場や相手の状況に応じて、主体的にコミュニケーションを展開できるようにすること。

■（参考）「生活科」に関わる内容

「生活科」においては、段階を積み重ねて身につけられるよう

1 段階「関心を持つ」「一緒に行く」

2 段階「特徴や変化に気づく」「援助を求めながらもできる限り自分の力で」

3 段階「よさ、それらの関わりに気づく」「できる限り自分の力で生活に生かす」

という考え方で、その内容を3段階に分けて示されている。

なお、「教師」「学習活動」あるいは「指導する」「身につける」など放課後等デイサービスの現場では馴染みにくい表現もあるが、あえて原文のニュアンスを大切にするために学習指導要領の原文のまま掲載している。必要に応じて、「支援者」「支援活動」あるいは「支援する」という言葉に置き換えて活用をしていただきたい。

1 生活科の目標

具体的な活動や体験を通して、生活に関わる見方・考え方を生かし、自立し生活を豊かにしていく

ための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わり等に気付くとともに、生活に必要な習慣や技能を身に付けるようにする。
- (2) 自分自身や身の回りの生活のことや、身近な人々、社会及び自然と自分との関わりについて理解し、考えたことを表現することができるようにする。
- (3) 自分のことに取り組んだり、身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学んだり、生活を豊かにしようとしたりする態度を養う。

2 各段階の目標および内容

○1 段階

(1) 目 標

ア 活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴に関心をもつとともに、身の回りの生活において必要な基本的な習慣や技能を身に付けるようにする。

イ 自分自身や身の回りの生活のことや、身近な人々、社会及び自然と自分との関わりについて関心を持ち、感じたことを伝えようとする。

ウ 自分のことに取り組もうとしたり、身近な人々、社会及び自然に関心を持ち、意欲をもって学んだり、生活に生かそうとしたりする態度を養う。

(2) 内 容

ア 基本的生活習慣

食事や用便等の生活習慣に関わる初歩的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 簡単な身辺処理に気付き、教師と一緒に行動しようとする。

(イ) 簡単な身辺処理に関する初歩的な知識や技能を身に付けること。

イ 安全

危ないことや危険な場所等における安全に関わる初歩的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りの安全に気付き、教師と一緒に安全な生活に取り組もうとする。

(イ) 安全に関わる初歩的な知識や技能を身に付けること。

ウ 日課・予定

日課に沿って教師と共にする学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りの簡単な日課に気付き、教師と一緒に日課に沿って行動しようとする。

(イ) 簡単な日課について、関心をもつこと。

エ 遊び

自分で好きな遊びをすることなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りの遊びに気付き、教師や友達と同じ場所で遊ぼうとする。

(イ) 身の回りの遊びや遊び方について関心をもつこと。

オ 人との関わり

小さな集団での学習活動を通して、次の事項を身に付けることができよう指導する。

(ア) 教師や身の回りの人に気付き、教師と一緒に簡単な挨拶などをしようとする
こと。

(イ) 身の回りの生命や自然について関心をもつこと。

カ 役割

学級等の集団における役割などに関わる学習活動を通して、次の事項を
身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りの集団に気付き、教師と一緒に参加しようとする事。

(イ) 集団の中での役割に関心をもつこと。

キ 手伝い・仕事

教師と一緒に印刷物を配ることや身の回りの簡単な手伝いなどに関わる
学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りの簡単な手伝いや仕事を教師と一緒にしようとする事。

(イ) 簡単な手伝いや仕事に関心をもつこと。

ク 金銭の扱い

簡単な買い物や金銭を大切に扱うことなどに関わる学習活動を通して、
次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りの生活の中で、教師と一緒に金銭を扱おうとする事。

(イ) 金銭の扱い方などに関心をもつこと。

ケ きまり

学校生活の簡単なきまりに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付
けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りの簡単なきまりに従って教師と一緒に行動しようとする事。

(イ) 簡単なきまりについて関心をもつこと。

コ 社会の仕組みと公共施設

自分の家族や近隣に関心をもつこと及び公園等の公共施設に関わる学習
活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りにある社会の仕組みや公共施設に気付き、それを教師と一緒にみんなに伝え
ようとする事。

(イ) 身の回りの社会の仕組みや公共施設の使い方などについて関心をもつこと。

サ 生命・自然

教師と一緒に公園や野山などの自然に触れることや生き物に興味や関心をもつことな
どに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りにある生命や自然に気付き、それを教師と一緒にみんなに伝えようとする
こと。

(イ) 身の回りの生命や自然について関心をもつこと。

シ ものの仕組みと働き

身の回りの生活の中で、物の重さに気付くことなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りにあるものの仕組みや働きに気付き、それを教師と一緒にみんなに伝えようとする。

(イ) 身の回りにあるものの仕組みや働きについて関心をもつこと。

○ 2 段階

(1) 目 標

ア 活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴や変化に気付くとともに、身近な生活において必要な習慣や技能を身に付けるようにする。

イ 自分自身や身の回りの生活のことや、身近な人々、社会及び自然と自分との関わりについて気付き、感じたことを表現しようとする。

ウ 自分のことに取り組もうとしたり、身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけようとしたり、意欲や自信をもって学んだり、生活に生かそうとしたりする態度を養う。

(2) 内 容

ア 基本的生活習慣

食事、用便、清潔等の基本的生活習慣に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 必要な身辺処理が分かり、身近な生活に役立てようとする。

(イ) 身近な生活に必要な身辺処理に関する基礎的な知識や技能を身に付けること。

イ 安全

遊具や器具の使い方、避難訓練等の基本的な安全や防災に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身近な生活の安全に関心をもち、教師の援助を求めながら、安全な生活に取り組もうとする。

(イ) 安全や防災に関わる基礎的な知識や技能を身に付けること。

ウ 日課・予定

絵や写真カードなどを手掛かりにして、見通しをもち主体的に取り組むことなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身近な日課・予定が分かり、教師の援助を求めながら、日課に沿って行動しようとする。

(イ) 身近な日課・予定について知ること。

エ 遊び

教師や友達と簡単な遊びをすることなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身近な遊びの中で、教師や友達と簡単なきまりのある遊びをしたり、遊びを工夫しようとしたりすること。

(イ) 簡単なきまりのある遊びについて知ること。

オ 人との関わり

身近な人と接することなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身近な人を知り、教師の援助を求めながら挨拶や話などをしようとする事。

(イ) 身近な人との接し方などについて知ること。

カ 役割

学級や学年、異年齢の集団等における役割に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身近な集団活動に参加し、簡単な係活動をしようとする事。

(イ) 簡単な係活動などの役割について知ること。

キ 手伝い・仕事

人の役に立つことのできる手伝いや仕事に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 教師の援助を求めながら身近で簡単な手伝いや仕事をしようとする事。

(イ) 簡単な手伝いや仕事について知ること。

ク 金銭の扱い

金銭の価値に気付くことや金銭を扱うことなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身近な生活の中で、教師に援助を求めながら買い物をし、金銭の大切さや必要性について気付くこと。

(イ) 金銭の扱い方などを知ること。

ケ きまり

順番を守ることや信号を守って横断することなど、簡単なきまりやマナーに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身近で簡単なきまりやマナーに気付き、それらを守って行動しようとする事。

(イ) 簡単なきまりやマナーについて知ること。

コ 社会の仕組みと公共施設

自分の住む地域のことや図書館や児童館等の公共施設に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 教師の援助を求めながら身近な社会の仕組みや公共施設に気付き、それらを表現しようとする事。

(イ) 身近な社会の仕組みや公共施設の使い方などを知ること。

サ 生命・自然

小動物等を飼育し生き物への興味・関心をもつことや天候の変化、季節の特徴に関心をもつことなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身近な生命や自然の特徴や変化が分かり、それらを表現しようとする事。

(イ) 身近な生命や自然について知ること。

シ ものの仕組みと働き

身近な生活の中で、ものの仕組みなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身近にあるものの仕組みや働きが分かり、それらを表現しようとする事。

(イ) 身近にあるものの仕組みや働きについて知ること。

○3段階

(1) 目 標

ア 活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わりに気付くとともに、生活に必要な習慣や技能を身に付けるようにする。

イ 自分自身や身の回りの生活のことや、身近な人々、社会及び自然と自分との関わりについて理解し、考えたことを表現することができるようにする。

ウ 自分のことに取り組んだり、身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学んだり、生活を豊かにしようとしたりする態度を養う。

(2) 内 容

ア 基本的生活習慣

身の回りの整理や身なりなどの基本的生活習慣や日常生活に役立つことに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 必要な身辺処理や集団での基本的生活習慣が分かり、日常生活に役立てようとする事。

(イ) 日常生活に必要な身辺処理等に関する知識や技能を身に付けること。

イ 安全

交通安全や避難訓練等の安全や防災に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 日常生活の安全や防災に関心をもち、安全な生活をするよう心がけること。

(イ) 安全や防災に関わる知識や技能を身に付けること。

ウ 日課・予定

一週間程度の予定、学校行事や家庭の予定などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 日常生活の日課・予定が分かり、およその予定を考えながら、見通しをもって行動しようとする事。

(イ) 日課や身近な予定を立てるために必要な知識や技能を身に付けること。

エ 遊び

日常生活の中での遊びに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 日常生活の遊びで、友達と関わりをもち、きまりを守ったり、遊びを工夫し発展させたりして、仲良く遊ぼうとする事。

(イ) きまりのある遊びや友達と仲良く遊ぶことなどの知識や技能を身に付けること。

オ 人との関わり

身近なことを教師や友達と話すことなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身近な人と自分との関わりが分かり、一人で簡単な応対などをしようとする事。

(イ) 身近な人との簡単な応対などをするための知識や技能を身に付けること。

カ 役割

様々な集団や地域での役割に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 様々な集団活動に進んで参加し、簡単な役割を果たそうとする事。

(イ) 集団の中での簡単な役割を果たすための知識や技能を身に付けること。

キ 手伝い・仕事

自分から調理や製作などの様々な手伝いをする事や学級の備品等の整理などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 日常生活の手伝いや仕事を進んでしようとする事。

(イ) 手伝いや仕事をするための知識や技能を身に付けること。

ク 金銭の扱い

価格に応じて必要な貨幣を組み合わせるなどの金銭に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 日常生活の中で、金銭の価値が分かり扱いに慣れること。

(イ) 金銭の扱い方などの知識や技能を身に付けること。

ケ きまり

学校のきまりや公共の場でのマナー等に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 日常生活の簡単なきまりやマナーが分かり、それらを守って行動しようとする事。

(イ) 簡単なきまりやマナーに関する知識や技能を身に付けること。

コ 社会の仕組みと公共施設

自分の地域や周辺の地理などの社会の様子、警察署や消防署などの公共施設に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 日常生活に関わりのある社会の仕組みや公共施設が分かり、それらを表現すること。

(イ) 日常生活に関わりのある社会の仕組みや公共施設などを知ったり、活用したりすること。

サ 生命・自然

身近にいる昆虫、魚、小鳥の飼育や草花などの栽培及び四季の変化や天体の動きなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 日常生活に関わりのある生命や自然の特徴や変化が分かり、それらを表現すること。

(イ) 日常生活に関わりのある生命や自然について関心をもって調べる事。

シ ものの仕組みと働き

日常生活の中で、ものの仕組みなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 日常生活の中で、ものの仕組みや働きが分かり、それらを表現すること。

(イ) ものの仕組みや働きに関して関心をもって調べる事。

(2) 家族支援

子どもが学齢期に診断を受ける場合もあり、障害の理解や子どもへの支援の方向性の伝達など、初期の家族支援を必要とする場合がある。また、年齢とともに、子どもの発達課題が変化する場合や、いわゆる二次障害を抱える場合がある。したがって学齢期においても、家族支援は重要な課題となる。子どもが思春期の課題を乗り越えていくには家族の協力が不可欠であり、家庭は自尊感情や有能感（自己効力感）のベースである。そのため、養育スキルの習得や家庭環境の調整、保護者の心理的ケアなどを含めて家庭への支援をしっかりと行うことが重要である。放課後等デイサービスにおける保護者との接触は、送迎時か引き渡し時が中心となるため、短時間であっても丁寧にかかわることが大切である。なお、家族支援は保護者に限った支援ではなく、きょうだいや祖父母などへの支援、活動の提供も併せて検討することが望ましい。虐待やDV、経済的理由による養育の不安定さなどがある場合は、児童相談所や市町村行政などとの連携も重要になる。学齢期においては、放課後児童クラブや放課後等デイサービス、地域での様々な体験が重要であるが、家族とともに家庭で過ごし、子どもが家庭における役割を担う視点も重要である。家事を手伝う、分担するなど家庭の中で役割を全うすることは、達成感や貢献感へとつながり、将来の仕事や作業などの社会貢献の基礎となる。加えて、社会におけるロールモデルともなる保護者と日々過ごすことは、家庭でしか体験できない学習ともいえる。情緒の安定も含め、家庭で過ごす時間の確保は、常に視野に入れる必要がある。そのため、総支給量決定にかかる障害児相談支援との連携や実際の個別支援計画作成に当たっては、上記に述べた家庭で過ごす時間の確保を視野にいれて行う必要がある。放課後等デイサービスでの様子を伝え、家庭で取り組んでもらいたい課題があれば、その都度家族と話し合うことが大切である。家庭連携加算を有効に活用して、家庭内での養育などについて具体的にアドバイスしたり、環境整備などを行ったりすることも可能である。保護者との連絡については、学校、放課後等デイサービス及び家庭を結ぶ「連絡ノート」などを効果的に活用することが必要である。その他、通信や保護者会、個別面談や懇談会等の様々な方法を有効に活用する。

（３）地域支援・地域連携

①学校との連携

学齢期においては、学校との連携が何よりも重要である。放課後等デイサービスの提供に当たっては、学校での教育や生活も踏まえ、そして相乗的に効果が得られるよう目標を立てる必要がある。したがって、放課後等デイサービスの個別支援計画に学校との連携のねらいや方法等について明記しておく必要がある。一方、学校で作成される「個別の教育支援計画」には、放課後等デイサービスでの支援のねらいや内容が記載されることになるため、障害児相談支援（相談支援専門員）とともに学校と情報共有する必要がある。学校との連携に当たっては、①本人の状態や課題、②学校での個別の教育支援計画や指導計画に基づく年間目標や学習内容、③支援の方法（姿勢保持の椅子などの器具、スケジュールなどのツール、声かけの方法、身体介助方法、パニック時の対応など）、④学校が考える福祉的ニーズ（放課後等デイサービスに求めること）などについて共有する。日々の送迎は学校と連携を図る良い機会であり、その日の学校での様子や気になることがあった場合には、口頭又は「連絡ノート」を活用するなどして、その情報が確実に学校から事業者引き継がれることが大切である。

なお、送迎にあたっては、子どもを安全にかつ確実に送迎するため、誰をどの時刻にどこの事業所の送迎車に乗せるのかといったリストを作成してもらうなど、学校への協力依頼が必要となる。

②地域、関係機関との連携

放課後等デイサービスは、地域の児童館やその他の公共施設等の社会資源を積極的に活用して活動や交流の場を広げるとともに、地域住民と連携、協力しての安全の確保、障害のない子どもたちとの交流などを積極的に取り組んでいくことが求められる。なお、放課後児童クラブ等と並行利用している場合には、放課後児童クラブと十分な連携を図り、協力できるような体制を構築することが重要である。

3 発達支援における留意すべき事項

(1) 障害特性による配慮

子どもが成長発達する過程において、様々な合理的配慮等を行いながら環境を工夫し、支援する必要がある。障害特性に関して特に配慮すべきいくつかの内容を例として以下に示す。

- 視覚に障害のある子どもに対しては、聴覚、触覚及び保有する視覚等を十分に活用しながら、様々な体験を通して身近な物の存在を知り、興味・関心や意欲を育てていくことが必要である。また、ボディイメージを育て、身の回りの具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて基礎的な概念の形成を図るようにすることが必要である。さらに、視覚補助具やコンピューター等の情報機器、触角教材、拡大教材および音声教材等各種教材を効果的に活用することも重要である。
- 聴覚に障害のある子どもに対しては、保有する聴覚や視覚的な情報等を十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図る指導を進める必要がある。また、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して人との関わりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度や習慣を育てる必要がある。
- 知的障害のある子どもに対しては、活動内容や環境の設定を創意工夫し、活動への意欲を高めて、発達を促すようにすることが必要である。また、ゆとりや見通しをもって活動に取り組めるよう配慮するとともに、周囲の状況に応じて安全に行動できるようにすることが必要である。
- 発達障害のある子どもに対しては、予定等の見通しをわかりやすくしたり、感覚の特性(感覚の過敏や鈍麻)に留意し、安心できる環境づくりが必要である。また、具体的又は視覚的な手段を用いながら、活動や場面の理解ができるようにすることや、人とかかわる際の具体的な方法や手段を身に付けることが必要である。
- 精神的に強い不安や緊張を示す子どもに対しては、活動内容や環境の設定を創意工夫し、情緒の程よい表出を促すとともに、人との関わりを広げていけるようにすることが必要である。また、少数でゆったりと落ち着いた受容的な環境を用意することが必要である。
- 肢体不自由の子どもに対しては、幼児の身体の動きや健康の状態等に応じ、可能な限り体験的な活動を通して経験を広げるようにすることが必要である。また、興味や関心をもって、進んで身体を動かそうとしたり、表現したりするような環境を創意工夫することが必要である。
- 病弱・身体虚弱の子どもに対しては、病気の状態等に十分に考慮し、活動と休息のバランスを取りながら、様々な活動が展開できるようにするとともに自己理解を深めさせながら支援していくことが必要である。心臓病等により乳幼児期に手術等を受けている子どもは、治療過程で運動や日常生活上の様々な制限を受けたり、同年代の子どもとの関わりが少なくなるなど、学習の基礎となる経験が不足することがある。小児慢性特定疾病や難病等の子どもを含め、子どもが可能な限り体験的な活動を経験できるよう、主治医からの指示・助言や保護者の情報を3者で共有しながら支援を

行うことが必要である。

- 医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子どもに対しては、心身や健康の状態、病気の状態等を十分に考慮し、活動と休息のバランスを取りながら、様々な活動が展開できるようにするとともに、自己理解を深めさせながら支援していくことが必要である。また、健康状態の維持・改善に必要な生活習慣を身に付けることができるようにすることが必要である。さらに、子どもが可能な限り体験的な活動を経験できるよう、主治医からの指示・助言や保護者の情報を3者で共有しながら支援を行うことが必要である。
- 重症心身障害のある子どもに対しては、重度の知的障害及び重度の肢体不自由があるため、意思表示の困難さに配慮し、子どもの小さなサインを読み取り、興味や関心を持った体験的な活動の積み重ねができるようにすることが必要である。また、筋緊張を緩和する環境づくりと、遊び、姿勢管理により、健康状態の維持・改善を支えることが必要である。
- 複数の種類の障害を併せ有する子どもに対しては、それぞれの障害の特性に配慮した支援が必要である。

(2) 福祉的な配慮を必要とする子どもへの留意点

支援の基本として、子どもが行動、態度や表情など気がかりな様子を見せる時は、その原因や背景を考える必要がある。事業所の支援環境や手立ての調整を行うことで改善できることもあれば、子どもの生活環境全般を見渡し分析した上で、その環境上で発生している事象にアプローチしなければならないこともある。いくつかの気に留めておくべき環境要因を取り上げ、その配慮点を記す。しかし、まずは平素から保護者との関係づくりを丁寧に行うことで保護者の孤立を防ぐとともに子どもの変化に気付きやすくしておくこと、さらには専門機関やボランティア・市民活動団体などの地域資源についての情報を収集しておくことが大切である。

- 「行きたくても行けない」状況に苦しむ不登校の子どもに対しては、まずは本人の気持ちに寄り添い、共感したり受け入れたりすることで子どもの自己肯定感を高めることが大切である。決して登校することだけを求めるのではなく、子どもの最善の利益を考えつつ、生きる力を育てることを目標にした支援計画を作成し支援することが大切である。さらに、学校（校長、担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）、家庭を中心にその子を取り巻く支援機関、団体と連携を取りながら、支援観を共有し支援をしていくことも重要である。さらに、支援活動を適切に行うことで、必要に応じて「出席扱い」や「通学的乗車券制度」の適用を受けることについて検討することも知っておきたい。
- 放課後等デイサービスの職員には、「児童虐待防止等に関する法律」に基づき児童虐待の防止、早期発見と対応が定められている。児童虐待への対応については、まずは、平素から子どもの心身の状態、家庭での養育の状況についての把握に努めることが大切である。不自然な傷がある、日常的に身なりが不衛生で放置が疑われる、極度の緊張した表情、極度の甘えがみられるなど虐待が疑われる時は、速やかに事業所内で情報交換、連携し、保護者の援助を行いながら、子どもの状態を把握し、速やかに市町村または児童相談所等の関係機関と連携をすることが大切である。
- 生活に困窮する家庭が抱える生活課題・福祉課題が子どもの生活や育ちに様々な影響を及ぼしている。サイズに合っていない服を着ている、朝食を食べていない、医療機関を受診しない、生活リズムの乱れが見られるなどの子どもの貧困問題が疑われる場合は、それが貧困によるものなのか虐待

を含む他の要因によるものなのかを見極めることがまず大切である。子どもの貧困問題へ対応するにあたっては、他の保護者から不公平な扱いを受けていると受け取られないよう支援に関する情報の管理を適切に行うと同時に、貧困に悩む保護者や子どもの自尊心を傷つけないよう十分配慮することが大切である。さらに、状況に応じて児童相談所、社会福祉協議会などの公的機関と連携を取るとともにボランティア団体、市民活動グループなどの民間支援団体との連携の可能性も視野に入れ、対応能力を高めていくことが大切である。

- 近年増加傾向にある外国にルーツのある子どもたちは、言葉がうまく話せないことで友達関係が育めない、学習が進みにくい、あるいは、外見、文化の違いなどにより差別やいじめを受けるなど、生きづらさを感じている子も多い。また、保護者の就労が不安定で経済的なしんどさを抱える家庭も少なくない。支援にあたっては、子どもたちが持つ困難さををまず把握し、それぞれの困難さに対して具体的にどのような支援が必要かを「多文化共生」という視点を入れながら考えていくことになる。現状では、自治体あるいは学校によって支援体制が一律でないことから、必要に応じて民間団体と連携して支援を行い、対応能力を高めていくことが大切である。

第5章 提供体制と支援の質の向上

1 放課後等デイサービスにおける提供体制

(1) 定員

設置者・管理者は、設備、従業者等の状況を総合的に勘案し、適切な生活環境と事業内容が確保されるよう、障害のある子どもの情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、適切な利用定員を定める必要がある。

(2) 職員配置及び職員の役割

① 適切な職員配置

○ 放課後等デイサービスは、管理者（1名以上）、児童発達支援管理責任者（1名以上／専従）、児童指導員又は保育士又は障害福祉サービス経験者（うち半数以上は「児童指導員または保育士」であること：10名までは2名以上、10人を超えるものは10名を超えて5又はその端数を増すごとに2名に1名を加えて得た数以上）となっている。

主に重症心身障害のある子どもに対して行う場合は、嘱託医（1名以上）、看護師（1名以上）、児童指導員又は保育士（1名以上）、機能訓練担当職員（1名以上）、児童発達支援管理責任者（1名以上／専従）、（管理者（1名以上））となっている。

○ 常時見守りが必要な子どもや医療的ケアが必要な子ども、重症心身障害のある子ども等への支援のために、指導員又は保育士、看護師について、人員配置基準を上回って配置することも考慮する必要がある。

○ 児童発達支援管理責任者が個々の子どもについて作成する放課後等デイサービス支援計画に基づき、適切な知識と技術をもって活動等が行われるよう、支援の単位ごとに、従業者を統括する指導的役割の職員が配置されている必要があり、この職員には保育士等の資格を保有する者を充てるなど、支援の質の確保の観点から、適切な職員配置に留意する必要がある。

② 設置者・管理者の責務

○ 設置者・管理者は、放課後等デイサービスの役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、設置者・管理者としての専門性等の向上を図るとともに、放課後等デイサービスの質及び職員の資質向上のために必要な環境の確保を図らなければならない。

○ 設置者・管理者は、放課後等デイサービスが適切な支援を安定的に提供することにより、障害のある子どもの発達に貢献するとともに、子どもや保護者の満足感、安心感を高めるために、組織運営管理を適切に行わなければならない。

○ 設置者・管理者は、各職員が目指すキャリアパスに応じた研修等に参加することができるよう、職員の勤務体制等を工夫し、職員一人一人の資質及び専門性の向上の促進を図らなければならない。

○ 設置者・管理者は、職員一人一人の倫理観及び人間性を把握し、職員としての適性を適確に判断する責任がある。

○ 設置者・管理者は、質の高い支援を確保する観点から、従業者等が心身ともに健康で意欲的に支援を提供できるよう、労働環境の整備を図る必要がある。

③ 設置者・管理者による組織運営管理

設置者・管理者は、事業所の運営方針や、放課後等デイサービス支援計画、日々の活動に関するタイムテーブルや活動プログラムについて、児童発達支援管理責任者及び従業者の積極的な関与のもとでPDCAサイクルを繰り返し、事業所が一体となって不断に支援の質の向上を図ることが重要である。また、設置者・管理者は、PDCAサイクルを繰り返すことによって、継続的に事業運営を改善する意識を持って、児童発達支援管理責任者及び従業者の管理及び事業の実施状況の把握その他の管理を行わなければならない。

ア 事業運営の理念・方針の設定・見直しと職員への徹底

- 事業所ごとに、運営規程を定めておくとともに、児童発達支援管理責任者及び従業者に運営規程を遵守させておかなければならない。運営規程には以下の重要事項は必ず定めておく必要がある。

【運営規程の重要事項】

- ・事業の目的及び運営の方針
 - ・従業者の職種、職員数及び職務の内容
 - ・営業日及び営業時間
 - ・利用定員
 - ・児童発達支援の内容並びに保護者から受領する費用の種類及びその額
 - ・通常の事業の実施地域
 - ・支援の利用に当たっての留意事項
 - ・緊急時等における対応方法
 - ・非常災害対策
 - ・事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
 - ・虐待の防止のための措置に関する事項
 - ・その他運営に関する重要事項
- 事業の目的及び運営方針は、本ガイドラインに記載されている放課後等デイサービスの役割や放課後等デイサービスの提供すべき内容、地域での子どもや保護者の置かれた状況、放課後等デイサービスが公費により運営される事業であること等を踏まえ、適切に設定する。
 - 事業の目的及び運営方針の設定や見直しに当たっては、児童発達支援管理責任者及び従業者が積極的に関与できるように配慮する。
 - 児童発達支援管理責任者及び従業者の採用に当たっては、事業所の目的及び運営方針を始めたとした運営規程の内容を丁寧に説明するとともに、様々な機会を通じて繰り返しその徹底を図る。
- #### イ 複数のサイクル（年・月等）での目標設定と振り返り
- PDCAサイクルにより不断に業務改善を進めるためには、児童発達支援管理責任者及び従業者が参画して、複数のサイクル（年間のほか月間等）で事業所としての業務改善の目標設定とその振り返りを行うことが必要である。
- #### ウ 自己評価結果の公表
- 本ガイドラインに加え、別添の「放課後等デイサービスにおける事業所全体の自己評価の

流れ」を踏まえ、「事業所職員向け放課後等デイサービス自己評価表」（別紙 1）を活用して行う放課後等デイサービスの職員による事業所の支援の評価及び「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」（別紙 2）を活用して行う保護者等による事業所評価を踏まえ、事業所全体として自己評価を行う必要がある。

- 事業所の自己評価結果による放課後等デイサービスの質の評価及び改善の内容については、事業所全体による自己評価に基づき、「事業所における自己評価結果（公表）」（別紙 3）及び「保護者等からの事業所評価の集計結果（公表）」（別紙 4）を用いて、概ね 1 年に 1 回以上、子どもや保護者等に向けて、インターネットのホームページや会報等で公表していくことが必要である。
- また、この事業所による自己評価のほか、可能な限り、第三者による外部評価を導入して、事業運営の一層の改善を図ることが必要である。

エ コミュニケーションの活性化等

- P D C A サイクルによる業務改善が適切に効果を上げるには、現状の適切な認識・把握と、事業所内での意思の疎通・情報共有が重要である。
- 支援提供の日々の記録については、児童発達支援管理責任者が把握する以外に、従業員同士での情報共有を図ることも支援の質の向上のために有用である。職場での何でも言える雰囲気作りや職員同士のコミュニケーションの活性化も設置者・管理者の役割である。
- 放課後等デイサービス支援計画の作成・モニタリング・変更の結果について、児童発達支援管理責任者から報告を受けるなど、児童発達支援管理責任者や従業員の業務の管理及び必要な指揮命令を行う。
- 支援内容の共有や職員同士のコミュニケーションの活性化が事業所内虐待の防止や保護者による虐待の早期発見に繋がるものであることも認識しておくとともに、設置者・管理者も、適切な支援が提供されているか把握しておく必要がある。

オ 子どもや保護者の意向等の把握

- P D C A サイクルによる業務改善を進める上で、アンケート調査等を実施して、支援を利用する子どもや保護者の意向や満足度を把握することが必要である。
- 特に子どもや保護者の意向等を踏まえて行うこととした業務改善への取組については、子ども及び保護者に周知していくことが必要である。

カ 支援の継続性

- 放課後等デイサービスは、子どもや保護者への支援の継続性の観点から継続的・安定的に運営することが必要である。やむを得ず事業を廃止し又は休止しようとする時は、その一月前までに都道府県知事等に届け出なければならない。この場合、子どもや保護者に事業の廃止又は休止しようとする理由を丁寧に説明するとともに、他の放課後等デイサービスを紹介するなど、子どもや保護者への影響が最小限に抑えられるように対応することが必要である。

(3) 施設及び設備等

- 放課後等デイサービスは、放課後等デイサービスを提供するための設備及び備品を適切に備えた場所である必要がある。設置者・管理者は、様々な障害のある子どもが安全に安心して過ごすことができるようバリアフリー化や情報伝達への配慮等、個々の子どもの態様に応じた工夫が必要であ

る。

- 放課後等デイサービス事業所の指導訓練室については、床面積の基準は定められていないが、児童発達支援センターが児童発達支援事業を行う場合においては、子ども一人当たり2.47㎡の床面積が求められていることを参考としつつ、適切なスペースの確保に努めることが必要である。
- 人員配置基準としては、「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（2年以上障害福祉サービス事業に従事した者）」とし、そのうち、児童指導員又は保育士を半数以上配置することとする。
- 子どもが生活する空間については、指導訓練室のほか、おやつや学校休業日に昼食がとれる空間、静かな遊びのできる空間、雨天等に遊びができる空間、子どもが体調の悪い時等に休息できる静養空間、年齢に応じて更衣のできる空間等を工夫して確保することが必要である。また、室内のレイアウトや装飾にも心を配り、子どもが心地よく過ごせるように工夫することが必要である。
- 屋外遊びを豊かにするため、屋外遊技場の設置や、学校と連携して校庭等を利用したり、近隣の児童遊園・公園等を有効に活用したりすることが必要である。
- 備品については、遊具のほか、障害種別、障害の特性及び発達状況に応じた支援ツールを備えることも考慮していくことが必要である。

（４）衛生管理、安全対策

設置者・管理者は、障害のある子どもや保護者が安心して放課後等デイサービスの支援を受け続けられるようにするためには、放課後等デイサービスを運営する中で想定される様々なリスク、例えば、子どもの健康状態の急変、非常災害、犯罪、感染症の発生と蔓延等に対する対応マニュアルの策定や発生を想定した訓練、関係機関・団体との連携等により、日頃から十分に備えることが必要である。

① 衛生・健康管理

設置者・管理者は、感染症の予防や健康維持のために、職員に対し常に清潔を心がけさせ、手洗い、手指消毒の励行、換気等の衛生管理を徹底することが必要である。

ア 感染症対策等

- 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めること。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて、市町村、保健所等に連絡をし、必要な措置を講じて二次感染を防ぐこと。
- 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後等デイサービス事業所としての対応マニュアルを定めておくこと。なお、子どもの感染防止のために臨時に休所しなければならないと判断する場合は、保護者や各関係機関・団体との連絡体制を構築しておく必要がある。
- 活動や行事等で食品を提供する場合は、衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止すること。
- 設置者・管理者は、感染症又は食中毒が発生した場合の対応や、排泄物又は嘔吐物等に関する処理方法についての対応マニュアルを策定し職員に周知徹底を図るとともに、マニュアルに沿って対応できるようにすることが必要である。
- 設置者・管理者は、子どもの健康状態の把握及び感染症発生の早期発見のために、子どもの来所時の健康チェック及び保護者との情報共有の体制を構築しておくことが必要である。また、感染症発生動向に注意を払い、インフルエンザやノロウイルス等の感染症の流行時に

は、子どもの来所時の健康チェック及び保護者との情報共有体制を強化する必要がある。さらに、インフルエンザやノロウイルス等の感染症により集団感染の恐れがある場合は、子どもの安全確保のために、状況に応じて休所とする等の適切な対応を行うとともに、保護者や各関係機関・団体との連絡体制を構築しておく必要がある。

イ アレルギー対策

- 設置者・管理者は、食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づき、食事やおやつを提供する際に、除去食や制限食で対応できる体制を整えることが必要である。
- アレルギー疾患のある子どもの利用に当っては、保護者と協力して適切な配慮に努めること。
- 放課後等デイサービスで飲食を伴う活動を実施する際は、事前に提供する場合について具体的に示し周知を行い、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めること。特に食物アレルギーについては、子どもの命に関わる重大な事故を起こす可能性もあるため、危機管理の一環として対応する必要がある。そのため、保護者と留意事項や緊急時の対応等（「エピペン®」の使用や消防署への緊急時登録の有無等）についてよく相談し、職員全員が同様の注意や配慮ができるようにしておくこと。

ウ その他

- 職員は、事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の子どもの状況を確認しておくとともに、子どもの健康管理に必要なとなる器械器具の管理等を適正に行う必要がある。
- 設置者・管理者は、重症心身障害のある子どもなど、全身性障害がある子どもについては、常に骨折が起こりやすいことを念頭におき、適切な介助が行える体制を整えるとともに、誤嚥性肺炎を起こさないよう、摂食時の姿勢や車いすの角度等の調整、本人の咀嚼・嚥下機能に応じた適切な食事の介助を計画的・組織的に行えるようにすることが必要である。

② 非常災害・防犯対策

- 設置者・管理者は、非常災害に備えて消火設備等の必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の避難方法や、関係機関・団体への通報及び連絡体制を明確にするとともに、それらを定期的に職員や保護者に周知しなければならない。
- 設置者・管理者は、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 設置者・管理者は、重大な災害の発生や台風の接近等により危険が見込まれる場合には、子どもの安全確保のために、状況に応じて放課後等デイサービス事業所を休所とする等の適切な対応を行うとともに、保護者や 保育所等の関係機関・団体との連絡体制を構築しておく必要がある。また、地震や風水害等の緊急事態に対して、重要な事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定することが望ましい。
- 職員は、障害種別や障害の特性ごとの災害時対応について理解しておくとともに、児童発達支援管理責任者は、子どもごとの放課後等デイサービス支援計画に災害時の対応について記載することも必要である。特に医療的ケアが必要な子どもについては、保護者や主治医、嘱託医及び協力医療機関等との間で災害発生時の対応について綿密に意思疎通を図っておくことが重要であり、設置

者・管理者は、職員に徹底する必要がある。

- 設置者・管理者は、外部からの不審者の侵入を含め、子どもが犯罪に巻き込まれないよう、事業所として防犯マニュアルの策定や、地域の関係機関・団体等と連携しての見守り活動、子ども自身が自らの安全を確保できるような学習支援など、防犯に係る安全確保への取組を行う必要がある。

③ 緊急時対応

- 設置者・管理者は、子どもの事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合は、速やかに保護者、協力医療機関及び主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 設置者・管理者は、緊急時における対応方法について「緊急時対応マニュアル」を策定するとともに、職員が緊急時における対応方針について理解し、予め設定された役割を実行できるように訓練しておく必要がある。また、設置者・管理者は、例えば、てんかんのある子どもが急な発作を起こした場合に速やかに対応できるよう、個々の子どもに応じた緊急の対応方法や搬送先等について、個別の緊急時対応マニュアルとして策定して、職員間で共有することも必要である。
- 職員は、医療的ケアを必要とする子ども等の支援に当たっては、窒息や気管出血等、生命に関わる事態への対応を学び、実践できるようにしておく必要がある。
- 子どものケガや病気の応急処置の方法について、日頃から研修や訓練に参加し、AED（自動体外式除細動器）、「エピペン®」等の知識と技術の習得に努めること。また、緊急時の応急処置に必要な物品についても常備しておくことが重要であり、AEDの設置が望ましい。

④ 安全確保

- 職員は、支援の提供中に起きる事故やケガを防止するために、室内や屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行い、危険を排除することが必要である。また、職員は、衝動的に建物から出てしまう子ども等もいるため、子どもの特性を理解した上で、必要な安全の確保を行う必要である。
- 設置者・管理者は、発生した事故事例や、事故につながりそうな事例の情報を収集し、ヒヤリハット事例集を作成し、職員間で共有することが必要である。

⑤ 適切な支援の提供

- 設置者・管理者は、設備、職員等の状況を総合的に勘案し、適切な生活環境と事業内容が確保されるよう、障害のある子どもの情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、利用定員の規模や、室内のレイアウトや装飾等に心を配り、必要に応じて改善を図る。
- 職員は、放課後等デイサービスの提供すべき支援の内容等について理解するとともに、放課後等デイサービス支援計画に沿って、それぞれの子どもたちの障害種別、障害の特性、発達の段階、生活状況や課題に細やかに配慮しながら支援を行うことが必要である。
- 職員は常に意思の疎通を図り、円滑なコミュニケーションが取れるようにすることが必要である。
- 支援開始前には職員間で必ず打合せを実施し、その日行われる支援の内容や役割分担について把握する。
- 支援終了後に職員間で打合せを実施し、その日の支援の振り返りをし、子どもや家族との関わりで気づいた点や、気になった点について職員間で共有する。
- 職員は、その日行った支援の手順、内容、利用者の反応や気づきについて、記録をとらなければならない。また、日々の支援が目標や計画に沿って行われているか、記録に基づいて検証し、支援

の改善や自らのスキルアップに繋げていく必要がある。

⑥ 保護者との関わり

職員は、子どもや保護者の満足感、安心感を高めるために、提供する支援の内容を保護者とともに考える姿勢を持ち、子どもや保護者に対する丁寧な説明を常に心がけ、子どもや保護者の気持ちに寄り添えるように積極的なコミュニケーションを図る必要がある。

(1) 保護者との連携

- 職員は、日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持つことが重要である。このため、医療的ケアの情報や介助の方法、適切な姿勢、気になることがあった場合の情報等について、連絡ノート等を通じて保護者と共有することが必要である。また、必要に応じて、家庭内での養育等についてペアレント・トレーニング等を活用しながら、子どもの育ちを支える力をつけられるよう支援したり、環境整備等の支援を行ったりすることが必要である。
 - 設置者・管理者は、送迎時の対応について、事前に保護者と調整していくことが必要である。また、施設内でのトラブルや子どもの病気・事故の際の連絡体制について、事前に保護者と調整し、その内容について職員間で周知徹底しておく必要がある。
 - 設置者・管理者は、職員が行う保護者への連絡や支援について、随時報告を受けることや記録の確認等により、把握・管理することが必要である。
- (2) 子どもや保護者に対する説明責任等職員は、子どもや保護者が放課後等デイサービスを適切かつ円滑に利用できるよう、説明責任を果たすとともに、必要な支援を行う責務がある。

ア 運営規程の周知

設置者・管理者は、運営規程について、事業所内の見やすい場所に掲示する等により、その周知を図る。

イ 子どもや保護者に対する運営規程や児童発達支援計画の内容についての丁寧な説明

設置者・管理者は、子どもや保護者に対し、利用申込時において、運営規程や支援の内容を理解しやすいように説明を行う必要がある。

特に、支援の内容、人員体制（資格等）、利用者負担、苦情解決の手順、緊急時の連絡体制等の重要事項については文書化の上、対面で説明する。また、児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス支援計画の内容について、その作成時、変更時に子どもと保護者に対して丁寧に説明を行う必要がある。

ウ 保護者に対する相談援助等

- 職員は、保護者が悩み等を自分だけで抱え込まないように、保護者からの相談に適切に応じ、信頼関係を築きながら、保護者の困惑や将来の不安を受け止め、専門的な助言を行うことも必要である。例えば、保護者との定期的な面談（最低限モニタリング時に実施することが望ましい）や訪問相談等を通じて、子育ての悩み等に対する相談を行ったり、子どもの障害について保護者の理解が促されるような支援を行ったりすることが必要である。
- 職員は、父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催したりすることにより、保護者同士が交流して理解を深め、保護者同士のつながりを密にして、安心して子育てを行っていくような支援を行うことが必要である。また、家族支援は保護者に限った支援ではなく、

きょうだいや祖父母等への支援も含まれる。特にきょうだいは、心的負担等から精神的な問題を抱える場合も少なくないため、例えば、きょうだい向けのイベントを開催する等の対応を行っていくことも必要である。

- 設置者・管理者は、職員に対して、保護者との定期的な面談や保護者に対する相談援助について、その適切な実施を促すとともに、随時報告を受けることや記録の確認等により、把握・管理する必要がある。

エ 苦情解決対応

- 設置者・管理者は、放課後等デイサービスに対する子どもや保護者からの苦情（虐待に関する相談も含む）について、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口や苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の設置、解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを構築することが必要である。
- 設置者・管理者は、苦情受付窓口について、子どもや保護者に周知するとともに、第三者委員を設置している場合には、その存在についても、子どもや保護者に周知する必要がある。
- 設置者・管理者は、苦情解決責任者として、迅速かつ適切に対応する必要がある。

オ 適切な情報伝達手段の確保

- 事業所は、定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信することが必要である。
- 視覚障害や聴覚障害等の障害種別に応じて、子どもや保護者との意思の疎通、情報伝達のための手話等による配慮が必要である。

⑦ 地域に開かれた事業運営

- 設置者・管理者は、地域住民の事業所に対する理解の増進や地域の子どもの温かい見守り、地域住民との交流活動の円滑な実施等の観点から、事業所はホームページや会報等を通じて活動の情報を積極的に発信することや、事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図ることが必要である。
- 実習生やボランティアの受入れは、事業所及び実習生やボランティア双方にとって有益であり、設置者・管理者は、積極的に対応することが望ましい。ただし、実習生やボランティアの受入れに当たっては、事故が起きないよう適切な指導を行う等の対応が必要である。また、実習生やボランティアの受入れに当たっては、事業所の理念やプログラム内容及び障害のある子どもの支援上の注意事項等を理解していただくことが必要である。

⑧ 秘密保持等

- 設置者・管理者は、職員等（実習生やボランティアを含む。以下同じ。）であった者が、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、誓約書の提出や雇用契約に明記するなど、必要な措置を講じなければならない。
- 職員は、関係機関・団体に子ども又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者等の同意を得ておかなければならない。また、ホームページや会報等に子ども又は保護者の写真や氏名を掲載する際には、保護者の許諾を得ることが必要である。
- 職員等は、その職を辞した後も含めて、正当な理由がなく業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

⑨ 職場倫理

- (1) 職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また活動や指導内容の向上に努めなければならない。これは、放課後等デイサービスで活動するボランティアにも求められることである。
- (2) 職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。
 - 子どもの人権尊重と権利擁護、子どもの性差・個人差への配慮に関すること。
 - 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱の禁止に関すること。
 - 子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。
 - 個人情報の取扱とプライバシーの保護に関すること。
 - 保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。
- (3) 子どもに直接関わる大人として身だしなみに留意すること。
- (4) 明文化された放課後等デイサービスの倫理規範を持つこと。

第6章 支援の質の向上と権利擁護

1 支援の質の向上への取り組み

児童福祉法第21条の5の17第2項の規定において、指定障害児事業者等は、その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならないとされている。そのためには、設置者・管理者は、「第三者評価共通基準ガイドライン（障害者・児福祉サービス版）」等により、第三者による外部評価を活用することが有効である。

また、適切な支援を安定的に提供するとともに、支援の質を向上させるためには、支援に関わる人材の知識・技術を高めることが必要であり、そのためには、設置者・管理者は、様々な研修の機会を確保するとともに、知識・技術の取得意欲を喚起することが重要である。

さらに、職員が児童発達支援センター等における課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制を構築するためには、日常的に職員同士が主体的に学び合う姿勢が重要である。そのため、設置者・管理者は、児童発達支援センター等において職場研修を実施し、職員は当該研修を通じて、常に自己研鑽を図る必要がある。

加えて、設置者・管理者は、職員が外部で行われる研修等へ積極的に参加できるようにし、職員が必要な知識・技術の修得、維持及び向上を図れるようにする必要がある。

（1）職員の知識・技術の向上

- 職員の知識・技術の向上は、児童発達支援の提供内容の向上に直結するものであり、職員の知識・技術の向上への取組は、設置者・管理者の重要な管理業務の一つである。
- 設置者・管理者は、職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、その計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保することが必要である。資質の向上の支援に関する計画の策定に際しては、職員を積極的に参画させることが必要である。
- 児童発達支援を適切に提供する上で、児童発達支援に期待される役割、障害のある子どもの発達の段階ごとの特性、障害種別・障害の特性、関連する制度の仕組み、関係機関・団体の役割、児童虐待への対応、障害者の権利に関する条約の内容等を理解することが重要であり、設置者・管理者は、職員に対してこうした知識の修得に向けた意欲を喚起する必要がある。
- 障害種別、障害の特性に応じた支援や発達の段階に応じた支援、家族支援等に係る適切な技術を職員が修得することが、子どもの発達支援や二次障害の予防、家庭養育を支えるといった視点から重要であり、設置者・管理者は、職員に対してこうした技術の修得に向けた意欲を喚起する必要がある。

（2）研修受講機会等の提供

- 設置者・管理者は、職員の資質向上を図るため、研修を実施する等の措置を講じなければならない。具体的には自治体や障害児等関係団体が実施する研修等への職員の参加、事業所における研修会や勉強会の開催（本ガイドラインを使用した研修会や勉強会等）、事業所に講師を招いての研修会の実施、職員を他の事業所等に派遣しての研修、事業所内における職員の自己研鑽のための図書の整備等が考えられる。また、医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子どもに対し、適切な支援が行われるよう、喀痰吸引等の研修を受講させることが必要である。

- 児童発達支援管理責任者は、従業者に対する技術指導及び助言を行うことも業務となっており、設置者・管理者は、事業所内における研修の企画等に当たっては、児童発達支援管理責任者と共同して対応していくことが必要である。

2 権利擁護

障害のある子どもの支援に当たっては、児童の権利に関する条約、障害者の権利に関する条約、児童福祉法等が求める子どもの最善の利益が考慮される必要がある。特に、障害のある子どもが、自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための支援を提供される権利を有することを認識することが重要である。具体的には、職員は、子どもの意向の把握に努める等により、子ども本人の意思を尊重し、子ども本人の最善の利益を考慮した支援を日々行う必要がある。また、障害のある子どもの権利擁護のために、虐待等の子どもの人権侵害の防止に関する次のような取組も積極的に行っていくことが重要である。

(1) 虐待防止の取組

- 設置者・管理者は、職員による子どもに対する虐待を防止するため、虐待防止委員会の設置など、必要な体制の整備が求められる。虐待防止委員会の責任者は、通常、管理者が担うこととなる。虐待防止委員会を組織的に機能させるために、苦情解決の第三者委員等の外部委員を入れてチェック機能を持たせるとともに、児童発達支援管理責任者等、虐待防止のリーダーとなる職員を虐待防止マネジャーとして配置し、研修や虐待防止チェックリストの実施など、具体的な虐待防止への取組を進める。
- 設置者・管理者は、職員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修を実施し、又は自治体が実施する研修を受講させるほか、自らが虐待防止のための研修を積極的に受講する等により、児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。)及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。)について理解し、虐待の防止への取組を進める必要がある。特に、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」は必ず読むようにする。各都道府県で実施する虐待防止や権利擁護に関する研修を受講した場合には、児童発達支援センター等で伝達研修を実施することが重要である。
- 職員等からの虐待(特に性的虐待)は、密室化した場所で起こりやすいことから、設置者・管理者は、送迎の車内を含め、密室化した場所を極力作らないよう、常に周囲の目が届く範囲で支援が実施できるようにする必要がある。
- 職員等から虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合(相談を受けて虐待と認識した場合を含む。)、その職員は、障害者虐待防止法第 16 条に規定されている通報義務に基づき、児童発達支援の通所給付決定をした市町村の窓口に通報する。この時に、市町村に通報することなく、事業所の中だけで事実確認を進め、事態を収束させてしまうと通報義務に反することとなるため、必ず市町村に通報した上で行政と連携して対応を進める必要がある。
- 職員は、虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、子どもの状態の変化や家族の態度等の観察や情報収集により、虐待の早期発見に努めさせる必要がある。
- 職員は、保護者による虐待について、保護者に対する相談支援やカウンセリング等により未然

防止に努めることが重要であることを認識する。

- 職員は、保護者による虐待を発見した場合は、児童虐待防止法第 6 条に規定されている通告義務に基づき、市町村、都道府県の設置する福祉 事務所又は児童相談所等へ速やかに通告するよう徹底する必要がある。虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や児童家庭支援センター、市町村の児童虐待対応窓口、保健所等の関係機関・団体と連携して対応を図っていくことが求められる。

(2) 身体拘束への対応

- 職員等が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限することや、自分の意思で開けることのできない居室等に隔離すること等は身体拘束に 当たり、障害のある子どもや他の障害のある子どもの生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、禁止されている。
- やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性が要件 となるが、身体拘束の検討が必要なケースについては、代替性がないか等について慎重に検討した上で、それでもなお、身体拘束を行わざるを得ない事態が想定される場合には、いかなる場合にどのような形で身体拘束を行うかについて、設置者・管理者は組織的に決定する必要がある。また、児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画に、身体拘束が必要となる状況、身体拘束の態様・時間等について、子どもや保護者に事前に十分に説明をし、了解を得た上で記載させることが必要である。
- 身体拘束を行った場合には、設置者・管理者は、身体拘束を行った職員又は児童発達支援管理責任者から、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項の記録とともに報告を受ける。なお、必要な記録がされていない場合は、運営基準違反となることを認識しておく必要がある。

(3) その他

- 設置者・管理者は、子どもの権利擁護に関する研修会を実施するなど、職員が子どもの人権を尊重した支援を行うために必要な取組を進めることが必要である。